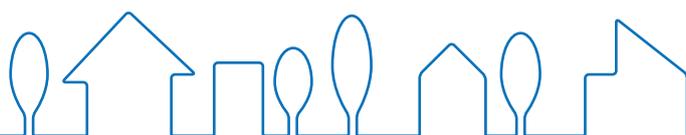




いなしき子ども・子育てプラン

稲敷市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
茨城県稲敷市

はじめに

稲敷市では急速な少子化に対応するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「稲敷市次世代育成支援行動計画（いなしき子育てプラン）」を策定し、平成 17 年から平成 26 年度の 10 か年をかけて、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めてきました。



しかしながら、少子化の進行、待機児童問題、仕事と家庭の両立、子育ての孤立感や負担感など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化は以前にもまして厳しくなっています。

稲敷市においても、人口の減少や少子化による子どもの減少が大変深刻な状況となり、地域の活力への影響も憂慮されているところです。

このような状況のなか、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることになりました。

稲敷市においては、新制度への移行にあたって、取り組むべき施策・事業を示す「いなしき子ども・子育てプランー稲敷市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、家庭や地域に温かく見守られながら子どもが健やかに生まれ育つまちを目指して、子ども・子育て支援のさらなる充実を目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりご尽力頂きました「稲敷市子ども・子育て会議」の委員の皆様及びニーズ調査やヒアリングにご協力頂きました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

稲敷市長 **田口 久克**

- 目次 -

序章 子ども・子育て支援事業計画策定方針

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の構成と期間	2
4. 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ	3
5. 計画の策定体制	3

第1章 子ども・子育て支援の現況と課題

1. 子ども・子育てをめぐる稲敷市の概況	5
2. 子ども・子育て支援の現状	14
3. 稲敷市次世代育成支援後期行動計画進捗状況の評価	21
4. ニーズ調査の概況	28
5. グループインタビューの概況	38

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	43
2. 子ども・子育て支援の意義	44
3. 基本目標	45

第3章 教育・保育提供区域と人口の考え方

1. 教育・保育提供区域の考え方	47
2. 人口の推計（児童数の推計）	49

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育施設の量の見込みと確保方策	51
(1) 教育施設	52
(2) 保育施設	54
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	60
(1) 利用者支援事業	61
(2) 延長保育事業（時間外保育事業）	62
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	63
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	65
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	66
(6) 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	67
(7) 地域子育て支援拠点事業	68
(8) 一時預かり事業	69
(9) 病児保育事業	71
(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	72
(11) 妊婦健康診査	73
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	74
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	74

第5章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
1. 稲敷市における基本的な考え方	75
第6章 放課後子ども総合プラン	
1. 放課後子ども総合プランについて	77
第7章 施策の展開	
1. 計画の体系	81
2. 施策の展開	83
基本目標1 地域における子育ての支援	83
基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保・増進	89
基本目標3 健やかな成長のための教育環境づくり	93
基本目標4 ひとり親家庭・要保護児童への対応など	101
基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	103
第8章 計画の推進にむけて（実現方策の検討）	
1. 計画の推進にむけて	105
資料編	
1. 稲敷市子ども・子育て会議条例	107
2. 稲敷市子ども・子育て会議委員名簿	108
3. 策定の経緯	109



序章 子ども・子育て支援事業計画策定方針

序章 子ども・子育て支援事業計画策定方針

1. 計画策定の背景

稲敷市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として、平成17年3月に合併前の町村ごとに「次世代育成支援行動計画」を策定、その後、4町村が合併し、平成18年3月に新市としての「次世代育成支援前期行動計画」を策定しました。平成22年3月に同計画を見直した「後期行動計画」を「いなしき子育てプラン」として策定し、総合的な子育て支援を推進してきました。

しかしながら、こうした取組を実施してなお、本市を含め、全国的に急速な少子化の進行が続いており、子育て世代によっては子育ての孤立感や負担感が増加する等、様々な課題が顕在化している状況です。

このような状況に対応していくため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。我が国においては、同法に基づき、子ども・子育ての新しい制度を創設し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指していくこととなりました。

3法の成立の背景となる課題

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ○急速な少子化の進行 | ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状 |
| ○子ども・子育て支援が量・質ともに不足 | ○子育ての孤立感と負担感の増加 |
| ○深刻な待機児童問題 | ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」 |
| ○OM字カーブ問題（30歳代で低い女性の労働力率） | ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性 |
| ○子育て支援の制度・財源の縦割り | ○地域の実情に応じた提供対策が不十分 |

①
質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

② 保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

③
地域の子ども・子育て支援
の充実

課題への解決策として、「幼保一元化(①)」「待機児童の解消(②)」「地域で支える教育・保育(③)」が推進されることとなりました。

市区町村には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備するため具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

2. 計画策定の目的

「いなしき子ども・子育てプラン（稲敷市子ども・子育て支援事業計画）」は子ども・子育て支援法第61条において、すべての自治体が策定を義務づけられている法定計画です。

自治体は、国が策定する基本指針に基づき、「教育・保育提供区域」、「教育・保育の量の見込み」、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期」を定めた計画を策定することとなっています。

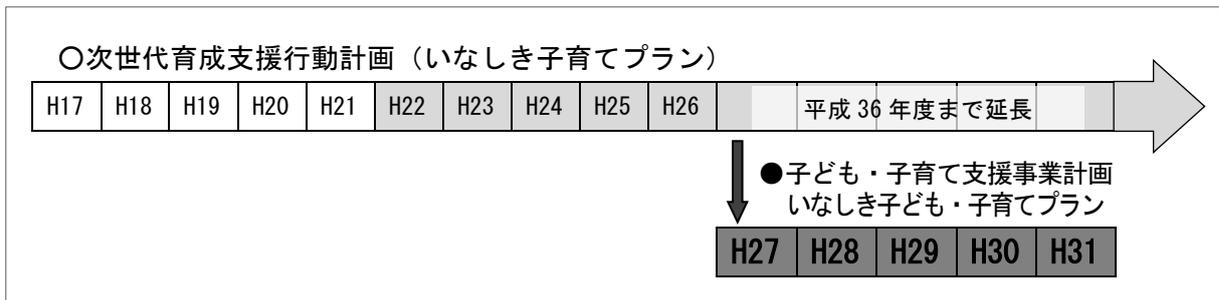
本市においては、国が示す基本指針に基づき、潜在的なニーズ及び将来的なニーズの変化を的確に捉え、教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施するための「いなしき子ども・子育てプラン（稲敷市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

3. 計画の構成と期間

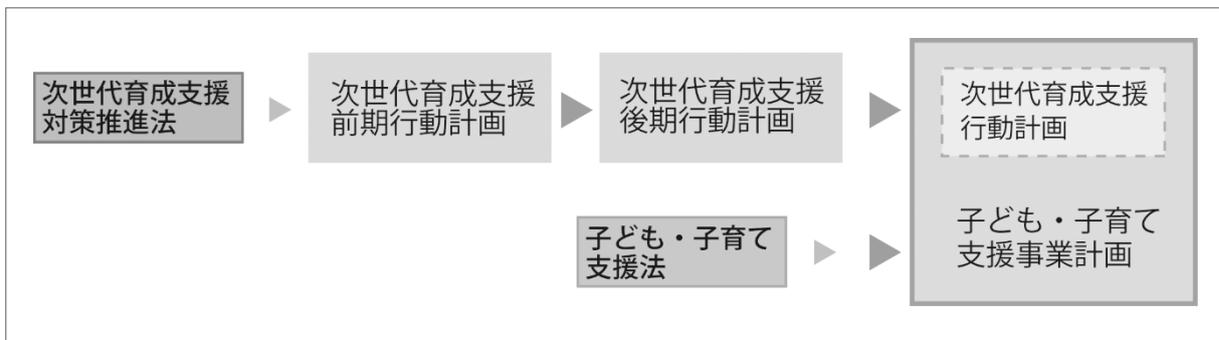
本計画の期間は5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までの計画とします。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、同法が平成27年度～平成36年度まで延長されたことから、平成27年度以降は、新たに策定する子ども・子育て支援事業計画に内包する形で引き継ぎます。

●計画の期間



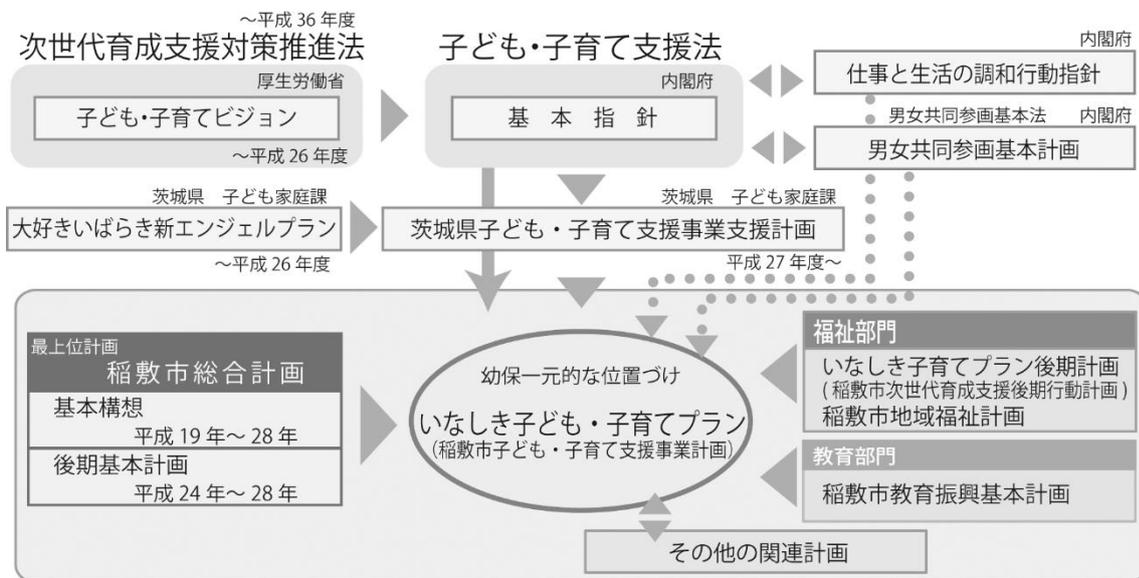
●次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の関係



4. 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

稲敷市子ども・子育て支援事業計画は、国や茨城県の上位計画、稲敷市の総合計画を踏まえるとともに、ワーク・ライフ・バランスや男女の働き方の見直し等国の関連計画、福祉・教育に係る稲敷市の関連計画と、整合を図っていくものとなります。

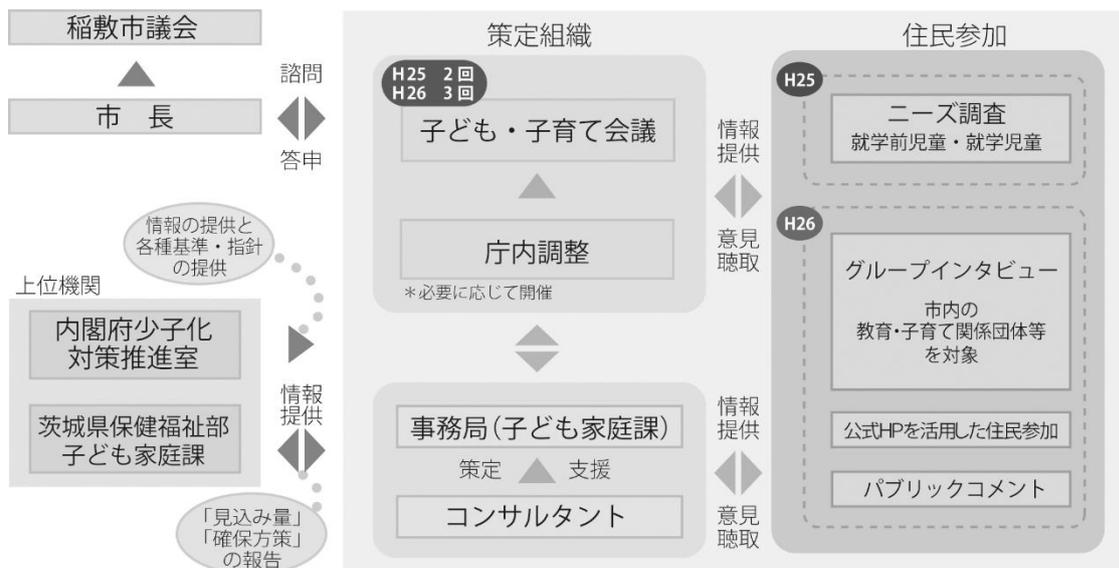
●計画の位置づけ

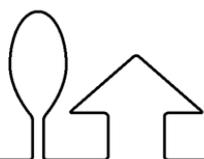


5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査等の住民意向を反映するとともに、教育、保育に係る関係者等で構成する「稲敷市子ども・子育て会議」において計画内容の検討を行いました。

庁内では、調整すべき事項について、必要に応じて会議を組織し、調整を図るものとします。





第1章 子ども・子育て支援の現況と課題

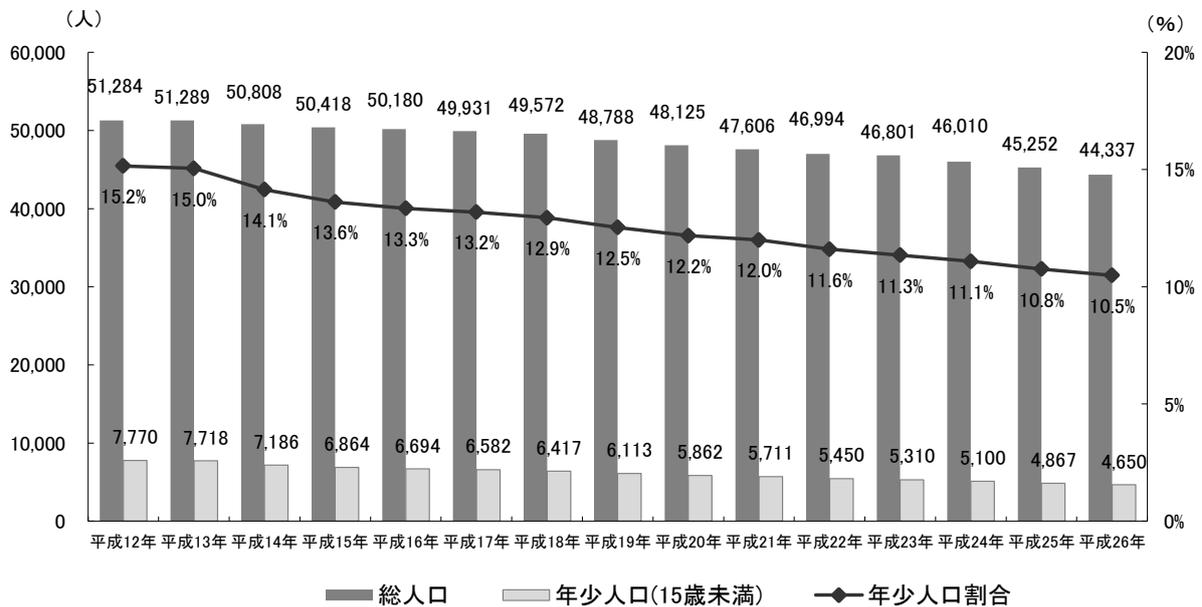
第1章 子ども・子育て支援の現況と課題

1. 子ども・子育てをめぐる稲敷市の概況

(1) 人口と年少人口割合の推移

稲敷市の人口は平成14年以降、毎年少しずつ減少しています。年少人口（15歳未満）は平成12年以降減少しており、平成12年に15.2%であった年少人口割合も平成26年では10.5%と4.7ポイント下がり、本市においても少子高齢化の傾向が顕著となっています。

●総人口と年少人口割合の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日）

(2) 年少人口の推移

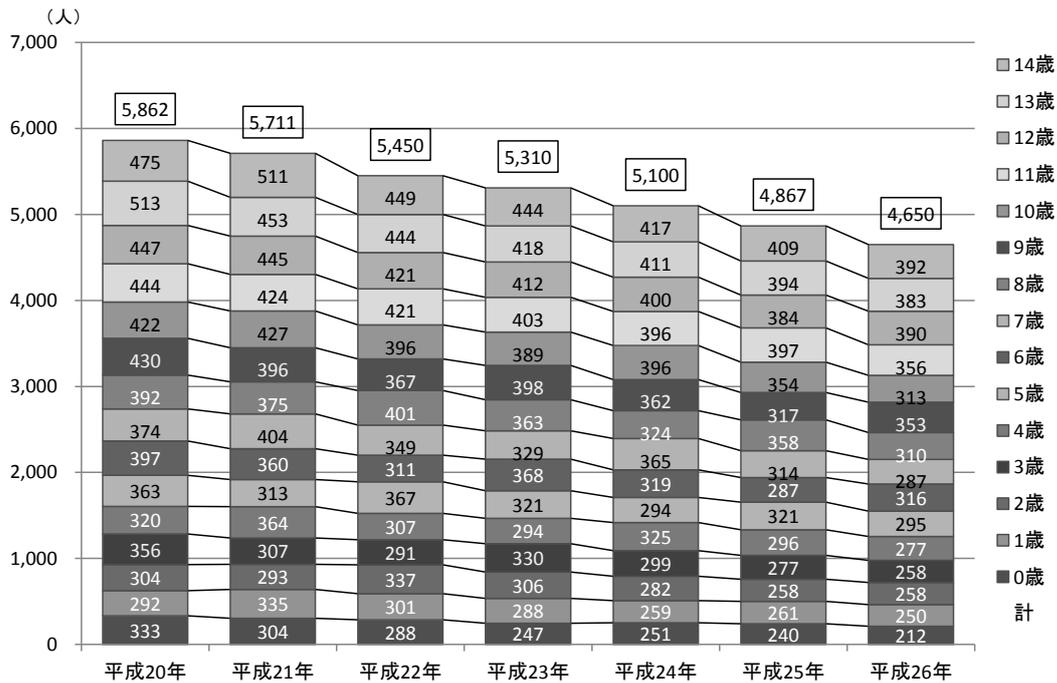
平成20年～26年の年少人口（15歳未満）の推移を細かくみると、小学生以上の就学児（6歳～14歳）、未就学児（0歳～5歳）ともに年々減少が続いています。

年少人口の年齢の構成比はほぼ変化がなく推移しており、未就学児（0～5歳）人口の割合は稲敷市の人口に対して、各年齢約0.5～0.7%となっています。

●年少人口と稲敷市の人口に対する年少人口の割合の推移(小学生・未就学児別)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
6～14歳	(人)	3,894	3,795	3,559	3,524	3,390	3,214	3,100
	(%)	8.1	8.0	7.6	7.5	7.4	7.1	7.0
0～5歳	(人)	1,968	1,916	1,891	1,786	1,710	1,653	1,550
	(%)	4.1	4.0	4.0	3.8	3.7	3.7	3.5
総人口	(人)	48,125	47,606	46,994	46,801	46,010	45,252	44,337

●年少人口の推移(年齢別)



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日）

●稲敷市の人口に対する年少人口割合の推移(年齢別)

年齢	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
14歳	0.99%	1.07%	0.96%	0.95%	0.91%	0.90%	0.88%
13歳	1.07%	0.95%	0.94%	0.89%	0.89%	0.87%	0.86%
12歳	0.93%	0.93%	0.90%	0.88%	0.87%	0.85%	0.88%
11歳	0.92%	0.89%	0.90%	0.86%	0.86%	0.88%	0.80%
10歳	0.88%	0.90%	0.84%	0.83%	0.86%	0.78%	0.71%
9歳	0.89%	0.83%	0.78%	0.85%	0.79%	0.70%	0.80%
8歳	0.81%	0.79%	0.85%	0.78%	0.70%	0.79%	0.70%
7歳	0.78%	0.85%	0.74%	0.70%	0.79%	0.69%	0.65%
6歳	0.82%	0.76%	0.66%	0.79%	0.69%	0.63%	0.71%
5歳	0.75%	0.66%	0.78%	0.69%	0.64%	0.71%	0.67%
4歳	0.66%	0.76%	0.65%	0.63%	0.71%	0.65%	0.62%
3歳	0.74%	0.64%	0.62%	0.71%	0.65%	0.61%	0.58%
2歳	0.63%	0.62%	0.72%	0.65%	0.61%	0.57%	0.58%
1歳	0.61%	0.70%	0.64%	0.62%	0.56%	0.58%	0.56%
0歳	0.69%	0.64%	0.61%	0.53%	0.55%	0.53%	0.48%

資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日）

(3) 人口動態の推移

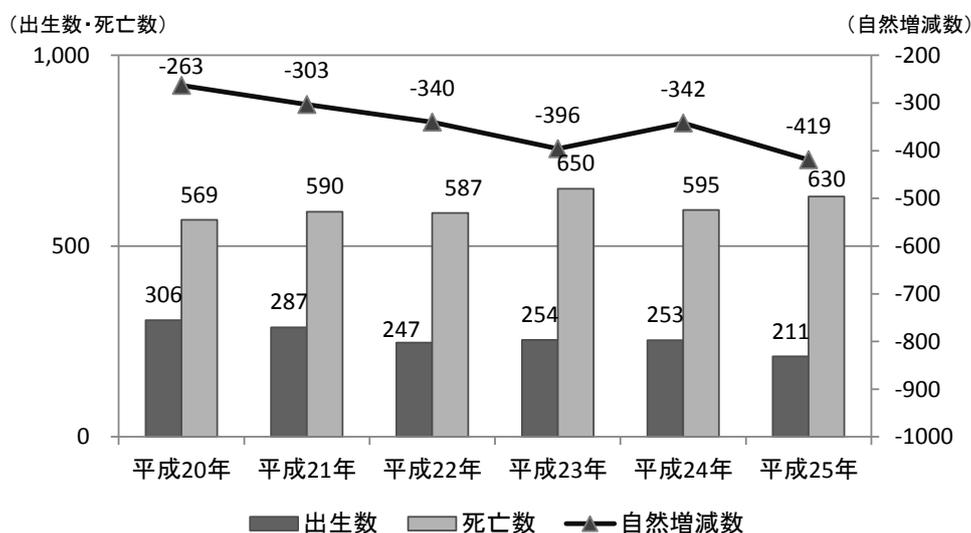
自然動態の推移をみると、毎年、死亡数が出生数を上回っています。出生数は平成20年では306人で、その後は減少傾向を示し、平成25年では211人となっています。

自然増減数をみると、平成20年は-263人でしたが、平成25年には-419人となっており、年々減少傾向が大きくなっています。

また、社会動態の推移をみると、毎年、転出が転入を上回っています。転出は平成21年の1,662人をピークに減少を続けていきましたが、平成25年にやや増加し1,587人になっています。転入も平成21年の1,359人をピークに減少傾向にありましたが、平成25年に増加に転じ1,093人になっています。

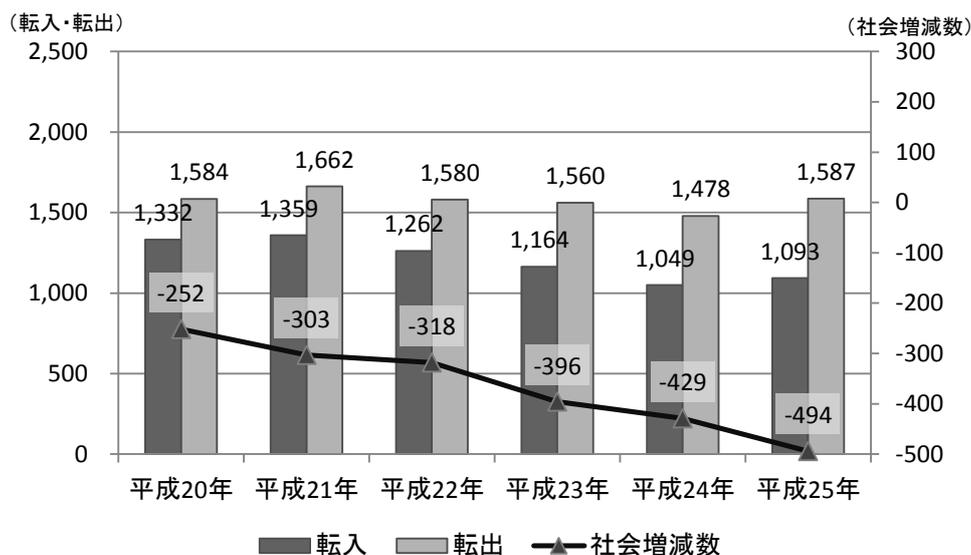
社会増減数をみると、平成20年は-252人でしたが、平成25年には-494人と減少傾向が大きくなっています。

●自然動態の推移



資料：茨城県人口動態統計

●社会動態の推移



資料：茨城県常住人口調査

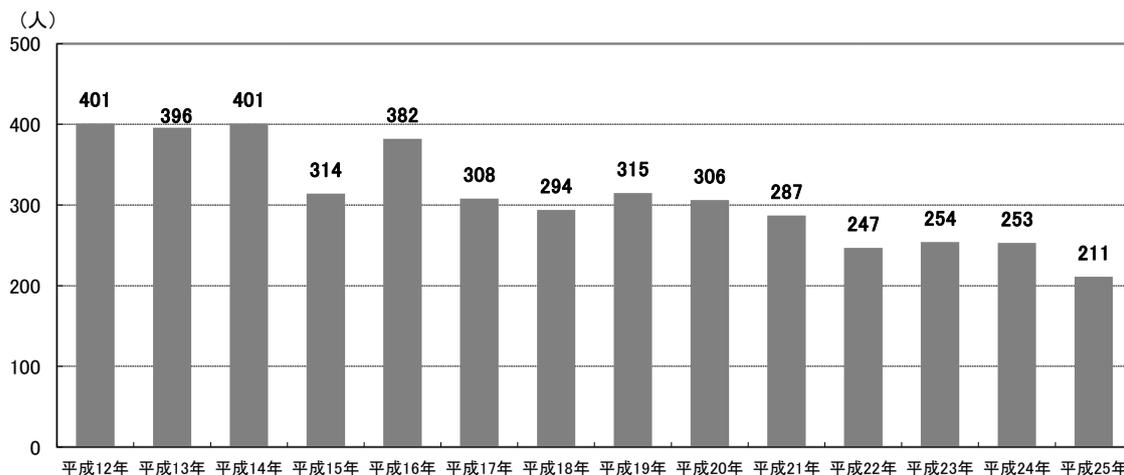
(4) 出生の動向

①出生数・出生率（人口1,000人あたり）

稲敷市における出生数は平成12年以降、多少の増減はあるものの、減少傾向で推移しています。平成12年の401人に対し平成25年では211人となっています。

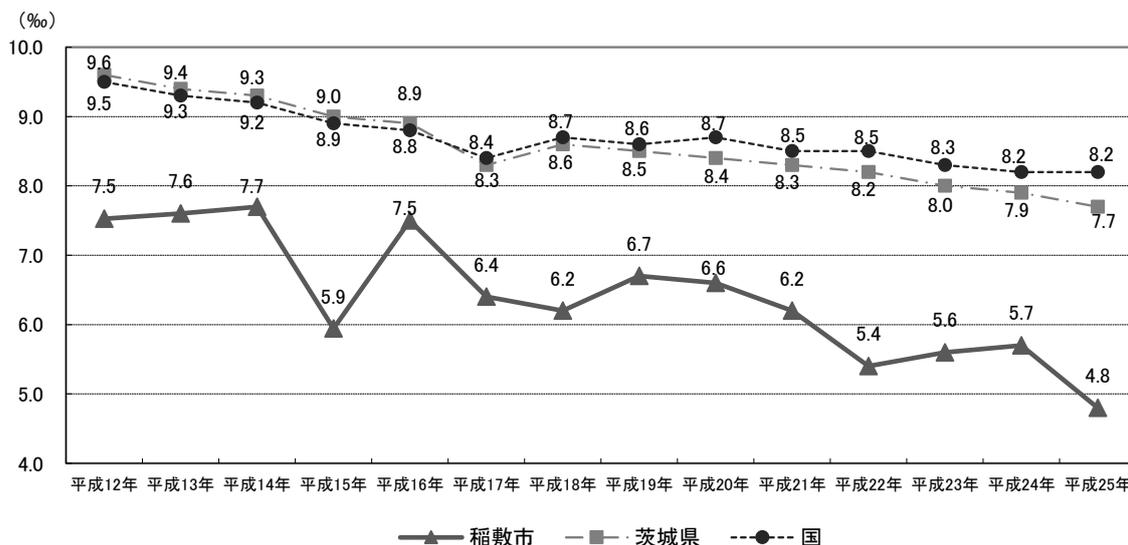
出生率（人口1,000人あたり）は国や茨城県よりも大幅に低い値で推移しており、少子化の傾向が強く表れています。

●稲敷市出生数の推移



資料：茨城県人口動態統計

●稲敷市出生数の推移

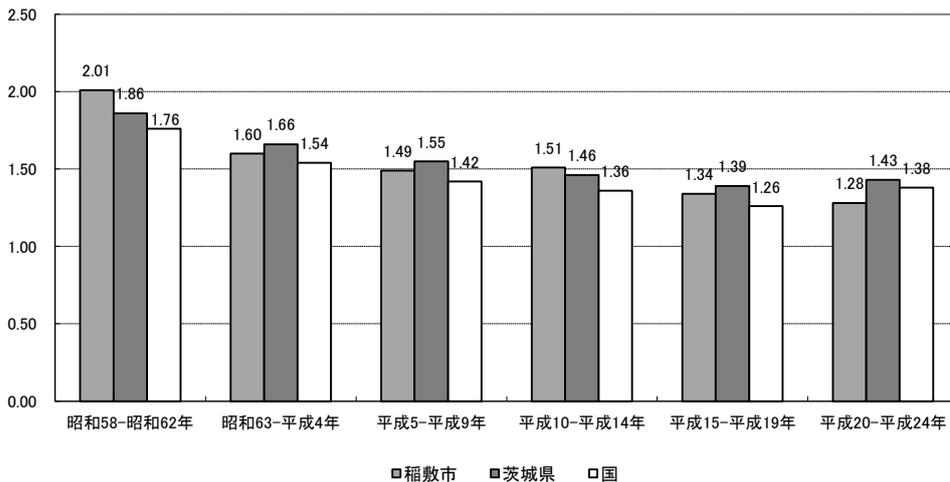


資料：茨城県人口動態統計

②合計特殊出生率

合計特殊出生率※（5年平均値）をみると、稲敷市は国よりも高い値で推移してきましたが、直近（平成20年～平成24年）では、国よりも下回っています。一方、茨城県と比べて高い値となっているのは、昭和58～62年と平成10～14年で、他の年は茨城県より若干低い値を示していることがわかります。

●稲敷市合計特殊出生率（5年平均値）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

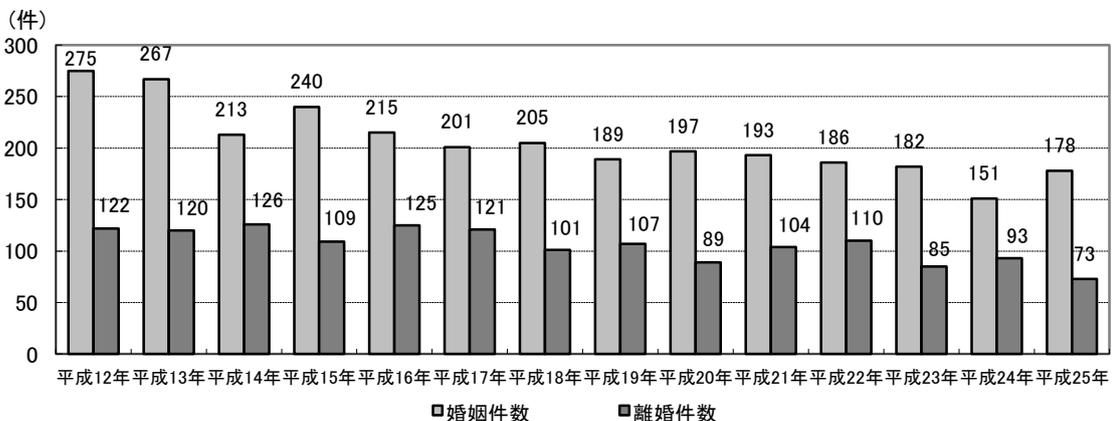
※合計特殊出生率は「15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産する子供の数」を示す指標としてよく用いられています。

（5）婚姻・離婚の動向

①婚姻・離婚の件数と率

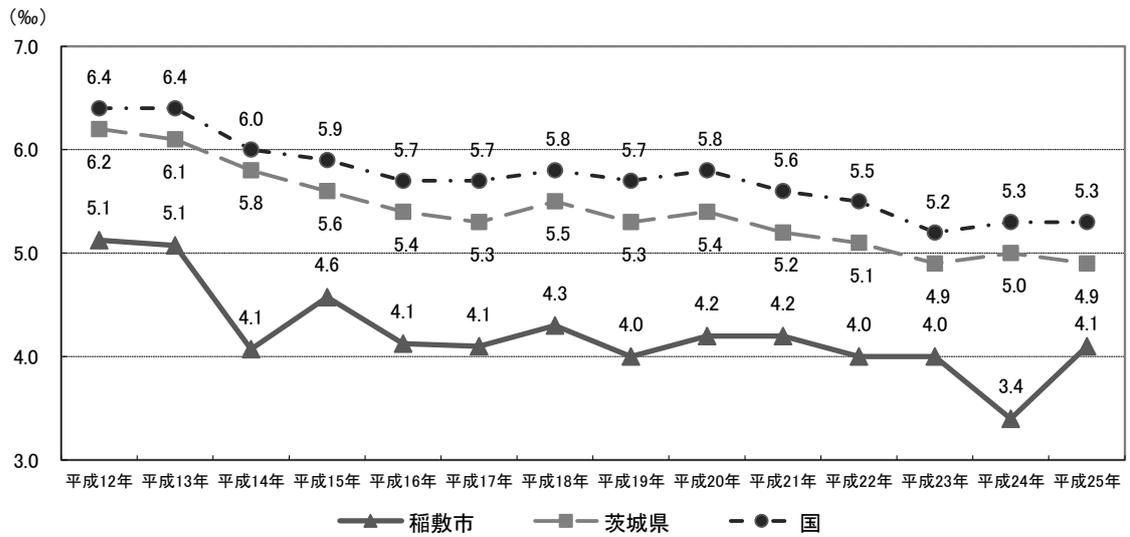
婚姻・離婚の件数をみると、減少傾向にあった婚姻件数が平成25年に増加に転じていることがわかります。また、婚姻率は国・茨城県よりも大幅に低い値で推移しています。一方、離婚率は国・茨城県より高い値となっている年が多くみられますが、平成25年度は国・茨城県よりも低い値になっています。

●婚姻と離婚の件数



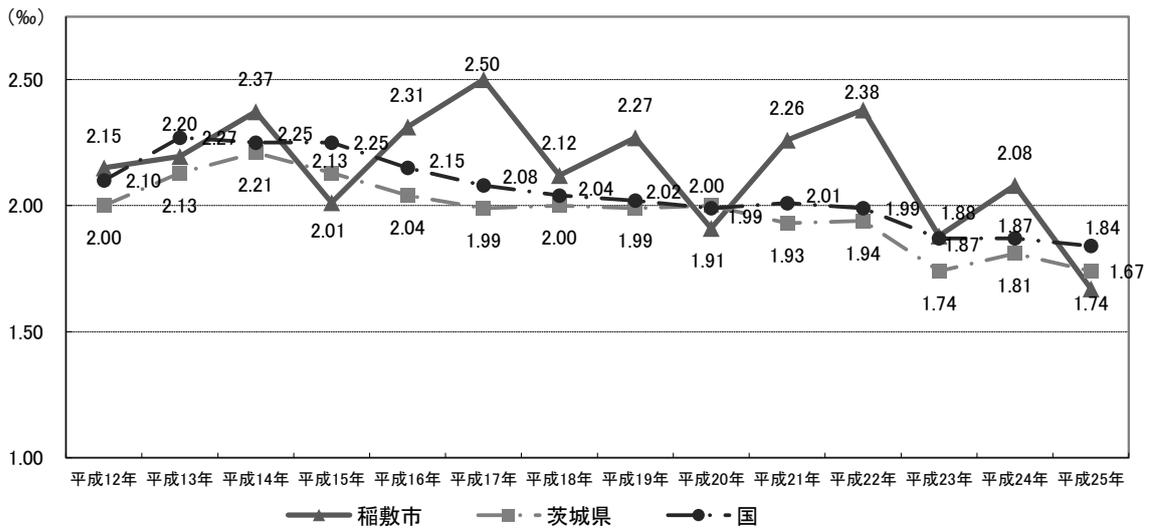
資料：茨城県人口動態統計

●婚姻率(人口 1,000 人あたり)の比較



資料：茨城県人口動態統計

●離婚率(人口 1,000 人あたり)の比較



資料：茨城県人口動態統計

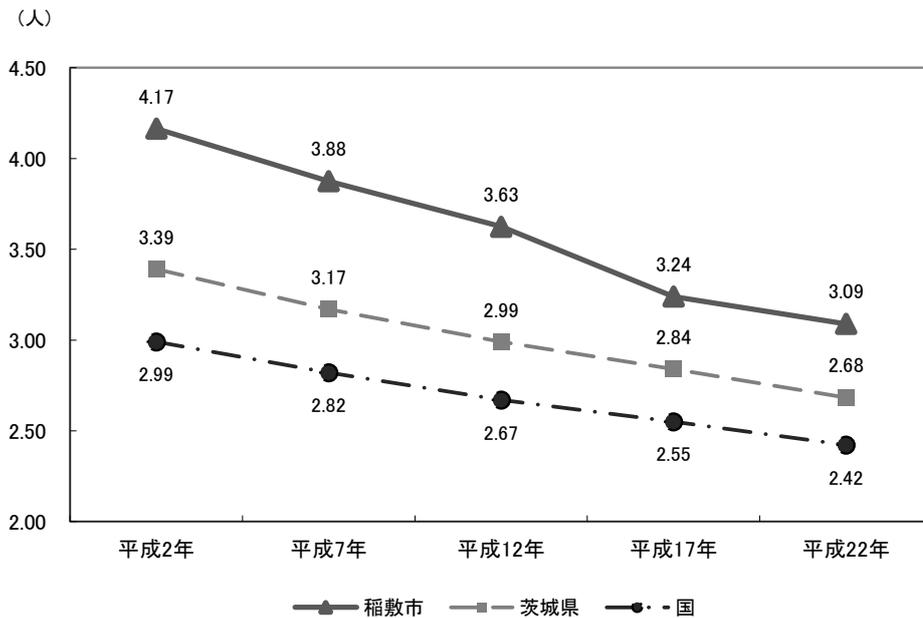
(6) 世帯の動向

① 1世帯あたり人数の推移・世帯構成比

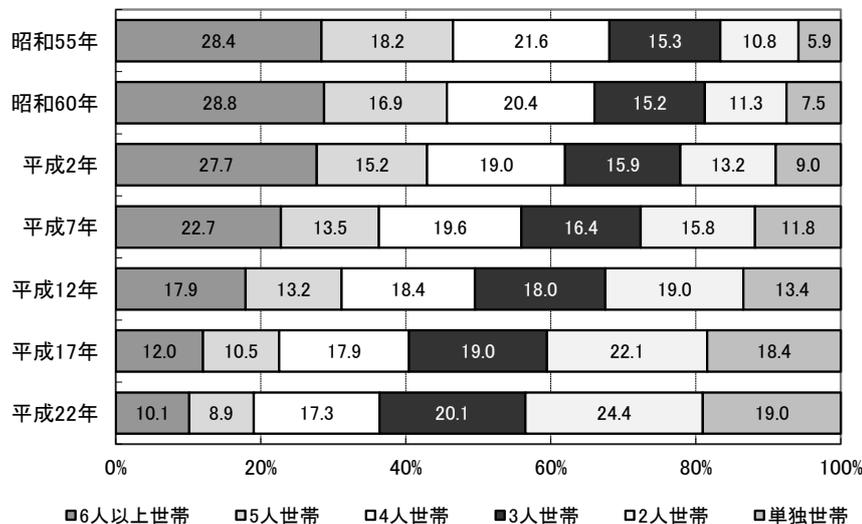
1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。稲敷市は国・茨城県と比較して高い値となっています。

世帯構成比をみると、昭和55年から平成7年までは4人・5人・6人以上世帯が5割を超えていましたが、平成12年には逆転し、単独・2人・3人世帯の数が5割を超えて、その後も増加傾向にあることがわかります。平成17年、平成22年には単独・2人世帯で4割を超えています。

● 1世帯あたり人数の比較



● 世帯構成比



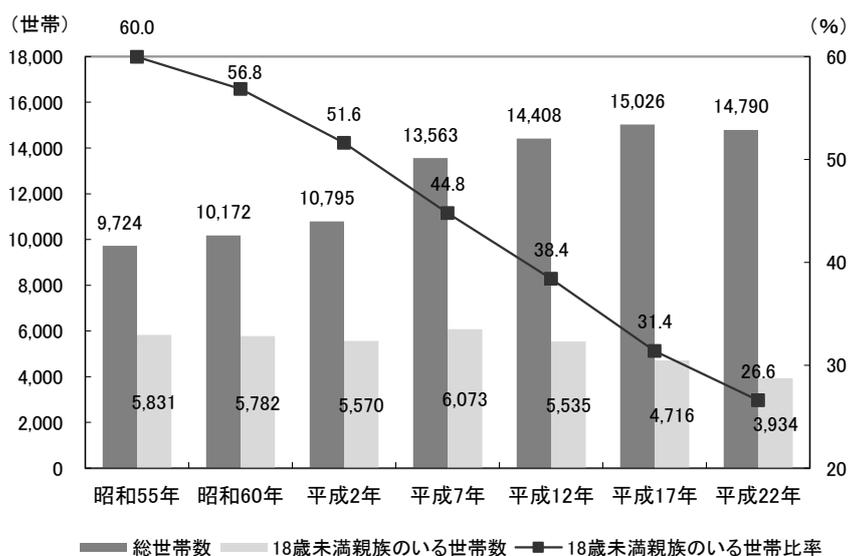
②18歳未満親族のいる世帯数

18歳未満親族のいる世帯数は、平成7年をピークに減少傾向にあり、平成7年の6,073世帯から平成22年では2,000世帯以上減少し3,934世帯となっています。

また、総世帯数は増加傾向にあるのに対し、18歳未満親族のいる世帯比率は昭和55年から一貫して減少しており、少子化の傾向がうかがえます。

母子・父子世帯の推移をみると、母子世帯は茨城県平均とほぼ同程度の比率となっていますが、父子世帯はわずかながら高めの比率となっています。

●18歳未満親族のいる世帯数と総世帯数



資料：国勢調査

●母子・父子世帯の推移

区分	稲敷市			茨城県		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	14,408	15,026	14,790	983,817	1,029,481	1,086,715
一般世帯に占める 18歳未満の児童が いる一般世帯	5,535 (38.4%)	4,716 (31.4%)	3,934 (26.6%)	325,554 (33.1%)	301,319 (29.3%)	285,024 (26.2%)
一般世帯に占める 18歳未満の児童が いる母子世帯	177 (1.2%)	209 (1.4%)	182 (1.2%)	14,421 (1.1%)	11,260 (1.4%)	15,403 (1.4%)
一般世帯に占める 18歳未満の児童が いる父子世帯	39 (0.27%)	42 (0.28%)	38 (0.26%)	1,753 (0.18%)	2,006 (0.19%)	2,068 (0.19%)

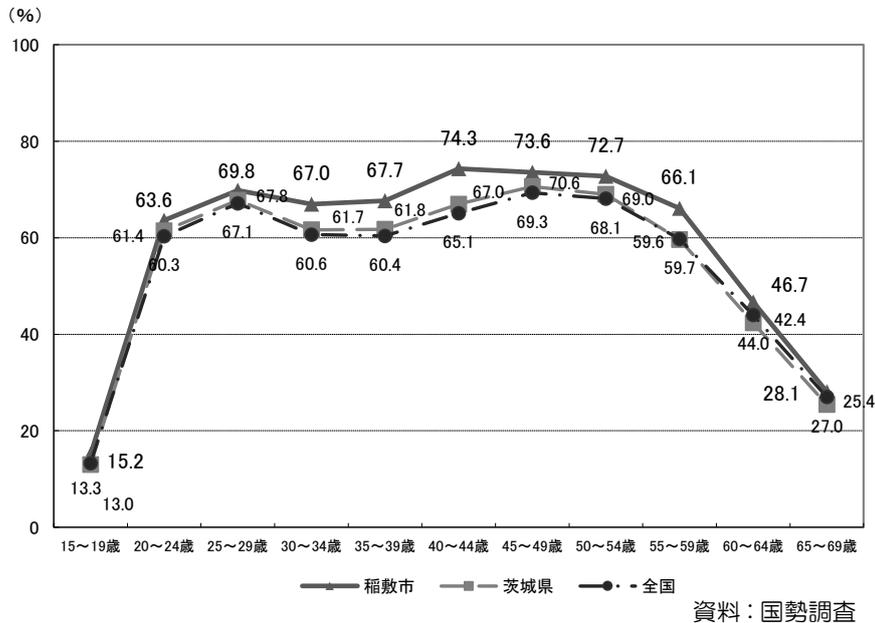
資料：国勢調査

(7) 女性の就業状況

① 女性就業率の推移

女性の5歳階級別就業率の推移をみると、国・茨城県よりも高いことがわかります。特に30歳から44歳の就業率が高く、M字カーブ※の線形は緩やかになっています。

● 5歳階級別女性就業率の推移(平成22年)

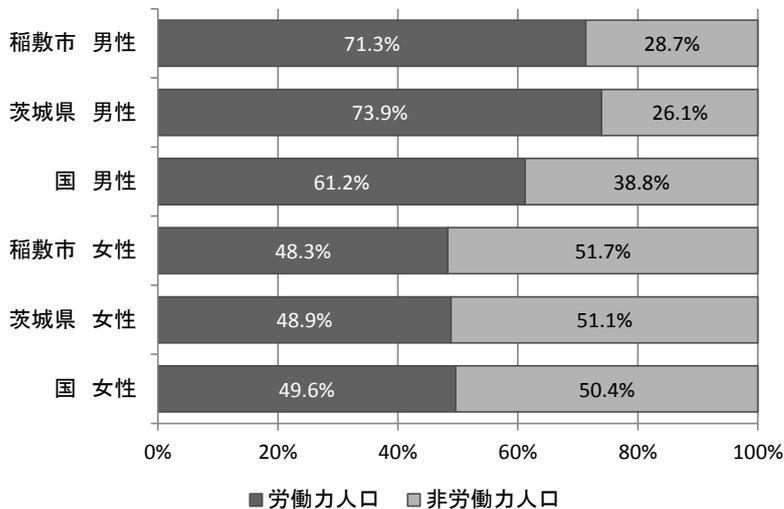


※女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描く。

② 男女別労働力人口の割合

稲敷市の男女別の労働力を国・茨城県と比較すると、男性の労働力人口は国より高く茨城県より低くなっています。女性は国・茨城県とほぼ同程度となっています。

● 男女別労働力人口の割合(平成22年)



※労働力状態不詳は除く 資料：国勢調査

2. 子ども・子育て支援の現状

(1) 保育サービスの状況（保育所の状況）

現在市内に、私立保育所3か所、公立認定こども園2か所、私立認定こども園1か所の計6か所があります。平成21年度以降、一部の園を除き90%以上の入所率で推移しており、100%を超えている保育所もあります。

平成26年度の保育所の入所児童数をみると、4月1日現在では、各年齢で受入枠が残っており、待機児童は0人の状況です。

保育サービスの状況については、延長保育、0歳児保育、障害児保育は全保育所で実施しています。一時保育については、4か所で実施、病児保育については未実施となっています。また、地域子育て支援センターは私立保育所全園で実施しています。

保育所の園児数と増減率の推移をみると、平成23年度に減少していますが、その後は増加に転じ、平成26年度に再び減少しています。

●平成21年度～26年度保育所入所児童数の推移(各年4月1日現在)

保育所名	経営主体	定員(人)	入所数(単位:児童数・人、入所率・%)											
			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率
江戸崎中央保育園 (H26は認定こども園えどさき)	公立	200	-	-	159	80%	148	74%	147	74%	143	72%	120	60%
桜川保育所 (H26は桜川こども園)	公立	70 (100)	72	103%	81	116%	77	110%	78	111%	70	100%	76	76%
江戸崎保育園	私立	120	125	104%	132	110%	129	108%	135	113%	142	118%	142	118%
新利根つばさ保育園	私立	120	139	116%	140	117%	120	100%	116	97%	123	103%	111	93%
幸田保育園	私立	100	106	106%	107	107%	90	90%	92	92%	112	112%	117	117%
認定こども園江戸崎みどり幼稚園	私立	(15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0%
合計		610 (655)	442	108%	619	101%	564	92%	568	93%	590	97%	566	86%

* ()内は平成26年度の定員

資料：子ども家庭課

●平成26年度保育所入所児童数の状況(平成26年4月1日現在)

保育所名	定員数(単位:人)													
	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		計	
	受入枠	入所数	受入枠	入所数	受入枠	入所数	受入枠	入所数	受入枠	入所数	受入枠	入所数	受入枠	入所数
認定こども園えどさき	8	2	22	19	30	16	60	31	40	21	40	31	200	120
桜川こども園	8	0	15	11	17	15	20	18	20	15	20	17	100	76
江戸崎保育園	8	8	18	23	18	23	20	26	26	32	30	30	120	142
新利根つばさ保育園	12	8	15	16	18	19	20	15	25	33	30	20	120	111
幸田保育園	8	6	20	19	20	22	18	26	17	21	17	23	100	117
認定こども園江戸崎みどり幼稚園	-	-	-	-	-	-	受入枠:15人 入所数:0人						15	0
合計	44	24	90	88	103	95	138	116	128	122	152	121	655	566

資料：子ども家庭課

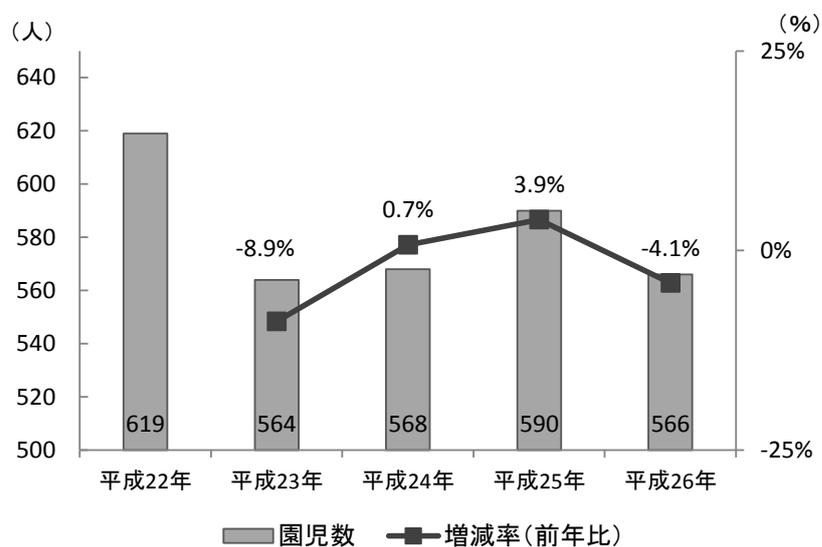
●保育サービスの状況(平成26年度)

保育所名	提供サービス					
	延長保育	0歳児保育	一時保育	障害児受け入れ	病児保育	地域子育て支援センター
認定こども園えどさき	●	●	●	●		
桜川こども園	●	●	●	●		
江戸崎保育園	●	●	●	●		●
新利根つばさ保育園	●	●	●	●		●
幸田保育園	●	●		●		●

●：実施あり

資料：子ども家庭課

●保育所の園児数と増減率(前年比)の推移(各年4月1日現在)



資料：子ども家庭課

(2) 幼児教育の状況（幼稚園の状況）

現在市内に、公立幼稚園 3 か所、公立認定こども園 2 か所があり、私立認定こども園が 1 か所となっています。

幼稚園の園児数の推移をみると、平成 24 年度まではほぼ横ばいでしたが、平成 25 年度以降、減少に転じています。

●平成 26 年度幼稚園園児数(平成 26 年 5 月 1 日現在)

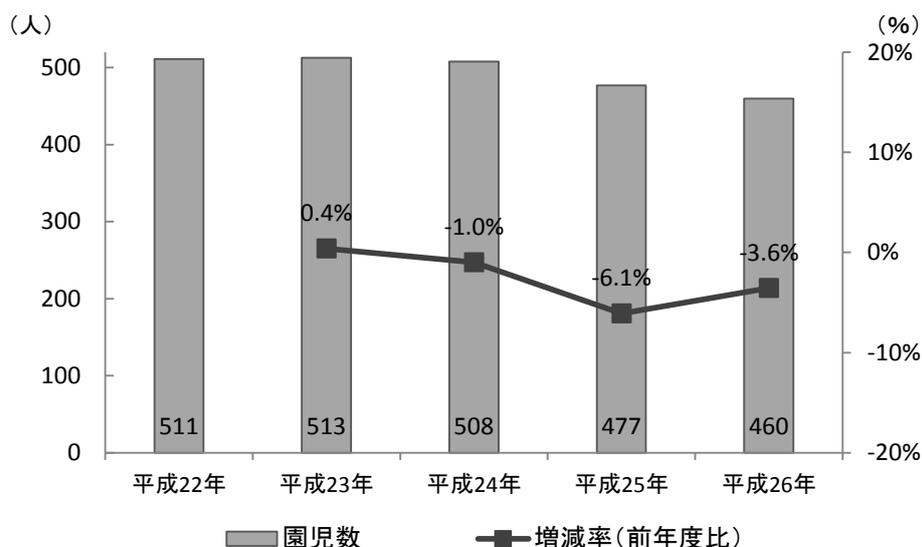
幼稚園名	各年齢の定員・園児数(単位:人)								地区名
	3歳児		4歳児		5歳児		計		
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	
認定こども園えどさき	20	36	40	28	40	34	100	99	江戸崎
桜川こども園	20	24	30	24	30	21	80	69	桜川
新利根幼稚園	40	26	60	26	30	38	130	90	新利根
みのり幼稚園	40	22	60	25	60	38	160	85	東
ゆたか幼稚園	40	19	60	22	60	30	160	71	東
公立合計	160	127	250	125	220	161	630	414	全市
認定こども園江戸崎みどり幼稚園(私立) *()内は市内在住児数	—	31 (13)	—	26 (15)	—	31 (18)	160	88 (46)	江戸崎
合計							790	502 (460)	全市

*認定こども園江戸崎みどり幼稚園3歳児は、満3歳児1人含む

*認定こども園江戸崎みどり幼稚園は、市外在住児を含む

資料：子ども家庭課

●幼稚園の園児数と増減率(前年度比)の推移(各年5月1日現在)



資料：子ども家庭課

(3) 認定こども園

現在市内に、公立2か所、私立1か所の認定こども園があります。

公立では、江戸中央保育園と江戸崎幼稚園を統合し、保育所と幼稚園の機能を併せ持った複合的な幼保一元化施設として、平成21年9月に「認定こども園えどさき」を開園しました。

また、平成26年度には、桜川保育所と桜川幼稚園を統合し、新たに「桜川こども園」が開園しました。この2園は平成27年4月から幼保連携型認定こども園になります。

●年齢別施設定員数(平成26年度)

(人)

	経営主体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認定こども園えどさき	公立	8	22	30	80	80	80	300
桜川こども園	公立	8	15	17	40	50	50	180
認定こども園江戸崎みどり幼稚園	私立	-	-	-	175			175

資料：子ども家庭課

(4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の就労や疾病のために、放課後家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学校1年生から3年生までの子どもに、遊びと生活の拠点を提供するため、市内9か所に放課後児童クラブを設置しています。

子ども・子育て支援法の施行により、平成27年度4月から、入所対象児童が小学6年生までの就学児童となることから施設の拡充が求められています。

●平成22年度～26年度放課後児童クラブ入所状況の推移

(人)

児童クラブの名称	開設場所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
江戸崎地区児童クラブ (H26:江戸崎地区第1児童クラブ)	江戸崎小学校	23	37	42	46	34
江戸崎地区児童クラブ (H26:江戸崎地区第2児童クラブ)		-	-	-	-	27
沼里地区児童クラブ	沼里小学校	31	28	28	28	29
高田地区児童クラブ	高田コミュニティセンター	34	25	27	25	32
柴崎地区児童クラブ (H26:新利根地区第1児童クラブ)	新利根中学校	28	28	27	33	29
根本地区児童クラブ (H26:新利根地区第2児童クラブ)	根本共同利用施設 (H26:新利根中学校)	20	19	25	21	29
桜川地区児童クラブ	古渡小学校野外教室	17	24	18	16	18
あずま東地区児童クラブ	あずま東小学校	24	27	25	21	21
あずま西地区児童クラブ	あずま西小学校	19	26	26	19	17
合計		196	214	218	209	236

資料：子ども家庭課

(5) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組です。

平成26年度の実施状況を見ると、古渡小学校では週5日の実施、鳩崎小学校では週4日、阿波小学校では週3日、江戸崎小学校、高田小学校、君賀小学校では週2日、あずま西小学校では週1日の実施となっています。

●平成26年度放課後子ども教室の実施状況

	古渡小学校	鳩崎小学校	江戸崎小学校	高田小学校	あずま西小学校	君賀小学校	阿波小学校
登録児童数	38	33	125	70	24	21	44
開設日	月～金	火～金	火・水	火・木	月	火・木・金	火・水・金
開設時間	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50	14:50～ 15:50
場所	グラウンド・体育館・音楽室・家庭科室	グラウンド・体育館・理科室	グラウンド・体育館・図書室	グラウンド・体育館・図書スペース	グラウンド・体育館・家庭科室	グラウンド・体育館・理科室	グラウンド・体育館
教育活動推進員	1	1	1	1	1	1	2
教育活動サポーター	5	4	9	6	4	6	8

資料：生涯学習課

(6) 子育て短期支援事業

児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、一時的に児童を乳児院、児童養護施設において養育する子育て短期支援事業を行います。稲敷市では平成26年度現在4か所の施設と契約し対応しています。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

稲敷市では赤ちゃん訪問として、新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施しています。生後1～2か月の乳児を対象に育児不安の解消と予防接種、健診等の説明を行っています。平成21年度～平成25年度までの訪問率はいずれも90%以上となっています。

●赤ちゃん訪問(実績)の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	268	248	261	245	228
訪問回数	258	225	244	238	220
訪問率	96.3%	90.7%	93.5%	97.1%	96.5%

資料：健康推進課

(8) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で、支援の必要があると判断された家庭を引き続き訪問し、専門的な支援・相談を実施しています。

(9) 要保護児童等に対する支援等の事業

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、家庭児童相談員の配置により相談・指導を実施しています。また、稲敷市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を図っています。

(10) 子育て支援センター（あいアイ・つばさ・ひまわり・こうだ）

地域子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する相談・指導を実施しています。また、子育てサークル等への支援を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

稲敷市では、子育て支援センター「あいアイ」が市ふれあいセンター内に開設されているほか、新利根つばさ保育園（つばさ）、江戸崎保育園（ひまわり）、幸田保育園（こうだ）に子育て支援センターが設置されています。

●子育て支援センター利用人数(実績)の推移

(人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あいアイ	9,371	8,670	8,137	6,643	4,353	8,951
ひまわり	3,828	2,757	4,955	4,824	5,141	6,192
つばさ	3,595	2,926	4,157	3,467	4,227	5,530
こうだ					631	658

資料：子ども家庭課
※利用人数は、子どもと保護者の合算

(11) ファミリー・サポート・センター事業

稲敷市では、保護者の急用（病気、冠婚葬祭等）や育児疲れのリフレッシュ等に、生後6か月以上、就学前までの子どもを預かるファミリー・サポート・センター事業（子育て支援センターあいアイ）を実施しています。援助をしてくれる方は、援助会員として登録いただき、援助をお願いしたい方は、依頼会員として登録することで利用できます。平成23年度開設以降、依頼会員、提供会員ともに年々増加しています。

●ファミリー・サポート・センター会員数の推移

(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員(お願い会員)	20	41	63
提供会員(まかせて会員)	32	36	42
合計	52	77	105

資料：子ども家庭課

(12) 妊婦の健康に関する事業

妊婦に対する支援としては、妊婦の健康管理を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦の健康管理に必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう 14 回分の医療機関健診費用を助成する事業）の交付を行っています。

また、妊産婦の医療費（入院・外来）の一部負担金を助成する妊産婦医療福祉費助成事業を実施するほか、必要と思われる妊産婦に対し訪問により保健指導を実施しています。

妊産婦の健康や乳幼児の発育や子育てについて、育児相談として各保健センター（3か所）にて4回ずつ、合計で年 12 回実施しています。

マタニティスクールとして、妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室をふれあいセンターにて年 6 回実施しています。

3. 稲敷市次世代育成支援後期行動計画進捗状況の評価

ここでは、平成 22 年度～平成 25 年度の稲敷市次世代育成支援後期行動計画の実施事業の進行管理表に基づき進捗状況の評価をしました。

(1) 評価の方法

後期行動計画では、7つの「基本目標」ごとに事業を位置づけており、平成 22 年度から毎年、事業の実施状況の進行管理をしています。平成 21 年度末の事業の実施状況と平成 25 年度の実施状況を比較し、5段階で評価しました。

A+	拡大・拡充	拡大（拡充）されて実施されている事業
A	実施	実施中の事業
B	検討中	実施には至らないが検討段階の事業
C	完了	完了した事業
F	未実施	実施されていない事業

(2) 分析の概要

7つの基本目標ごとに進捗評価を実施したところ、おおむね8割以上が完了もしくは実施中の状況となっています。

「基本目標（2）母性・乳幼児等の健康の確保・増進」、「基本目標（4）子育てを支援する生活環境の整備」、「基本目標（6）子どもの安全の確保」、「基本目標（7）要保護児童への対応など」では、平成 25 年度時点で「A+ 拡大・拡充」「A 実施」を合わせ 100%の進捗評価となっています。

「基本目標（3）子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり」は9割以上の進捗評価で、「基本目標（1）地域における子育ての支援」及び「基本目標（5）職業生活と家庭生活の両立の推進」も8割以上の進捗評価となっています。

未実施の事業があるのは「基本目標（1）地域における子育ての支援」、「基本目標（3）子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり」、「基本目標（5）職業生活と家庭生活の両立の推進」となっています。

母子保健や生活環境等の施策が計画通り進んできたのに対し、地域における子育てネットワークづくりや企業を巻き込んだワーク・ライフ・バランスを目指す取組等に、進んでいない事業があることがわかります。

(3) 基本目標ごとの進捗状況の評価

■基本目標(1) 地域における子育ての支援

【36事業うち13事業が重点プロジェクト】

施策目標

- ①地域における子育て支援・保育サービスの充実
- ②子育て支援のネットワークづくり
- ③児童の健全育成支援

平成 21 年度に未実施であった 10 事業のうち6事業が平成 25 年度までには実施となっています。「ファミリー・サポート・センターの開設」、「特定保育事業」、「子育て基本情報の提供」、「子育て情報総合サイトの開設」、「子育て関連情報サイトとの連携」、「子育てメルマガの発信」が新規で実施されています。

「病児保育事業」、「家庭的保育事業」、「子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底」、「市民子育てボランティアの育成」の4事業は未実施となっています。未実施の事業については、より効果的な施策が実現できるよう事業内容の見直しを図る必要があります。

「民間保育園施設整備事業」は平成 23 年度に幸田保育園の増改築が実施され定員数も増加し、当初の目的を完了しています。

基本目標(1)には、重点プロジェクトが13事業含まれています。

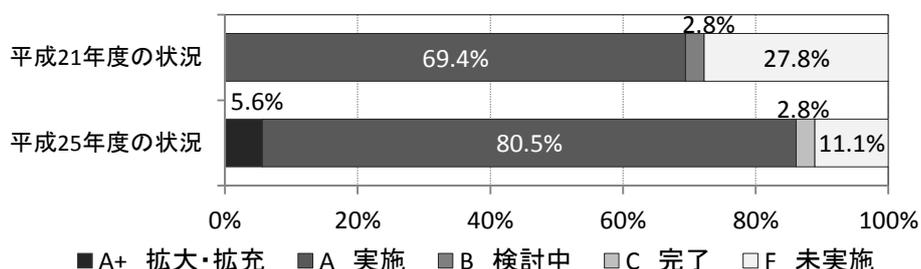
新規事業は6事業となっています。「ファミリー・サポート・センターの開設」は、子育て支援センターあいアイを拠点として平成 23 年 5 月に開設となりました。「子育て基本情報の提供」は、子育てサポートブック等の作成・配布を行っています。「子育て情報総合サイトの開設」、「子育て関連情報サイトとの連携」、「子育てメルマガの発信」では、市のホームページ内にCOCOLOカフェを平成 23 年 5 月に開設し、子育て情報の配信、より多くの情報を得られるようリンク先を設定し、メルマガによる民間を含めた支援センター情報の配信を開始しました。

「子育て支援センター」は平成 24 年度に1か所が新設され4か所となり、「育児講座」は平成 23 年度から年間実施回数が6回から 12 回に増え、拡大・拡充されています。

一方、「子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底」、「市民子育てボランティアの育成」の2事業は実施には至っておらず、公立での実施等を検討中であった「病児保育事業」は未実施となっていますが、医療機関併設が望ましく、保育所併設型とする場合は専属の常勤看護師の配置が必要で、利用率等を考えると実施は困難となっています。

「幼稚園就園奨励補助事業」、「出産一時金等の支援」、「子育て・家庭教育等のPR」の3事業は継続して実施されています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	25	1	0	10
平成25年度の状況	2	29	0	1	4



■基本目標(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

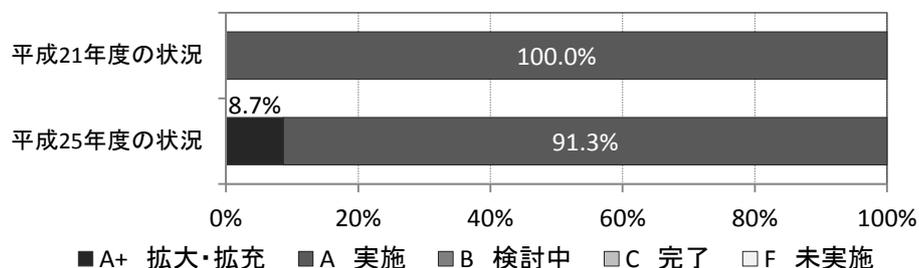
【23事業うち2事業が重点プロジェクト】

<p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③小児医療の充実

事業の内容が主に母子の健康に関する相談や健診であることから、ほとんどの事業が継続して実施されています。

拡充・拡大されて実施された事業が2事業あり、いずれも重点プロジェクトの事業で、「育児講座」（基本目標1の再掲）は年間実施回数を増やしての実施、「乳幼児医療福祉費助成事業」については、平成22年より市単独の事業により対象者の拡大を実施しています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	23	0	0	0
平成25年度の状況	2	21	0	0	0



■基本目標(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

【45事業うち8事業（再掲含む）が重点プロジェクト】

<p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次代の親の育成 ②思春期保健対策の充実 ③子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 ④家庭や地域の教育力の向上 ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
--

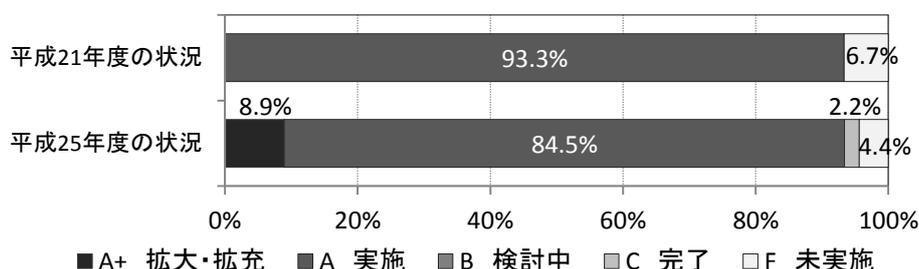
平成 21 年度に未実施であった 3 事業（うち 1 事業は推進主体が 2 課なので 2 事業とカウント）のうち 1 事業「親業講座と家庭教育学級の連携」が平成 25 年度には実施となっています。

「教育相談事業」（施策目標②と③に掲載で 2 事業とカウント）、「不登校児童生徒解消事業」の 3 事業で、平成 21 年度末では市内（2 中学校）に 2 人のスクールカウンセラーの配置でしたが、平成 23 年度からスクールカウンセラーを市内全小中学校に配置し、拡充して実施しています。「学校教育支援員配置事業」では、平成 21 年度末では 5 人の配置でしたが、平成 25 年度には小中学校合わせて 11 人に拡充しています。

重点プロジェクトは 7 事業（再掲除く）あり、新規の「親業講座と家庭教育学級の連携」は、平成 23 年度から子育て支援センターにおいて乳幼児の親を対象に講習会を実施しています。また、「公園の整備・活用等の検討」は平成 23 年度にリバーサイド公園と和田公園の改修工事が完了しています。

「出会いの場の拡充」、「放課後子ども教室」、「イナシキッズ（少年教室）」、「人口問題プロジェクトチーム事業」、「家庭教育相談」の 5 事業は継続して実施されています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	42	0	0	3
平成25年度の状況	4	38	0	1	2



■基本目標(4) 子育てを支援する生活環境の整備

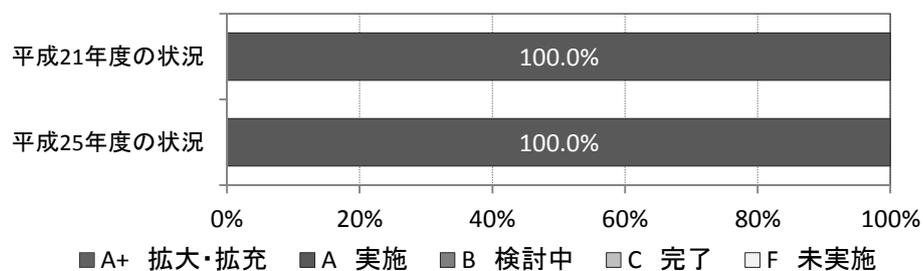
【5事業うち1事業が重点プロジェクト】

<p>施策目標</p> <p>①良質な住宅や良好な居住環境の確保</p> <p>②安全な道路交通環境の整備と交通安全対策</p> <p>③安心して外出できるまちづくり</p>

平成25年度の5事業については、すべて継続して実施しています。

重点プロジェクトは「通学路等の安全確保」の1事業で、道路の拡幅に伴う交通安全施設（歩道）整備を継続実施しています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	5	0	0	0
平成25年度の状況	0	5	0	0	0



■基本目標(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

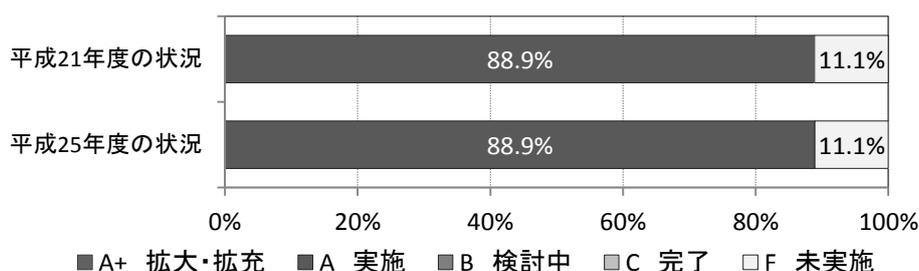
【9事業うち3事業が重点プロジェクト】

施策目標 ①働き方の見直し ②仕事と子育ての両立の推進

平成21年度に未実施であった1事業「優良企業の表彰制度の検討」は平成25年度時点では実施に至っていません。

重点プロジェクトは3事業あり、子育て支援に積極的に取り組む企業を取り上げて表彰する「優良企業の表彰制度の検討」は未実施、「いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用」と「制度普及啓発事業」は周知や情報提供を継続して実施しています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	8	0	0	1
平成25年度の状況	0	8	0	0	1



■基本目標(6) 子どもの安全の確保

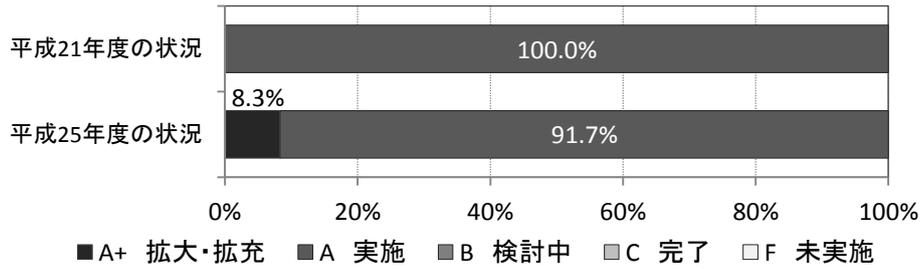
【12事業うち1事業が重点プロジェクト】

施策目標 ①子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進 ②子どもの防犯・防災等の推進 ③被害に遭った子どもの保護の推進
--

「教育相談事業」（基本目標3の再掲）は拡大・拡充されて実施しています。

重点プロジェクトは「通学時の安全対策の推進」の1事業で、自転車通学の児童生徒へのヘルメット補助金を継続実施しています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度の状況	0	12	0	0	0
平成25年度の状況	1	11	0	0	0



■基本目標(7) 要保護児童への対応など

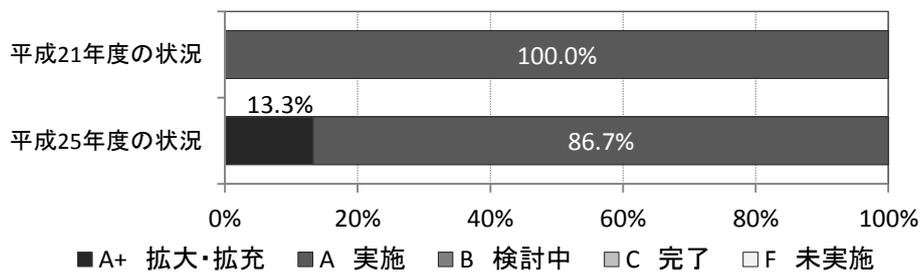
【15事業うち1事業が重点プロジェクト】

<p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭等の自立支援推進 ③障害児施策の充実 ④その他要保護児童の対応 	
--	--

実施が継続されている事業がほとんどとなっており、「教育相談事業」（基本目標3、6の再掲）は拡大・拡充されて実施しています。「要保護児童への対応」は代表者会議に加えて、平成23年度以降はケース検討会も実施されています。

重点プロジェクトは「家庭児童相談業務」の1事業で、0歳～18歳未満の児童もしくは保護者を対象とした家庭児童相談員による相談・指導が継続実施となっています。

	A+ 拡大・拡充	A 実施	B 検討中	C 完了	F 未実施
平成21年度当初の状況	0	15	0	0	0
平成25年度の状況	2	13	0	0	0



4. ニーズ調査の概況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画において、確保を図るべき教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、未就学児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、ニーズ調査を行いました。

2) 調査方法

○調査対象者

- ・市内在住の未就学児童保護者 1,279 人
- ・市内在住の小学生の保護者 1,017 人

○調査方法

施設配布及び郵送による配布・回収（無記名）

○調査期間

平成 25 年 11 月 19 日（火）～平成 25 年 12 月 1 日（日）

3) 配布・回収状況

○未就学児

配付数：1,279 票

回収数：未就学児 789 票（回収率：61.7%）

○小学生

配付数：1,017 票

回収数：841 票（うち無効 2 票）（回収率：82.7%）

4) 調査項目

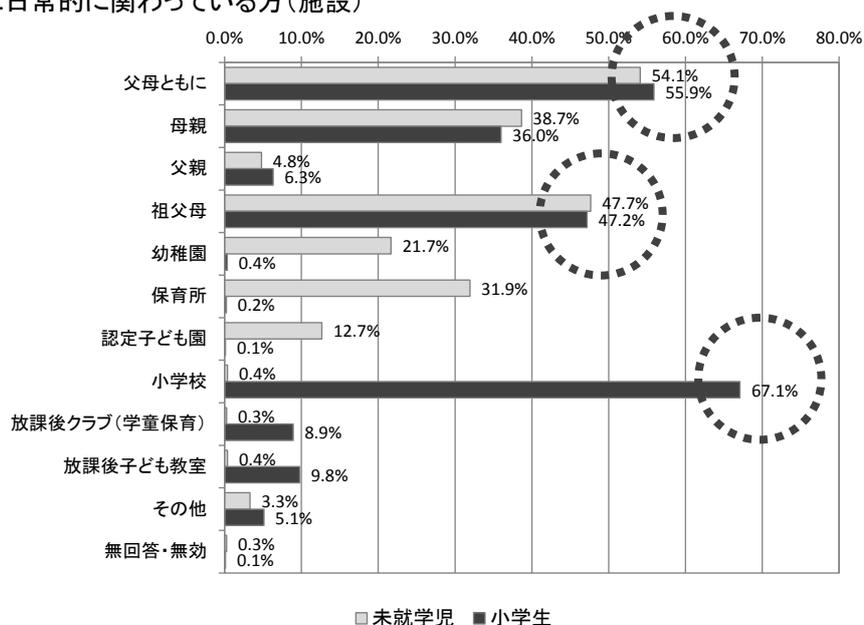
- ・お住まいの地域について
- ・一番下のお子さんと家族の状況について
- ・子どもの育ちをめぐる環境について
- ・お子さんの保護者の就労状況について
- ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- ・地域の子育て支援事業の利用状況について
- ・土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について
- ・病気の際の対応について
- ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ・小学校での放課後の過ごし方について
- ・育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- ・稲敷市の子育て環境や支援について

(2) 調査の結果の概要

①子どもの子育てに日常的に関わっている人(施設)

未就学児、小学生ともに、「父母ともに」、「祖父母」という回答が高い割合を占めています。また未就学児では「保育所」、「幼稚園」、小学生では「小学校」も子育てに日常的に関わっている施設としてあげられています。

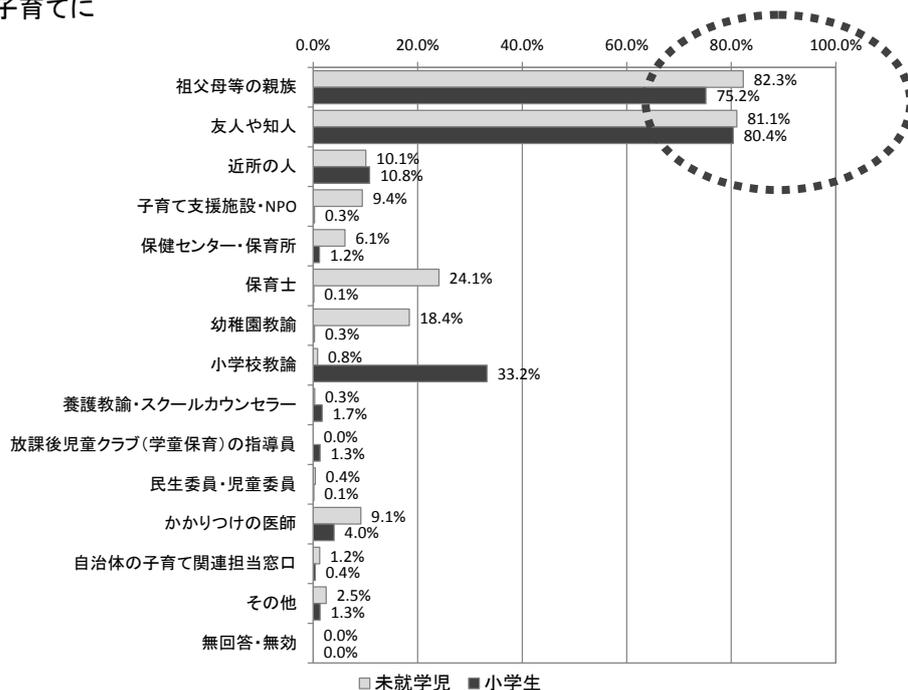
■子育てに日常的に関わっている方(施設)



②子育てに関して相談できる人(場所)

未就学児・小学生ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」に相談する割合が多くなっています。

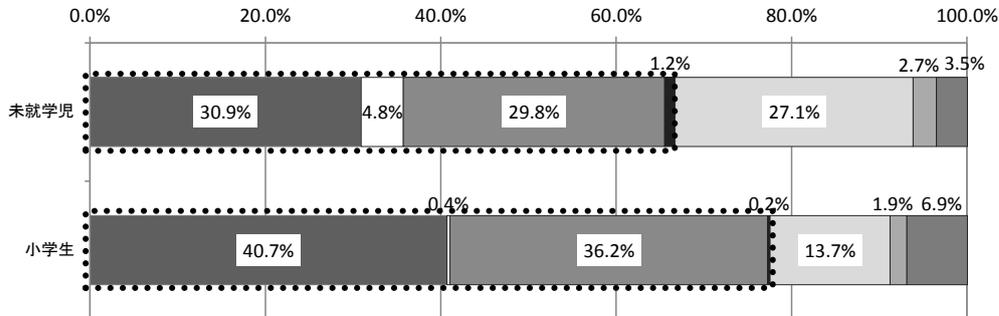
■子育てに



③保護者(母親・父親)の就労状況

母親では、未就学児 66.7%、小学生 77.5%がフルタイム又はパートタイムで就労しています。子どもが大きくなり、母親が就労しやすくなっていることがうかがえます。

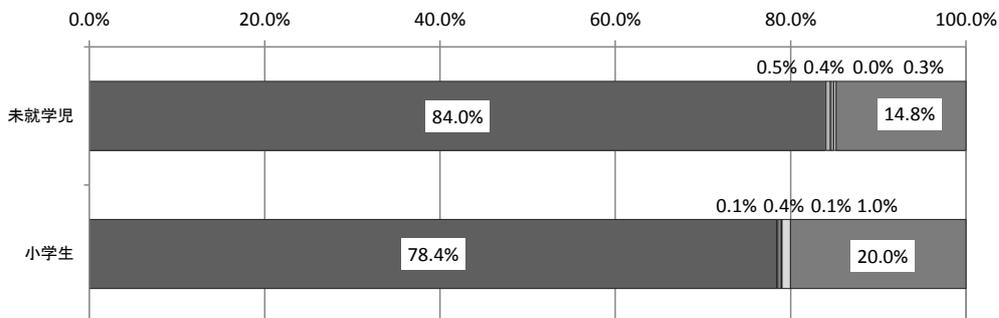
■母親の就労状況



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム(「フルタイム」以外の短時間の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パートタイム(「フルタイム」以外の短時間の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答・無効

父親については、未就学児、小学生ともにフルタイムで就労中が最も多くなっています。産休・育休・介護休業中の方は、未就学児では4人(0.5%)、小学生では2人(0.2%)となっています。

■父親の就労状況



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム(「フルタイム」以外の短時間の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パートタイム(「フルタイム」以外の短時間の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答・無効

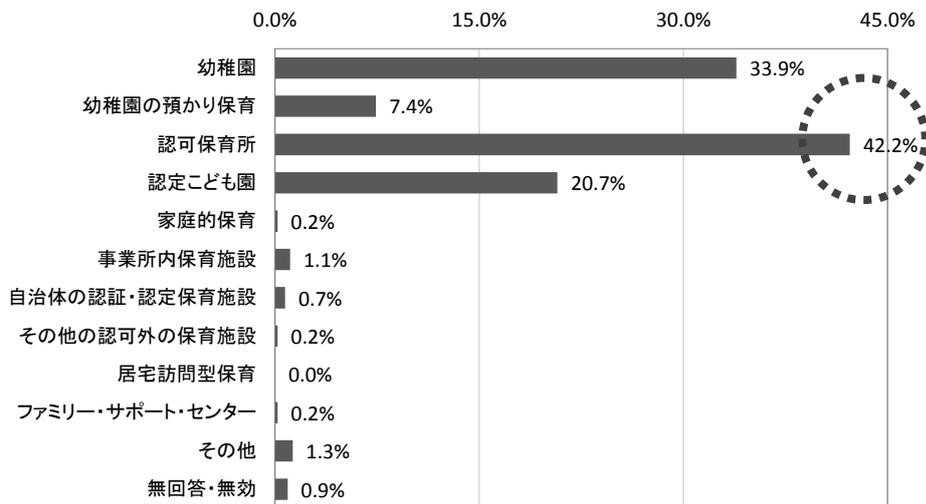
④平日の定期的な教育・保育事業(幼稚園や保育所等)の利用状況

幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」の利用については、「利用している」が68.4%、「利用していない」が31.1%となっています。利用している教育・保育の事業については、「認可保育所」が最も多く(42.2%)、次いで「幼稚園」(33.9%)、「認定こども園」(20.7%)となっています。

■定期的な教育・保育の事業の利用状況



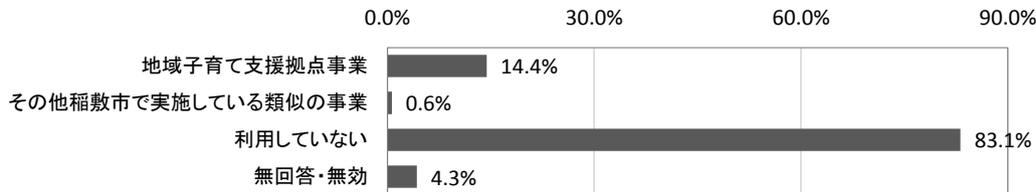
■利用している教育・保育の事業



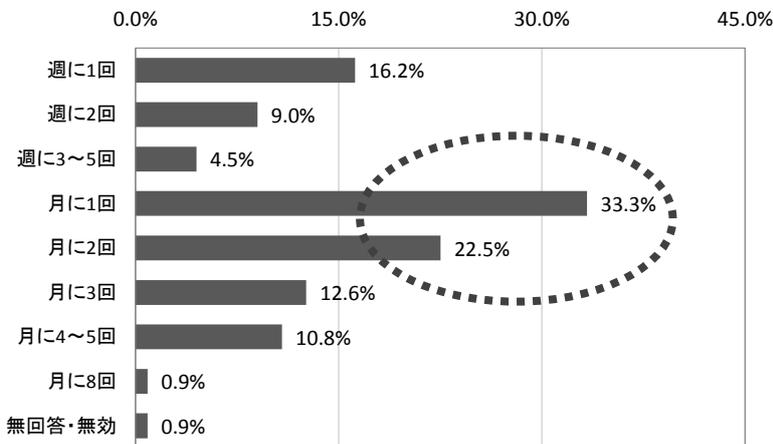
⑤地域の子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が83.1%、「利用している(類似の事業を含む)」が15.0%となっています。利用している人の利用回数は、月に1回~2回の利用が多くなっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



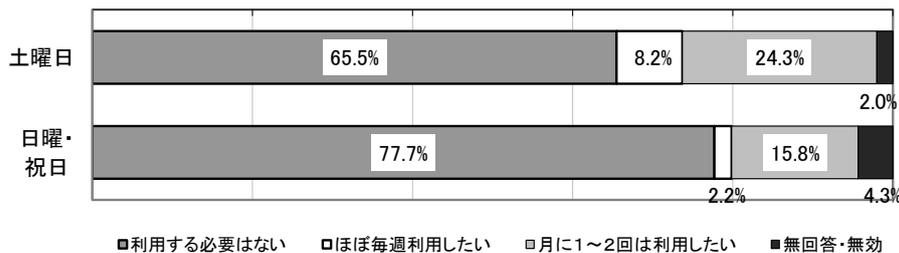
■地域子育て支援拠点事業の利用回数



⑥土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が多数を占めています(土曜日65.5%、日曜・祝日77.7%)。

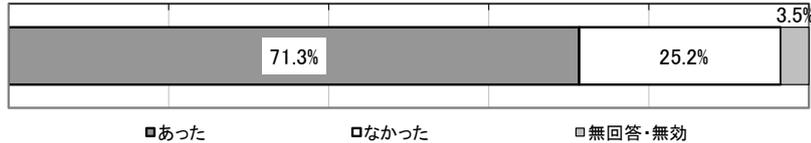
■土曜、日曜・祝日の利用希望



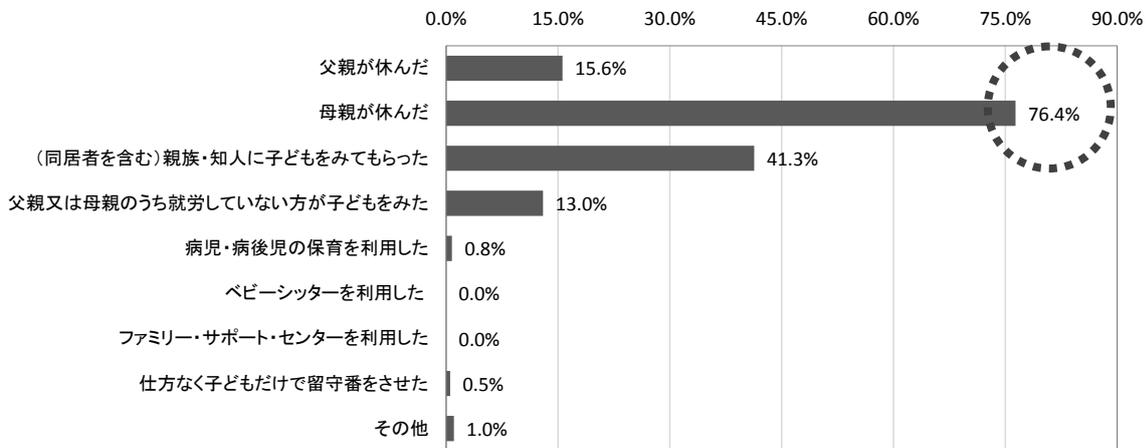
⑦1年以内に病気やケガで平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことがあるか

この1年間に子どもの病気やケガで、平日の教育・保育の事業を利用できなかったことがあった人は71.3%となっています。その際の対処方法については、「母親が休んだ」が最も多く(76.4%)、次いで「親族・知人にみてもらった」(41.3%)となっています。

■平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことがあるか



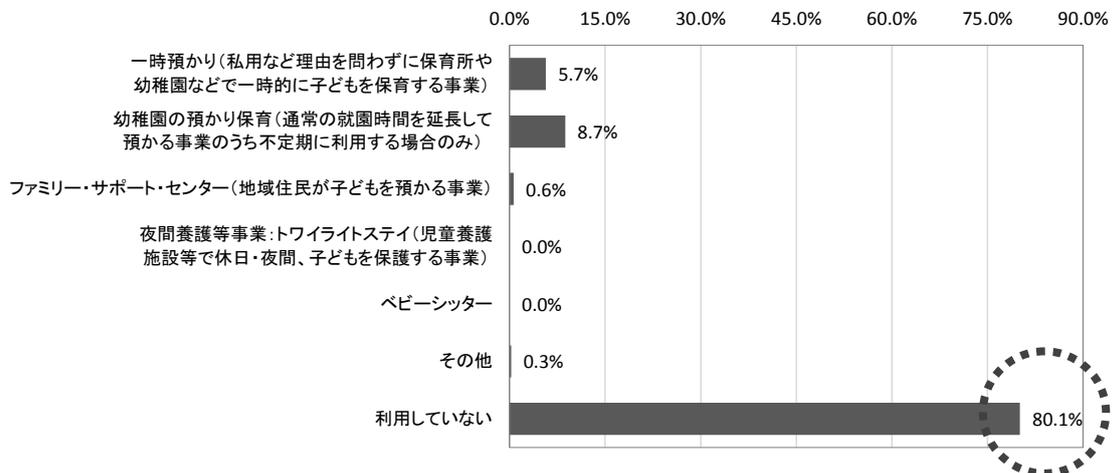
■お子さんが病気やけがで教育・保育が利用できなかったときの対処方法



⑧不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業については、約8割が「利用していない」と回答しています。

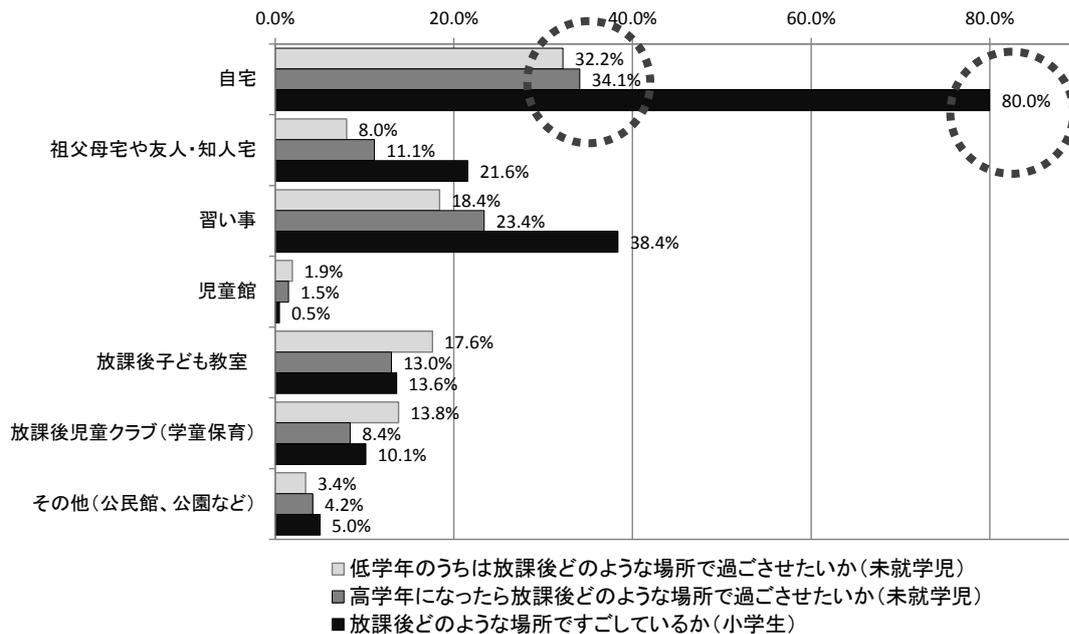
■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況



⑨小学校での放課後の過ごし方(未就学児の希望)

未就学児の保護者が、小学校低学年・高学年の時期に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」で週5日過ごさせたいという回答が最も多くなっています。次いで、「習い事」、「放課後子ども教室」で放課後を過ごさせたい人も多くなっています。高学年は、低学年に比べ「習い事」が多くなっています。現在の小学生が放課後を過ごしている場所については、「自宅」(80.0%)で週5日過ごしているという回答が最も多くありました。次いで「習い事」(38.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(21.6%)、「放課後子ども教室」(13.6%)となっています。

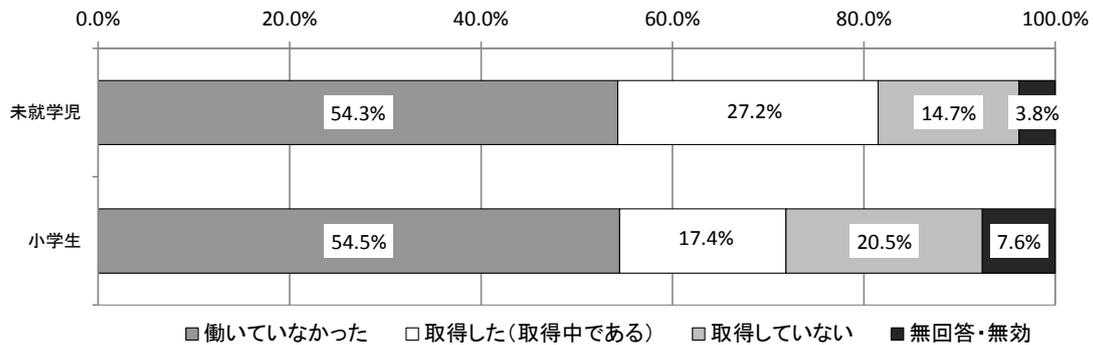
■未就学児の保護者が放課後過ごさせたい場所・小学生が放課後を過ごす場所



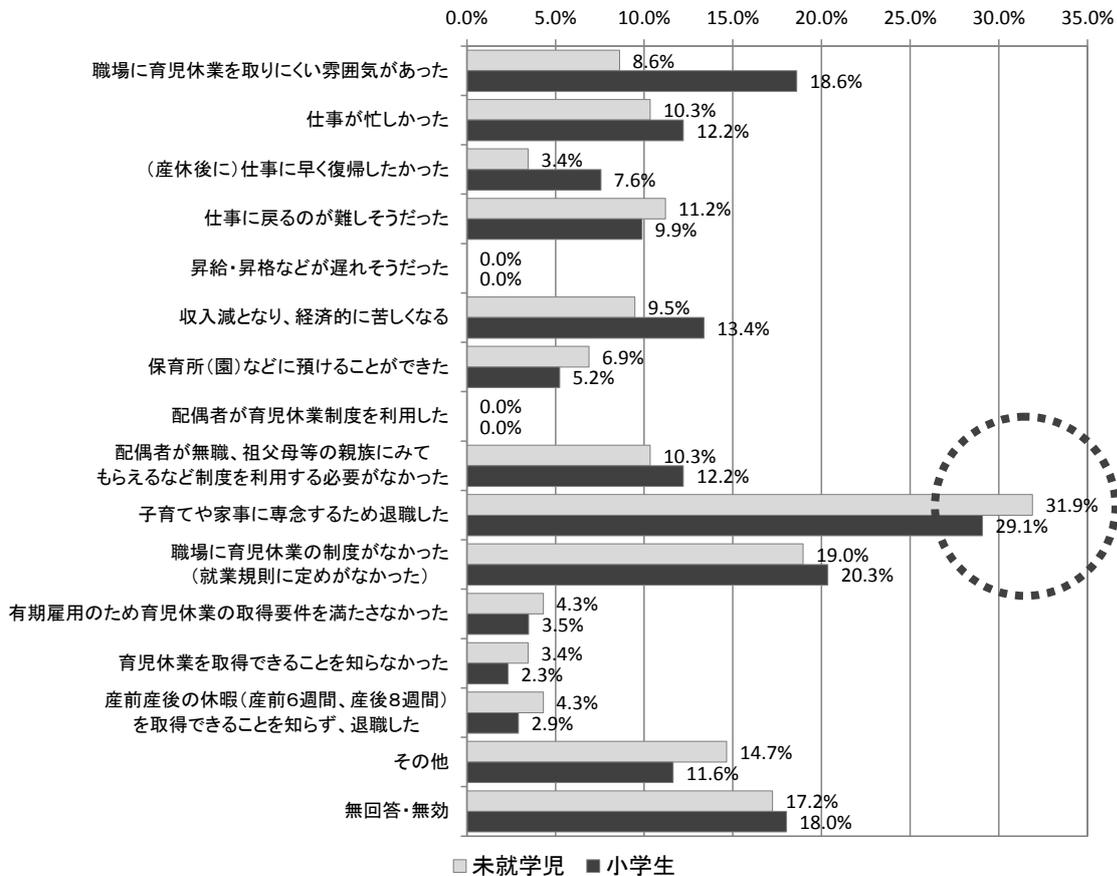
⑩保護者(母親・父親)の育児休業の取得状況

育児休業の取得状況については、未就学児の母親（27.2%）は、小学生の母親（17.4%）に比べて「取得した（取得中である）」の割合が高く、育児休業の取得がより浸透してきていることがうかがえます。育児休業を取得していない理由としては、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多くなっています。

■母親の育児休業の取得状況

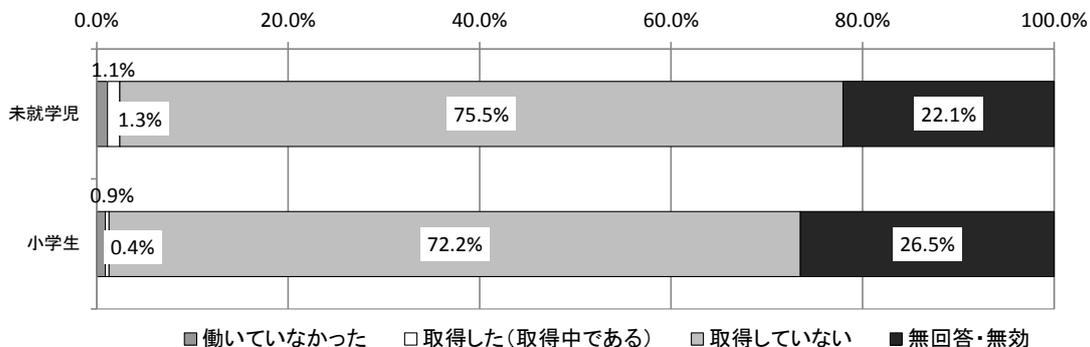


■母親が育児休業を取得しなかった理由

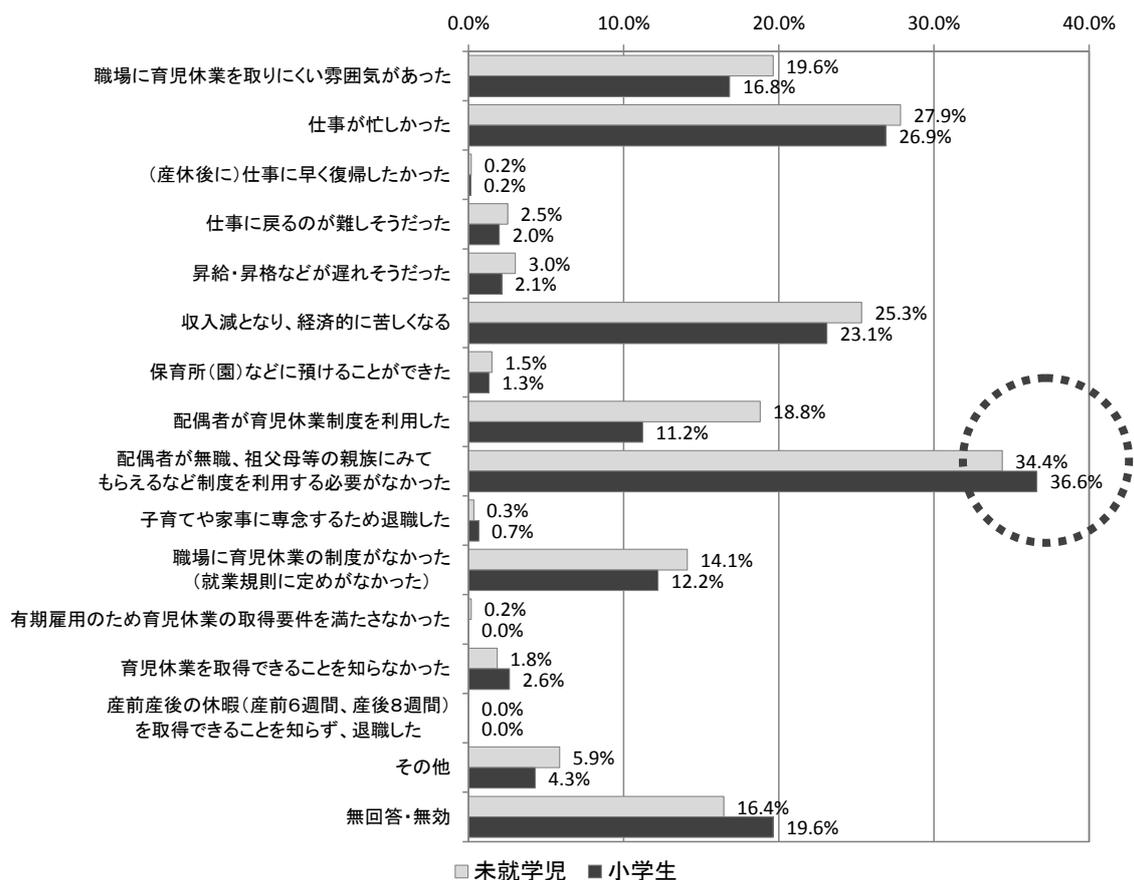


父親の育児休業の取得も、小学生 0.4%に比べ未就学児 1.3%とわずかながら増加しています。育児休業を取得していない理由としては、父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」となっています。

■父親の育児休業の取得状況



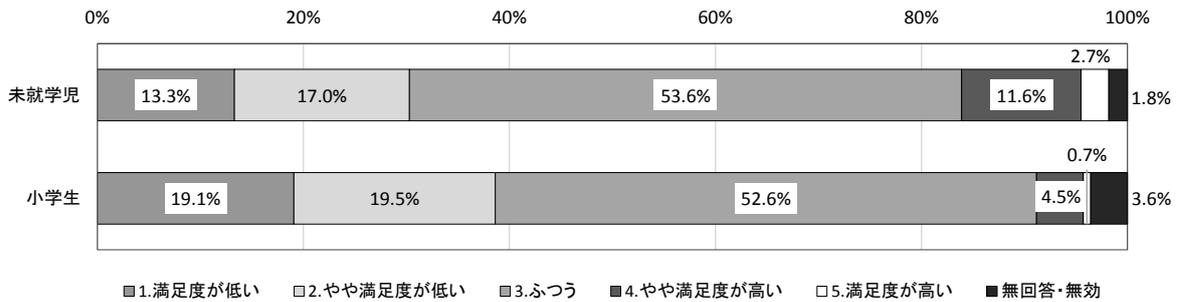
■父親が育児休業を取得しなかった理由



⑪ 稲敷市の子育て環境や支援の満足度

地域の子育て環境や支援への満足度については、「満足度が低い」、「やや満足度が低い」が「満足度高い」、「やや満足度高い」を上回っており、子育て環境の整備やさらなる支援が期待されていることがうかがえます。「やや満足度高い」と回答した人の割合は、小学生（4.5%）に比べ未就学児（11.6%）が多くなっています。

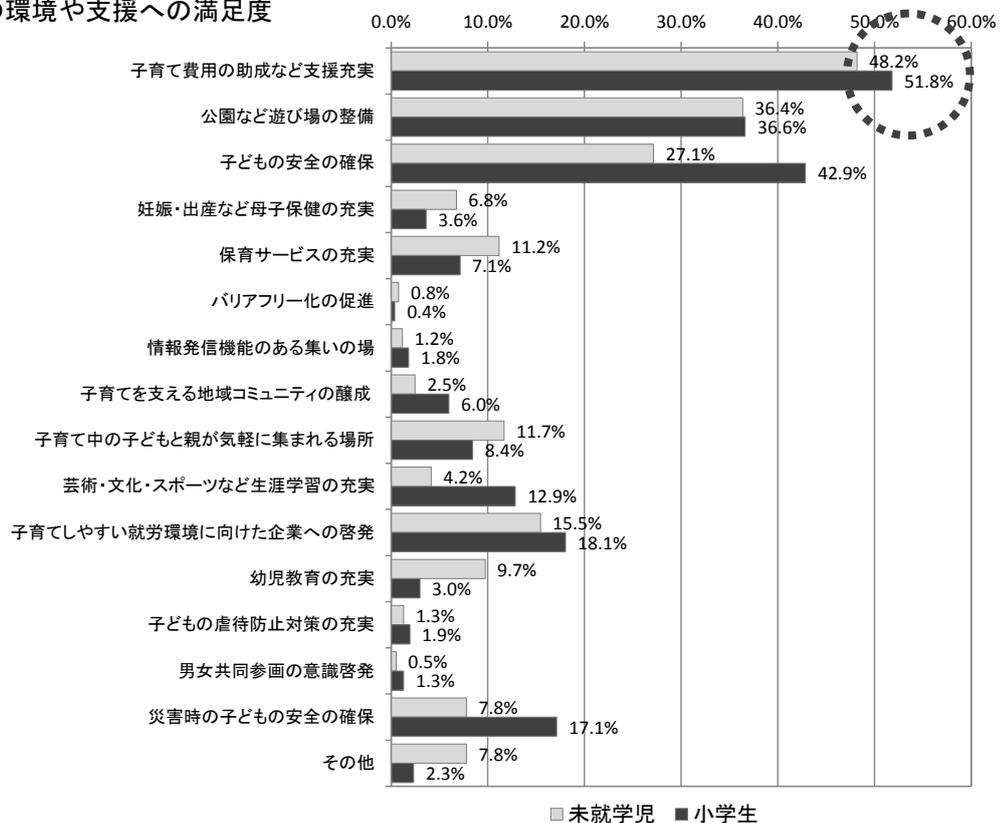
■ 子育ての環境や支援への満足度



⑫ 稲敷市の子育て環境や支援に必要なと思うこと

稲敷市の子ども・子育て支援に必要と思われることについては、約半数が「子育て費用の助成など支援充実」をあげています。次いで「公園など遊び場の整備」、「子どもの安全の確保」についての意見・要望が多数寄せられました。

■ 子育ての環境や支援への満足度



5. グループインタビューの概況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

現在、本市で子育て中の保護者を対象としてインタビューを行い、本市の子育て環境の中で感じていることや、子育て支援に望むことについて意見をうかがい、計画策定のための資料とすることを目的に調査を実施しました。

2) 調査方法

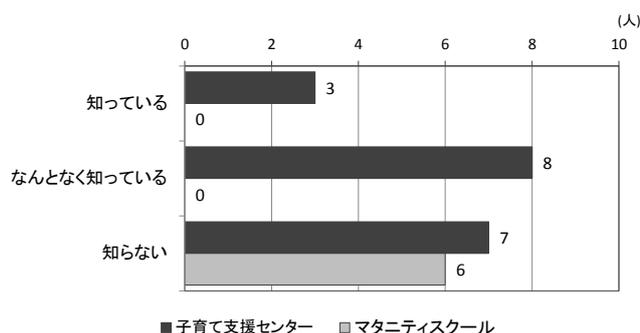
実施場所	稲敷市子育て支援センターあいアイ	稲敷市ふれあいセンター
日 時	平成26年7月1日（火） 午前10時～	平成26年7月1日（火） 午後1時～1時30分
対 象 者	子育て支援センターに通うお子さんの保護者（18人）	「マタニティスクール」参加者（6人）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターに在所した保護者に、内閣府パンフレット資料「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」を使用して、新制度についての説明を行いながら、インタビュアーが口頭で質問 インタビューを行わなかった方には、アンケート用紙に記入していただき、後日回収 	<ul style="list-style-type: none"> マタニティスクール会場にて、アンケート用紙を配布し、記入してもらう 内閣府パンフレット資料「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」を使用して、新制度についての説明を行い、稲敷市の子ども・子育てに関するご意見を述べてもらう
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て新制度をご存知ですか 認定こども園をご存知ですか？ 子育てしている中で困っていることは何ですか？ 子育て支援センターを利用して気付いたことは？来る時の手段と所要時間など 稲敷市で子育てをして良かったことは何ですか？ 幼稚園・保育所・認定こども園のうち、どちらに通う予定ですか？選んだ理由は 保育所の一時保育を利用したことはありますか？ ファミリー・サポート・センターを利用したことはありますか？ 稲敷市の子育て情報はどのように入手していますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て新制度をご存知ですか 出産を控えて困っていることはありますか？ 現在、仕事に就いていますか？育休後に復職の予定はありますか？ 稲敷市の子育て情報はどのように入手していますか？ 子育て支援センターはご存知ですか？ ファミリー・サポート・センターはご存知ですか？ 保育所の一時保育はご存知ですか？ 認定こども園はご存知ですか？ 幼稚園・保育所・認定こども園について知りたいこと 利用者支援を受ける際、どのような方法が望ましいですか？ 赤ちゃん訪問の時の要望 稲敷市で子育てをしていくために必要な支援やご意見・ご要望など

(2) 調査の結果の概要

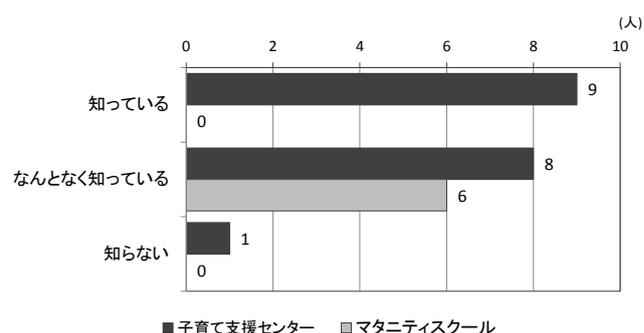
①子ども・子育て支援新制度、認定こども園について

0～2歳児を育児中の保護者は、18人中11人が子ども・子育て支援新制度について「知っている」又は「なんとなく知っている」と回答していますが、出産前の方は6人全員が「知らない」と回答しています。認定こども園については、0～2歳児を育児中の保護者は18人中17人が「知っている」又は「なんとなく知っている」と回答しています。出産前の方は6人全員が「なんとなく知っている」と回答しています。

■ 子ども・子育て支援新制度をご存知ですか



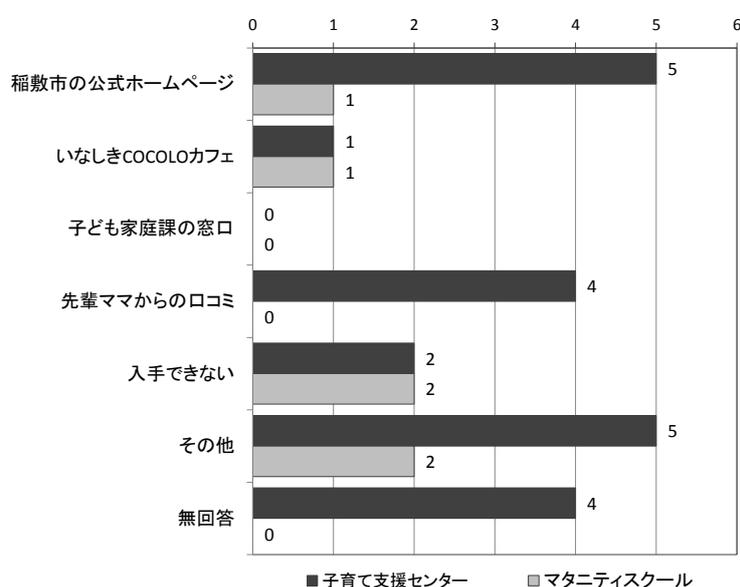
■ 認定こども園をご存知ですか



②稲敷市の子育て情報について

稲敷市の子育て情報については、出産前の方は6人のうち2人が、情報を「入手できない」と回答しています。「その他」としては「市から来る通知」、「市からの案内」が挙げられています。0～2歳児を育児中の保護者では、「稲敷市の公式ホームページ」(5人)に次いで「先輩ママからの口コミ」(4人)が子育て情報の入手先として挙げられており、子育てをしていく中で、周りとのつながりが生まれていることがうかがえます。

■ 稲敷市の子育て情報はどのようにして入手していますか(複数回答)

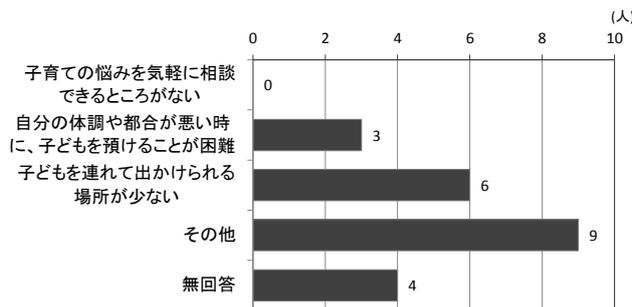


③稲敷市で子育てをして困っていること、良かったことについて(0～2歳児を育児中の保護者対象)

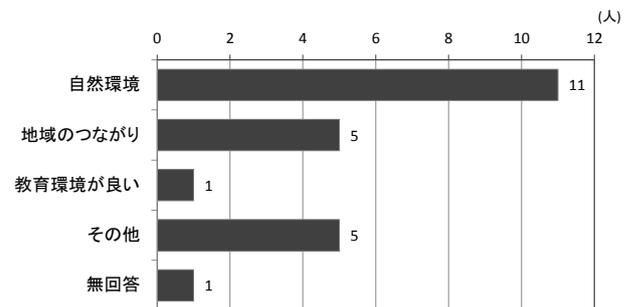
子育てをしている中で困っていることとして、「子どもを連れて出かけられる場所が少ない」(6人)が最も多くなっています。「その他」としては「公園に遊べる遊具が少ない」などが挙げられています。

稲敷市で子育てをして良かったこととして、「自然環境」(11人)が最も多く、次いで「地域のつながり」(5人)が多くなっています。「その他」としては「支援センターが充実している」などが挙げられています。

■子育てしている中で困っていること(複数回答)



■稲敷市で子育てをして良かったこと(複数回答)



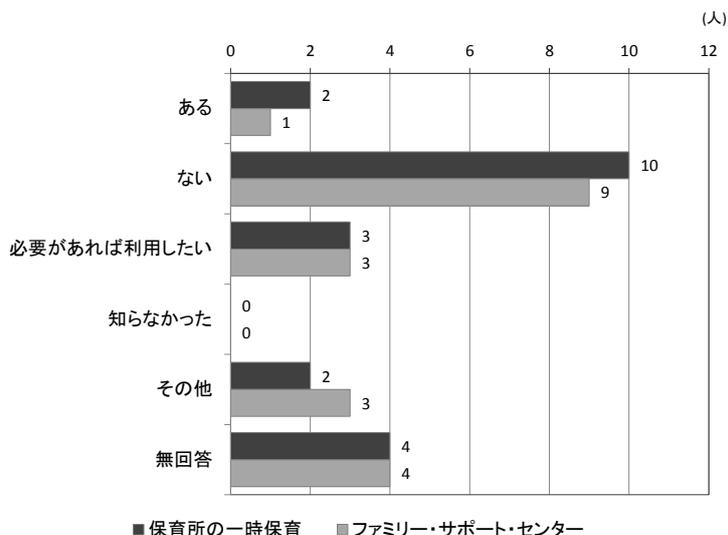
④子育て支援センター、保育所の一時保育、ファミリー・サポート・センターについて

<0～2歳児を育児中の保護者>

保育所の一時保育、ファミリー・サポート・センターを利用したことがある人はどちらも1～2人に留まっており、利用したことがない人及び必要があれば利用したい人が過半数を占めています。

「知らなかった」と回答した人は0人となっており、サービスが周知されていることがうかがえます。

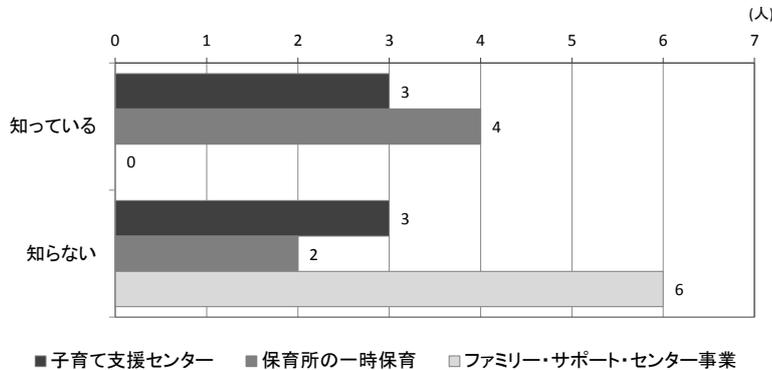
■保育所の一時保育またはファミリー・サポート・センターを利用したことはありますか(複数回答)



＜マタニティスクール参加者＞

子育て支援センターについては、6人中3人が「知っている」と回答しています。また、保育所の一時保育については、6人中4人が「知っている」と回答しています。

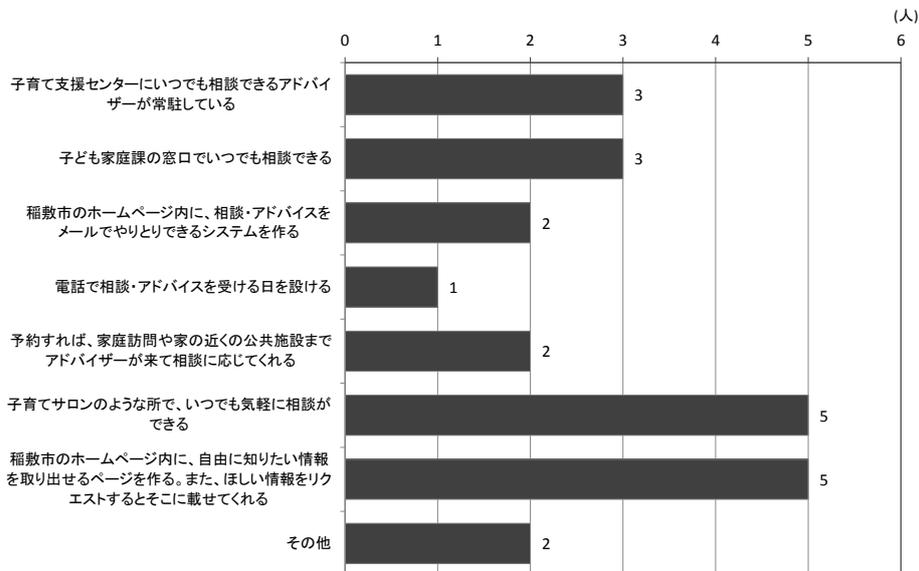
■子育て支援センター、保育所の一時保育、ファミリー・サポート・センター事業はご存知ですか



⑤子育てサービス利用に関するアドバイスについて(マタニティスクール参加者対象)

アドバイスを受ける望ましい方法として、「子育てサロンのような所で、いつでも気軽に相談ができる」、「稲敷市のホームページ内に、自由に知りたい情報を取り出せるページを作る。また、ほしい情報をリクエストするとそこに載せてくれる」と回答した人が6人中5人と多くなっています。

■生まれてくるお子さんが小学校入学までに、どのような子育てサービスを利用していただけるかのアドバイスを受ける場合、どのような方法が望ましいですか





第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

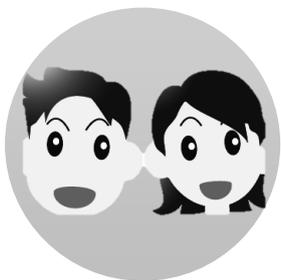
(1) 本計画における基本理念

子ども・子育ての支援は、まず、第一に子どもが家庭や地域の中で温かく見守られ、幸せに育つこと、子どもの最善の利益が保障されることが重要です。稲敷市では人と人との豊かなつながりを大切にしながら、地域ぐるみの子育てを積極的に支援します。

また、妊娠・出産・育児を通して、母子が健やかに過ごすことができる環境づくりが重要です。稲敷市では母親の健康が守られ、子どもが健やかに生まれ育つまちを目指します。

そして、すべての子どもと子育て世帯が、親の働く状況の違い等に関わらず、質の高い幼児期の学校教育や保育を受けることができる環境を目指して、本計画の基本理念を以下のように定めます。

家庭や地域に温かく見守られながら
子どもが健やかに生まれ育つまちを目指して



2. 子ども・子育て支援の意義

内閣府はこの計画の策定にあたって、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、子ども・子育て支援の意義に関する事項を示しています。

「子どもの最善の利益」が実現できる社会

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援を確保します。

一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障

子ども・子育て支援法は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。すべての子どもに対し、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、適切な保護及び援助の措置を講じ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

「親育ち」の過程を支援

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援します。

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員の協働

子ども・子育て支援は、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

厚生労働省は「改正次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針」の中で「基本的な指針」として、以下の10の視点を挙げています。

子どもの視点

子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

次代の親の育成という視点

長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

サービス利用者の視点

利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

社会全体による支援の視点

様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

仕事と生活の調和の実現の視点

創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ります。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた支援を展開します。

すべての子どもと家庭への支援の視点

家庭的な養護の推進、自立支援策の強化等の観点を十分に踏まえ、社会的養護体制を質・量ともに整備します。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、民間事業者、地域人材等、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

サービスの質の視点

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

地域特性の視点

各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めます。

3. 基本目標

本市においても、「子ども・子育て支援の意義」を踏まえ、以下のような基本目標を本計画の柱としました。

(1) 地域における子育ての支援

教育・保育施設の整備や利用者のニーズに即した保育サービスの提供により、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、地域の様々な子育て支援の拡充や質の向上に努めます。

さらに、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実や地域の子育て支援の情報提供、また、地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。

小学生を対象に放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実を図るとともに子ども達の安全な居場所づくり等、子どもの健全育成を推進します。

(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

妊婦健康診査の確実な受診を支援し、妊娠中の母と子の健康を維持します。

出産後は、すべての乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談や養育環境の把握に努めます。また、各種健診の充実や予防接種事業等、子どもや母親の健康の確保に努めます。

青少年に対しては、喫煙、飲酒、薬物依存等に関する健康教育を推進し、思春期保健の充実を図るとともに、地域保健と学校保健の連携を図ります。

(3) 健やかな成長のための教育環境づくり

青少年に対して、次代の親の育成を図ります。また、子どもの社会を生きぬく力の育成に向けた学校教育を推進します。さらに、家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

また、子育て家庭、子ども自身にとって、安全で良質な生活環境の整備を図ります。子どもの安全が確保されるよう、防犯・交通安全対策の推進に努めます。

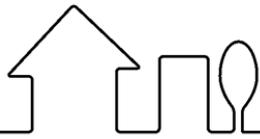
(4) ひとり親家庭・要保護児童等への対応など

児童虐待を防止するため、相談体制の充実やネットワーク体制の整備、発生予防、早期発見、早期対応に努める等、要保護児童対策の充実を図ります。また、ひとり親家庭等についても、相談体制の充実を図り、生活の安定と自立支援に努めます。

さらに、障害児施策については、日常生活支援や日常動作訓練とともに障害となる疾病の予防・早期発見を推進するための対策を図ります。また、子どもの貧困の実態を踏まえ、総合的な対策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援します。また、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、子育てしやすい、働きやすい環境を目指します。



第3章 教育・保育提供区域と人口の考え方

第3章 教育・保育提供区域と人口の考え方

1. 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、現在の教育・保育の利用状況を勘案しつつ、今後、市全域をカバーする広域的な整備を目指すものとし、市全域を1区域とします。

以下の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について整備を検討します。

■教育・保育施設と及び地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業				
教育・保育施設	3～5歳	学校教育利用	1号に該当	認定こども園・幼稚園利用
		保育の必要性あり	2号に該当	認定こども園・保育所利用
	0～2歳	保育の必要性あり	3号に該当	認定こども園・保育所・地域型保育事業利用
地域子ども・子育て支援事業	(1)利用者支援事業			
	(2)延長保育事業(時間外保育事業)			
	(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			
	(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)			
	(5)乳児家庭全戸訪問事業			
	(6)養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)			
	(7)地域子育て支援拠点事業			
	(8)一時預かり事業			
	(9)病児保育事業			
	(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)			
	(11)妊婦健康診査			
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業			
	(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			

教育・保育施設及び放課後児童健全育成事業については、市全域を教育・保育提供区域とするものの、子どもの通いやすさ等、より利便性を考慮した整備が必要と考えられることから、概ね中学校区（旧町村区分）を単位とする以下の4区域それぞれの状況を配慮しながら施設の整備を進めていきます。

- 江戸崎地区（江戸崎中学校区）
- 桜川地区（桜川中学校区）

- 新利根地区（新利根中学校区）
- 東地区（東中学校区）

江戸崎地域（人口 18,116 人）			
	年少人口	生産年齢人口	老年人口
実数	1,973	11,382	4,761
比率	10.9%	62.8%	26.3%
	未就学児人口	0～2歳人口	3～5歳人口
実数	622	291	331
比率	3.4%	1.6%	1.8%
	保育所	認定こども園	待機児童数
定員	120	475	0
現員	142	265（市外含む園児数 307）	

桜川地域（人口 6,398 人）			
	年少人口	生産年齢人口	老年人口
実数	614	3,741	2,043
比率	9.6%	58.5%	31.9%
	未就学児人口	0～2歳人口	3～5歳人口
実数	227	113	114
比率	3.5%	1.8%	1.8%
	認定こども園	待機児童数	
定員	180		0
現員	145		



新利根地域（人口 8,893 人）			
	年少人口	生産年齢人口	老年人口
実数	893	5,623	2,377
比率	10.0%	63.2%	26.7%
	未就学児人口	0～2歳人口	3～5歳人口
実数	284	120	164
比率	3.2%	1.3%	1.8%
	保育所	幼稚園	待機児童数
定員	120	130	0
現員	111	90	

東地域（人口 11,680 人）			
	年少人口	生産年齢人口	老年人口
実数	1,242	6,932	3,506
比率	10.6%	59.3%	30.0%
	未就学児人口	0～2歳人口	3～5歳人口
実数	454	216	238
比率	3.9%	1.8%	2.0%
	保育所	幼稚園	待機児童数
定員	100	320	0
現員	117	156	

人口：平成 25 年 10 月 1 日現在（住民基本台帳）
 稲敷市の総人口は、45,087 人
 施設現員・定員：平成 26 年 9 月 1 日現在

- 保育所
 - 幼稚園
 - 認定こども園
 - 小学校
- | |
|------------------|
| 年少人口：15 歳未満 |
| 生産年齢人口：15 ～ 64 歳 |
| 老年人口：65 歳以上 |

2. 人口の推計（児童数の推計）

（1）児童数の推計

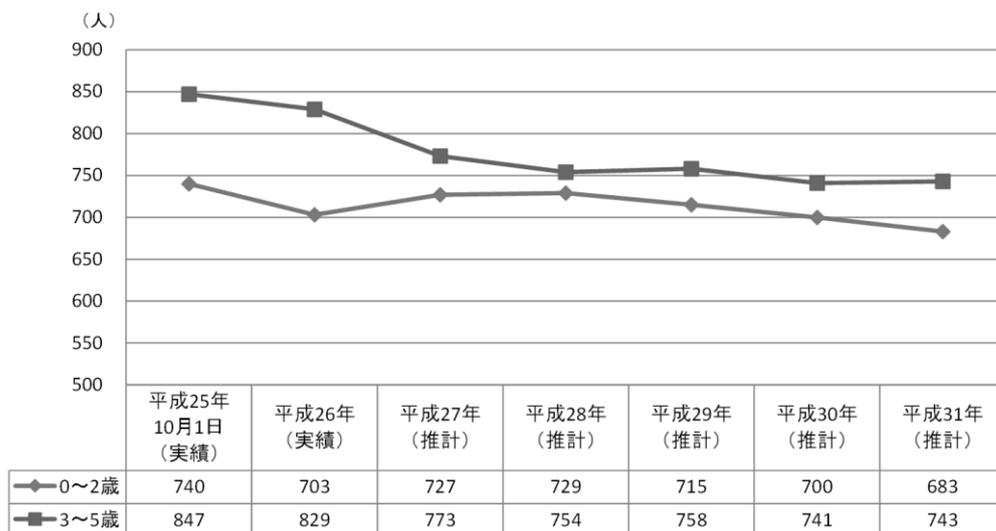
コーホート変化率法による推計の結果、本市の児童数は減少傾向を示しています。年少人口にあたる、0歳～14歳の人口について1歳階級ごとに推計を行いました。

推計によると、稲敷市の0～5歳人口は平成25年以降、減少することが予測されており、平成25年から平成31年の6年間では約160人の減少が予測されます。

0歳～2歳と3歳～5歳では、3歳～5歳の減少傾向がやや高くなっていることがわかります。

これらの推計値とニーズ調査の結果をもとに、平成27年度から平成31年度のニーズ量を算出します。

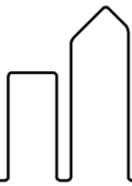
●児童数の推計（平成27年～平成31年）



●児童数の推計（平成27年～平成31年）

(人)

年齢区分	平成25年 10月1日 (実績)	平成26年 (実績)	平成27年 (推計)	平成28年 (推計)	平成29年 (推計)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)
0～2歳	740	703	727	729	715	700	683
3～5歳	847	829	773	754	758	741	743
0～5歳	1,587	1,532	1,500	1,483	1,473	1,441	1,426



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

稲敷市の児童が将来利用する教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所等）について、現在の教育・保育施設の利用状況を踏まえ、ニーズ調査による利用希望等を勘案し、必要利用定員（量の見込み）を定めます。具体的には、認定区分ごとに量の見込みを検討します。ただし、3号に該当する子どもについては、0歳児と1～2歳児に分けて量の見込みと確保方策を検討します。

教育・保育施設の量の見込みに対し、平成29年度までに必要量の確保を図ります。区域別での確保が難しいものについては、利用実態を踏まえた上で、地区間調整を図り、市全域で確保するものとしま

[幼児期の学校教育・保育の認定区分]

認定区分	必要性	年齢区分	子ども・子育て支援法	施設内容
教育標準時間認定	学校教育のみ	3歳～5歳	19条1項1号に該当	認定こども園・幼稚園
保育認定	保育の必要性あり		19条1項2号に該当	認定こども園・保育所
		0歳～2歳	19条1項3号に該当	認定こども園・保育所・地域型保育事業

稲敷市の現況

- 平成23年度以降の保育所の受入枠、園児数、待機児童、希望合わずの状況をみると、0歳児は増加傾向、1-2歳児は減少傾向、3-5歳児は増加傾向にあることがわかります。
- 一方、幼稚園では園児数は年々減少しています。

■認可保育所の受入枠・園児数・待機児童数 各年度3月1日現在（年度末）

年度	項目	0歳児	1-2歳児	3-5歳児	合計
平成23年度	受入枠	38人	234人	441人	713人
	園児数	38人	225人	359人	622人
	待機児童数	14人	0人	0人	14人
	希望合わず	0人	7人	2人	9人
平成24年度	受入枠	39人	227人	446人	712人
	園児数	39人	205人	366人	610人
	待機児童数	15人	0人	0人	15人
	希望合わず	0人	4人	0人	4人
平成25年度	受入枠	39人	227人	437人	703人
	園児数	39人	204人	376人	619人
	待機児童数	20人	0人	0人	20人
	希望合わず	0人	4人	0人	4人

■幼稚園の園児数の推移 各年度5月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園児数	503人	511人	513人	508人	477人	460人

(1) 教育施設

認定こども園・幼稚園
1号認定と2号認定の利用（3～5歳）の量の見込みと確保方策

教育施設においては、現況の施設で今後のニーズ量に対応することが可能です。

(人)

稲敷市全域		判定：◎	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み			460	389	379	381	373	374
①内訳	1号認定		—	223	218	219	214	214
	2号認定(幼稚園希望)		—	166	161	162	159	160
②確保方策			790	570	570	570	570	570
確保の状況 ②-①				181	191	189	197	196
確保の内容		・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、現況施設で対応可能。						
量の見込みの算出方法		国の算出方法に基づいて、量の見込みを算出した。 ※地区毎の量の見込みは、現況の利用者実績比をもとに、市全域の量の見込みを按分した。						

*実績値は、平成26年4月時点

*実績値欄の量の見込みは現況利用者数、確保方策は現況定員

判定◎：確保方策で量の見込みに対応可能

判定▲：確保方策では、量の見込みに対して不足している

平成27年度 認定こども園・幼稚園位置図



<参 考>

地区別においても、現況の施設で今後のニーズ量に対応することが可能です。

【地区別】

	江戸崎 地区	認定こども園えどさき 私立認定こども園江戸崎みどり幼稚園					新利根 地区	新利根幼稚園				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	145	123	119	120	118	118	90	76	74	75	73	73
内訳	1号認定	—	91	88	89	87	—	40	39	40	39	38
	2号認定	—	32	31	31	31	—	36	35	35	34	35
確保方策	260	190	190	190	190	190	130	100	100	100	100	100
確保の状況		67	71	70	72	72		24	26	25	27	27
確保の内容	・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、 現況施設で対応可能。					・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、 現況施設で対応可能。						

	東 地区	ゆたか幼稚園 みのり幼稚園					桜川 地区	桜川こども園(平成 26 年 9 月 1 日開園)				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	156	132	129	129	126	127	69	58	57	57	56	56
内訳	1号認定	—	64	63	62	61	—	28	28	28	27	27
	2号認定	—	68	66	67	65	—	30	29	29	29	29
確保方策	320	200	200	200	200	200	80	80	80	80	80	80
確保の状況		68	71	71	74	73		22	23	23	24	24
確保の内容	・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、 現況施設で対応可能。					・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、 現況施設で対応可能。						

(2) 保育施設

認定こども園・保育所 2号認定の利用（3～5歳）の量の見込みと確保方策

保育施設（2号認定）は、現況施設で今後のニーズ量に対応することが可能です。

(人)

稲敷市全域	判定：◎	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		359	381	372	374	365	366
②確保方策		418	421	421	421	421	421
確保の状況 ②-①			40	49	47	56	55
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、現況施設で対応可能。 ・東地区での不足に対して、地区間での調整を図る。 						
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて、量の見込みを算出した。						

*実績値は、平成26年4月時点

*実績値欄の量の見込みは現況利用者数、確保方策は現況定員

判定◎：確保方策で量の見込みに対応可能

判定▲：確保方策では、量の見込みに対して不足している

平成27年度 認定こども園・保育所位置図



<参考>

地区別にみると、平成27年度に東地区及び新利根地区において、現況施設の定員数では不足することが予測されます。現況では東地区から他地区への施設利用があることから、東地区での不足について地区間での調整を図ることで対応します。江戸崎地区、新利根地区、桜川地区では、現況施設の定員がニーズ量を上回っていれば、東地区の地区間調整を受け入れます。

【地区別】

	江戸崎地区	認定こども園えどさき 私立認定こども園江戸崎みどり幼稚園 私立江戸崎保育園					新利根地区	私立新利根つばさ保育園				
	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	171	182	177	178	174	175	68	72	70	71	69	69
確保方策	231	229	229	229	229	229	75	70	70	70	70	70
確保の状況		47	52	51	55	54		▲2	0	▲1	1	1
地域間調整	▲11	▲6	▲6	▲6	▲5	▲5	▲3	0	0	0	▲1	▲1
地域間調整後の確保の状況		41	46	45	50	49		▲2	0	▲1	0	0
確保の内容	・現況施設の定員が、量の見込みを上回っているため、現況施設で対応可能。 ・東地区からの地区間調整も、受け入れ可能。					・平成28年度及び平成30年度以降は、現況施設の定員が量の見込みを上回っているため、現況施設で対応可能。 ・平成30年度以降、東地区からの地区間調整も、受け入れ可能。						

	東地区	私立幸田保育園					桜川地区	桜川こども園(平成26年9月1日開園)				
	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	70	74	73	73	71	71	50	53	52	52	51	51
確保方策	52	62	62	62	62	62	60	60	60	60	60	60
確保の状況		▲12	▲11	▲11	▲9	▲9		7	8	8	9	9
地域間調整	26	12	10	10	9	9	▲7	▲4	▲4	▲4	▲3	▲3
地域間調整後の確保の状況		▲0	▲1	▲1	0	0		3	4	4	6	6
確保の内容	・量の見込みが定員を上回っているため、他地区への地区間調整で対応。					・現況施設の定員が、量の見込みを上回っているため、現況施設で対応可能。 ・東地区からの地区間調整も、受け入れ可能。						

認定こども園・保育所
3号認定の利用（0歳）の量の見込みと確保方策

3号認定（0歳）の利用については、現況施設では、平成27年度に16人の不足が見込まれますが、民間による地域型保育事業への参入・移行を促進し、平成29年度までに確保を図ります。

(人)

稲敷市全域	判定：◎	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		24	63	62	61	59	57
②確保方策(保育所・認定こども園)		44	47	47	47	47	47
③確保方策(地域型保育事業)		-	0	0	19	19	19
確保の状況 (②+③)-①			▲16	▲15	5	7	9
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 ・市内事業所内保育施設においては、事業所内保育事業への移行を促進する。 						
量の見込みの算出方法	<p>国の算出方法に基づいて算出した量の見込みは、現在の利用希望者数とのかい離が大きく、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていないことが要因として考えられたため、内閣府調査による人口5万人未満の一般市の育児休業取得率(45.0%)を除いた値を0歳児の量の見込みとした。</p>						

*実績値は、平成26年4月時点

*実績値欄の量の見込みは現況利用者数、確保方策は現況定員

判定◎：確保方策で量の見込みに対応可能

判定▲：確保方策では、量の見込みに対して不足している

＜参 考＞

地区別にみると、平成 27 年度に江戸崎地区、東地区、桜川地区で現況施設での不足が見込まれます。すべての地区において平成 31 年度までにニーズ量に対する確保が可能となるよう、地域型保育事業の実施を促進します。

【地区別】

	江戸崎地区	認定こども園えどさき 私立江戸崎保育園					新利根地区	私立新利根つばさ保育園				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10	28	28	27	26	25	8	7	6	7	7	6
確保方策 (保育所・認定こども園)	16	16	16	16	16	16	12	15	15	15	15	15
確保方策 (地域型保育事業)	-	0	0	9	9	9	-	0	0	0	0	0
確保の状況		▲ 12	▲ 12	▲ 2	▲ 1	0		8	9	8	8	9
確保の内容	・民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 ・地区内の事業所内保育施設(現在利用者数 1 人)に、事業所内保育事業所への移行を促進する。						・現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、現況施設で対応可能。					

	東地区	私立幸田保育園					桜川地区	桜川こども園(平成 26 年 9 月 1 日開園)				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6	16	16	16	15	15	0	12	12	11	11	11
確保方策 (保育所・認定こども園)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
確保方策 (地域型保育事業)	-	0	0	7	7	7	-	0	0	3	3	3
確保の状況		▲ 8	▲ 8	▲ 1	0	0		▲ 4	▲ 4	0	0	0
確保の内容	・民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 ・地区内の事業所内保育施設(現在利用者数 7 人)に、事業所内保育事業所への移行を促進する。						・民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 ・地区内の事業所内保育施設(現在利用者数 13 人)に、事業所内保育事業所への移行を促進する。					

認定こども園・保育所
3号認定の利用（1～2歳）

3号認定（1～2歳）の利用については、現況施設では平成27年度に18人の不足が見込まれますが、民間による地域型保育事業への参入・移行を促進し、平成29年度までに確保を図ります。

(人)

稲敷市全域	判定：◎	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		183	225	228	223	219	213
②確保方策(保育所・認定こども園)		193	207	207	207	207	207
③確保方策(地域型保育事業)		-	0	0	16	16	16
確保の状況 (②+③)-①			▲18	▲21	0	4	10
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東地区での不足に対して、地区間での調整を図る。 ・民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 ・市内事業所内保育施設においては、事業所内保育事業への移行を促進する。 						
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて算出した量の見込みから、親族世帯と同居している割合（茨城県の同居率21%）を除き、より実態に近い量の見込みとして算出した。						

*実績値は、平成26年4月時点

*実績値欄の量の見込みは現況利用者数、確保方策は現況定員

*茨城県の同居率は2010年国勢調査による

判定◎：確保方策で量の見込みに対応可能

判定▲：確保方策では、量の見込みに対して不足している

<参 考>

地区別にみると、平成 27 年度に江戸崎地区、東地区において現況施設の定員数では不足が予測されます。江戸崎地区では、現況施設で平成 31 年度までに確保が可能と見込まれます。東地区については、現況では東地区から他地区への施設利用があることから、地区間での調整を図り、さらに民間による地域型保育事業への参入・移行を促進し、平成 31 年度までに確保を図ります。

【地区別】

	江戸崎地区	認定こども園えどさき 私立江戸崎保育園					新利根地区	私立新利根つばさ保育園				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	81	103	105	104	101	98	35	28	29	28	28	27
確保方策 (保育所・認定こども園)	88	100	100	100	100	100	33	35	35	35	35	35
地域間調整	▲ 3	0	0	0	0	▲ 1	▲ 3	▲ 7	▲ 6	▲ 2	▲ 1	▲ 1
確保方策 (地域型保育事業)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
確保の状況		▲ 3	▲ 5	▲ 4	▲ 1	1		0	0	5	6	7
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 量の見込みが定員を上回っているが、平成 31 年度までに対応可能。 平成 31 年度には、東地区からの地区間調整も受け入れ可能。 					<ul style="list-style-type: none"> 現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、現況施設で対応可能。 東地区からの地区間調整も受け入れ可能。 						

	東地区	私立幸田保育園					桜川地区	桜川こども園(平成 26 年 9 月 1 日開園)				
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41	65	62	61	60	59	26	29	32	30	30	29
確保方策 (保育所・認定こども園)	40	40	40	40	40	40	32	32	32	32	32	32
地域間調整	10	10	6	4	3	3	▲ 4	▲ 3	0	▲ 2	▲ 2	▲ 1
確保方策 (地域型保育事業)	-	0	0	16	16	16	-	0	0	0	0	0
確保の状況		▲ 15	▲ 16	▲ 1	▲ 1	0		0	0	0	0	2
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他地区への地区間調整で対応。 民間による地域型保育事業の実施を促進し、量の見込みに対する確保を図る。 地区内の事業所内保育施設(現在利用者数 7 人)に、事業所内保育事業所への移行を促進する。 					<ul style="list-style-type: none"> 現況施設の定員が、量の見込みを上回っており、現況施設で対応可能。 現況施設の定員が量の見込みを上回っている場合は、東地区からの地区間調整も受け入れ可能。 						

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対し、平成27年度までに利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健康診査について確保方策を推進し、必要量の確保を図ります。

また、病児保育事業については、現時点での確保が困難であることから、目標年次の平成31年度までに確保できるよう確保方策を推進します。

地域子ども・子育て支援事業 一覧

■利用者支援事業

■延長保育事業(時間外保育事業)

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

■乳児家庭全戸訪問事業

■養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

■地域子育て支援拠点事業

■一時預かり事業

■病児保育事業

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

■妊婦健康診査

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。主な事業内容は「利用者支援」と「地域連携」の2つになります。

【基本型】

「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態。

主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。

【特定型】

主に「利用者支援」を実施する形態。

主として、行政機関の窓口等を活用します。※地域の連携については、行政がその機能を果たします。

【母子保健型】

保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態。

主として、保健所、保健センター等を活用します。

稲敷市の現況

- ・子育て支援センターでの相談事業は、4 か所で実施しており、年間 200～300 件あります。
- ・内容は多岐に渡っていますが、保育施設の利用や各種事業についての問い合わせも受け付けています。また、担当窓口における利用案内も実施しています。
- ・今後は利用者支援事業として、保護者に対し、適切な情報提供及び相談事業を行うための窓口設置が求められています。

子育て支援センターの相談件数		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	あいアイ	17 件	9 件	6 件
	つばさ	170 件	142 件	142 件
	ひまわり	77 件	63 件	161 件
	こうだ	-	0 件	0 件
	合 計	264 件	214 件	309 件

量の見込みの算定と確保方策

平成 27 年度から、量の見込みに対する利用者支援事業として、子ども家庭課での総合窓口を設けます。子育て支援のホームページ、サポートブック等を活用し、適切な情報提供を図り、市民が利用しやすいシステムを検討します。

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策(市全域)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の状況 ②-①		0	0	0	0	0
確保の内容	・子ども家庭課で実施					
量の見込みの算出方法	特定型利用者支援事業として、子ども家庭課で総合窓口を設ける。(相談業務は、引き続き子育て支援センターで行う。)					

*実績値は、平成 26 年 4 月時点

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。（認定こども園、保育所等において実施します。）

稲敷市の現況

- ・市内に5か所ある認定こども園及び保育所で延長保育を実施しています。
- ・平成23年度～平成25年度の延長保育の平均利用者数をみると、44～47人とほぼ横ばいの状況となっています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延長保育の利用児童数			
延べ利用人数	13,453	12,757	13,694
1日あたり平均利用者数	46	44	47

量の見込みの算定と確保方策

平成27年度～平成31年度までの量の見込みに対して、現況の体制で今後も利用者のニーズに対応していきます。

(人)

稲敷市全域	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	47	47	47	47	46	46
②確保方策	—	47	47	47	47	47
確保の状況 ②-①		0	0	0	1	1
確保の内容	・現況の体制で、今後も利用者のニーズに対応が可能。					
量の見込みの算出方法	国の算出方法による量の見込みは平成27年度～平成29年度24人、平成30年度～平成31年度23人となっており、実績値(平成25年度47人)との間に大きくかい離がみられた。 量の見込みの算出方法としては、より現況に近いニーズとするため、過去3年間の実績の増加率及び推計児童数の増減から量の見込みを算出した。					

*実績値は、平成25年度1日あたり平均利用者数

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられました。

平成27年度以降は、小学6年生までの全児童が対象となります。

稲敷市の現況

- 平成26年度までは、市内小学校に通う1年生から3年生の児童が対象となっていますが、定員に空きがあれば4～6年生も預かっています。
- 平成26年4月1日現在では、施設数も1か所増え9か所で236人を受け入れ、うち高学年も40人受け入れています。

放課後児童クラブの 利用状況 (各年4月1日時点)		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	施設数	8か所	8か所	9か所
	入所児童数	218人	209人	236人

量の見込みの算定と確保方策

平成27年度開設予定の14か所の児童クラブでニーズ量に対応可能です。

(人)

稲敷市全域	判定：◎	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		236	395	369	354	344	330
①内訳	低学年	196	256	238	230	217	212
	高学年	40	139	131	124	127	118
②確保方策		234	421	451	451	451	451
確保の状況 ②-①			26	82	97	107	121
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度開設予定の14児童クラブで量の見込みに対して対応が可能。 利用状況に応じ、あずま北小学校において1施設増設予定。 市全域での調整を検討。 						
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づき、ニーズ調査での放課後児童クラブの利用意向から量の見込みを算出した。ただし、「放課後児童クラブの利用希望が週1～2回」と回答した場合は除いて算出した。						

*実績値は、平成26年4月時点

*実績値欄の量の見込みは現況利用者数、確保方策は現況定員

<参 考>

地区別にみると、東地区において平成 27 年度に不足が予測されますが、利用状況に応じて、平成 28 年度以降、あずま北小学校にて 1 施設増設して対応します。

【地区別】

	江戸崎地区	江戸崎第 1～第 3 児童クラブ、 沼里第 1～第 2 児童クラブ、 高田第 1～第 2 児童クラブ					新利根地区	新利根第 1～第 3 児童クラブ					
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	122	189	173	166	162	153	58	88	84	79	77	72	
内訳	低学年	—	128	116	112	110	106	45	50	48	45	41	38
	高学年	—	61	57	54	52	47	13	38	36	34	36	34
確保方策	104	208	208	208	208	208	52	94	94	94	94	94	
確保の状況		19	35	42	46	55		6	10	15	17	22	
確保の内容	・平成 27 年度開設予定施設で、量の見込みに対して対応が可能。 江戸崎第 1～第 3 児童クラブ 96 人 沼里第 1～第 2 児童クラブ 64 人 高田第 1～第 2 児童クラブ 48 人						・平成 27 年度開設予定施設で、量の見込みに対して対応が可能。 新利根第 1～第 3 児童クラブ 94 人						

	東地区	あずま東第 1～第 2 児童クラブ、 あずま西児童クラブ、あずま北児童クラブ					桜川地区	桜川児童クラブ					
	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	38	106	100	97	93	93	18	12	12	12	12	12	
内訳	低学年	31	67	63	62	55	57	15	11	11	11	11	11
	高学年	7	39	37	35	38	36	3	1	1	1	1	1
確保方策	52	87	117	117	117	117	26	32	32	32	32	32	
確保の状況		▲ 19	17	20	24	24		20	20	20	20	20	
確保の内容	・利用状況に応じて、平成 28 年度以降、あずま北小学校にて 1 施設増設予定。 あずま東第 1～第 2 児童クラブ 60 人 あずま西児童クラブ 27 人 あずま北児童クラブ 30 人						・平成 27 年度開設予定施設で、量の見込みに対して対応が可能。 桜川児童クラブ 32 人						

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

稲敷市の現況

- ・現在、3か所（平成25年度）で受け入れ可能ですが、3か年で利用者は0人となっています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ショートステイ利用状況			
利用児童数	0人	0人	0人
利用日数	0日	0日	0日

量の見込みの算定と確保方策

ニーズ量は2人日/年となっており、平成27年度～平成31年度において、現況の施設で量の見込みを確保可能と考えます。平成27年度以降も、支援を必要とする市民が利用できる体制を継続していきます。

（人日/年）

稲敷市全域	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	2	2	2	2	2
②確保方策	—	2	2	2	2	2
確保の状況 ②-①		0	0	0	0	0
確保の内容	・平成26年度以降、以下の4施設と契約しており、対応可能。 茨城県道心園（土浦市） さくらの森乳児院（つくば市） つくば香風寮（つくば市） るんぴにー（行方市）					
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて、量の見込みを算出した。					

*実績値は、平成25年度年間利用者数

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。児童福祉法に位置づけられた事業です。

稲敷市の現況

- ・現在、訪問率は90%を超えており、ほぼ全家庭への訪問を実施しています。
- ・訪問により、支援が必要な家庭を早期発見し、養育支援訪問事業等につなげていきます。
- ・対応困難な事例もあり、きめ細かな対応が必要となっています。

出生数と訪問数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	対象者数	261人	245人	228人
	訪問数	244回	238回	220回
	訪問率	93.5%	97.1%	96.5%

*対象者数は、平成23、24年度は人口から割り出し、平成25年度は対象者として把握した人数。

量の見込みの算定と確保方策

平成27年度～平成31年度においても、現況の実施体制・実施機関で量の見込みに対して対応可能です。引き続き、市内全域の0歳児を対象に事業を行っていきます。

(人)

稲敷市全域	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	228	233	230	225	219	214
②確保方策		実施体制:4人 実施機関:健康増進課	実施体制:4人 実施機関:健康増進課	実施体制:4人 実施機関:健康増進課	実施体制:4人 実施機関:健康増進課	実施体制:4人 実施機関:健康増進課
確保の内容	・全体での担当者が4人の体制で実施する。					
量の見込みの算出方法	すべての家庭訪問を基本とする事業のため、人口推計の0歳児を量の見込みとした。					

*実績値は、平成25年度実績

(6) 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

稲敷市の現況

- ・養育支援訪問の実施状況は、平成 23 年度 32 回、平成 24 年度 22 回、平成 25 年度 18 回と訪問回数は減少傾向にあります。
- ・要保護児童対策地域協議会を実施し、代表者会議、実務者会議のほか、随時開催されるケース検討会などにより、関係機関の連携をとっています。

養育支援訪問の実施状況	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	訪問回数	32 回	22 回
要保護児童対策地域協議会の 実施状況（平成 25 年度）	代表者会議	年 1 回開催	
	ケース検討会	年 13 回開催	

量の見込みの算定と確保方策の考え方

平成 27 年度～平成 31 年度においても、現況の実施体制・実施機関で量の見込みに対して対応可能です。引き続き、支援を必要とする家庭への訪問・相談を行っていきます。また、継続して要保護児童対策地域協議会において連携を強め、子どもを守る地域ネットワークの強化を図ります。

(回)

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	18	23	22	22	21	21
②確保方策		実施体制：7 人 実施機関：健康増進課及び子ども家庭課				
確保の内容	・全体での担当者が 7 人の体制で実施する。					
量の見込みの算出方法	過去 3 年間の養育訪問率(養育訪問回数／各年度の 0 歳児人口)の平均値を、平成 27 年度～31 年度の 0 歳児推計人口にかけて量の見込みを算出した。 *平成 23 年度～平成 25 年度の養育訪問率の平均値：9.75%					

*実績値は、平成 25 年度実績

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

稲敷市の現況

- ・現在、子育て支援センターは拠点施設として公立が1か所、私立保育所内に3か所開設されています。

子育て支援センターの開設日数と利用者数の推移

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	開設日数	利用者数	開設日数	利用者数	開設日数	利用者数
あいアイ	245日	11,358人	247日	8,893人	246日	8,951人
つばさ	247日	3,477人	252日	4,227人	253日	5,530人
ひまわり	247日	4,908人	252日	5,141人	253日	6,192人
こうだ	—	—	240日	631人	244日	658人
合計	保護者込み	19,743人	保護者込み	18,892人	保護者込み	21,331人
	1/2	9,872人	1/2	9,446人	1/2	10,666人

*利用者は保護者込みなので1/2とする。*あいアイは東・桜川への出張やイベント込み。

現況施設の拡大利用率

4施設の平均開設日数×30組(親子)×4施設=29,880人日/年

量の見込みの算定と確保方策

現況の4施設で対応予定です。市内全域からの利用が可能な4か所の子育て支援センターを活用し、親子の交流や子育てについての相談・援助を行います。

また、出張事業についても拡大を図り、さらに利用しやすい支援を目指します。

(人回/年)

稲敷市全域	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,666	15,720	15,768	15,468	15,144	14,772
②確保方策(市全域)	—	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800
確保の状況 ②-①		80	32	332	656	1,028
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいアイ、ひまわり、つばさ、こうだの4か所の子育て支援センターにて対応予定。 ・出張事業も拡大していく。 					
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて、量の見込みを算出した。					

*実績値は、平成25年度年間利用者数

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園在園児を対象とする一時預かり

稲敷市の現況

・現在稲敷市における6つの施設（認定こども園及び幼稚園）で預かり保育を行っています。

幼稚園の預かり 保育の状況		平成23年度	平成24年度	平成25年度
	臨時預かり (年間延べ人数)	4,856人	4,377人	4,475人
	A 常時預かり人数 (4~3月合算)	279人	299人	488人
	A×月想定利用日数 (20日)	5,580人日	5,980人日	9,760人日
	*1 預かり保育受け 入れ可能枠	39,000人日(195人×200日)		

*1 各幼稚園の預かり保育受け入れ可能枠の合計：195人

(認定こども園えどさき100、認定こども園江戸崎みどり幼稚園15、桜川10、新利根20、みのり30、ゆたか20)

量の見込みの算定と確保方策

現在稲敷市にあるすべての幼稚園で預かり保育を行っており、平成27年度以降のニーズ量に対しても十分に対応可能です。引き続き認定こども園、幼稚園において一時預かりを実施していきます。

(人日/年)

稲敷市全域	実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	14,235	21,748	21,213	21,326	20,848	20,904	
①内訳	1号認定の利用	4,475	2,406	2,346	2,359	2,306	2,312
	2号認定の利用	9,760	19,342	18,867	18,967	18,542	18,592
②確保方策	—	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
確保の状況 ②-①		252	787	674	1,152	1,096	
確保の内容	<p>・各幼稚園の預かり保育の1日あたり受入可能枠(195人)から算出した年間受入可能枠は、195人×200日=39,000人日/年となっており、量の見込みに対して対応可能。</p> <p>認定こども園えどさき 100人 認定こども園江戸崎みどり幼稚園 15人 桜川こども園 10人 新利根幼稚園 20人 みのり幼稚園 30人 ゆたか幼稚園 20人</p>						
量の見込みの算出方法	<p>・1号認定の量の見込みは、国の算出方法に基づいて算出した。</p> <p>・2号認定の量の見込みは、2号認定で幼稚園に通う人のうち、育児休業中以外で幼稚園の預かり保育の希望がある方を対象にした利用意向率をもとに算出した。</p>						

*実績値は、平成25年度年間利用者数

②幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外

稲敷市の現況

- ・ 保育所における一時預かり事業は現在 3 か所で、実施しています。
- ・ 平成 23 年度～平成 25 年度の状況をみると、減少傾向にあることがわかります。

保育所等での預かり保育	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	定員/日	24 人	24 人	24 人
	延べ利用人数/年	922 人	876 人	670 人
	延べ利用可能人数/年	5,760 人		

*延べ利用可能人数は、1日の定員数×240日で試算。

量の見込みの算定と確保方策の考え方

現在 4 か所の保育所及びファミリー・サポート・センターで一時預かりを行っており、平成 27 年度以降のニーズ量に対しても十分に対応可能と考えます。引き続き、認定こども園、幼稚園、保育所を利用していない児童を対象に、一時預かりを行っていきます。

(人日/年)

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	670	1,894	1,904	1,863	1,824	1,775
②確保方策(市全域)	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
③確保方策(ファミリー・サポート・センター)	—	60	60	60	60	60
確保の状況 (②+③)-①		166	156	197	236	285
確保の内容	<p>・各保育所の一時的預かりの 1 日の定員(24 人)から算出した年間受入可能枠は、24 人×240 日=5,760 人日/年となっており、量の見込みに対して対応可能。</p> <p>江戸崎保育園 2 人 認定こども園えどさき 10 人 新利根つばさ保育園 10 人 桜川こども園 2 人</p> <p>・ファミリー・サポート・センターでは、平成 25 年度実績で 97 人日/年を受け入れており、量の見込みに対して対応可能。</p>					
量の見込みの算出方法	<p>保育所を利用していると考えられる方と 2 号認定による幼稚園利用者を対象から除いた利用意向率をもとに、量の見込みを算出した。</p>					

*実績値は、平成 25 年度年間利用者数

(9) 病児保育事業

保育の必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育等を行う事業です。

■病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

■病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

■体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

■訪問型

児童が「回復期に至らない場合」又は「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

稲敷市の現況

- ・病児・病後児保育とも、現在、未実施の事業となっています。

量の見込みの算定と確保方策の考え方

現在、病児・病後児保育ともに未実施の事業となっていますが、現状、市内に対応可能な施設がないため、本市で実施することが困難と考えられます。

既存の病院及び認定こども園・保育所等に対して事業実施を依頼していくことにより、就労中の保護者が、安心して病児・病後児を預けられる体制を目指します。

(人日/年)

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	764	755	751	735	727
②確保方策(市全域)	—	0	0	0	0	727
確保の状況 ②-①		▲ 764	▲ 755	▲ 751	▲ 735	0
確保の内容	・病院等及び認定こども園・保育所等に事業実施を依頼、最終年度までに確保を検討していく。					
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて算出した量の見込みから、ニーズ調査において「緊急時等に祖父母等に見てもらえる」と回答した割合(50.4%)を除き、量の見込みを算出した。					

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者（稲敷市では生後 6 か月以上就学前までの児童を子育て中の保護者を対象としています）を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

稲敷市の現況

- ・現在稲敷市で実施しているファミリー・サポート・センター事業は、未就学児を対象として、子育て支援センターあいアイで実施しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ファミリー・サポート ・センター会員数	32 人	36 人	42 人
依頼会員数	20 人	41 人	63 人
両会員	52 人	77 人	105 人

量の見込みの算定と確保方策の考え方

「就学児の放課後の居場所」としてのニーズは 0 となっており、確保方策は 0 とします。
 現在、ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児を対象に、子育て支援センターあいアイの施設内での対応となっており、施設内での実施体制を継続していきます。将来的に、就学児の放課後の居場所としてのニーズが発生した場合、就学児の受け入れを検討します。

（人日／年）

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	0	0	0	0	0
②確保方策(市全域)	—	0	0	0	0	0
確保の状況 ②-①		0	0	0	0	0
確保の内容	・就学児のニーズがないため、現在のファミリー・サポート・センター事業を継続していく。					
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づいて、量の見込みを算出した。					

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

稲敷市の現況

- ・稲敷市では、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（14 回分）の交付を行っています。
- ・1 回目の受診率は平成 25 年度では 84.0%となっています。

妊婦健診の状況		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	母子手帳発行数	297 冊	239 冊	237 冊
	1 回目受診	285 人	233 人	199 人
	1 回目受診率	96.0%	97.5%	84.0%

量の見込みの算定と確保方策の考え方

現在、医療機関において行っている妊婦健康診査を、継続して実施していきます。

(人)

稲敷市全域	実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	237	233	230	225	219	214
②確保方策	実施場所:茨城県内妊婦健康診査受託医療機関 県外施設 6 施設、県内施設 82 施設、近隣市実施機関 22 施設 阿見町 2 施設 土浦市 9 施設 龍ヶ崎市 4 施設 つくば市 7 施設 実施体制:市担当者 1 人 検査項目:①基本的な健康診査、②血液検査、③子宮頸ガン検査、④超音波検査、 ⑤HTLV-1 抗体検査、⑥クラミジア検査、⑦B 群溶血性レンサ球菌検査					
確保の内容	・母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票(14 回分)を交付し、受診を促進。					
量の見込みの算出方法	各年度の 0 歳児の推計人口を量の見込みとした。					

*実績値は、平成 25 年度実績

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込みの算定と確保方策

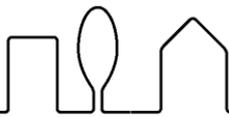
実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国の状況を勘案しながら、必要に応じて実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

量の見込みの算定と確保方策

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、国の状況を勘案しながら、必要に応じて実施を検討していきます。



第5章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

第5章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1. 稲敷市における基本的な考え方

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

稲敷市においては、教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、江戸崎地区及び桜川地区において幼保連携型認定こども園を開設し、事業を推進してきました。

公立幼稚園においては、国・茨城県の動向を勘案しながら、地域の実情に応じて、認定こども園への移行について、柔軟に対応していきます。

私立保育所においては、事業者の移行に向けての相談体制の充実を図るとともに、移行にあたっての支援充実に努めます。

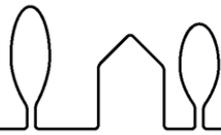
(2) 質の高い教育・保育の提供

これまで実施してきた教育・保育の一体的提供に係る課題を踏まえ、より良い提供体制を確保できるよう、体制の整備を検討していきます。

特に、教育・保育を担う保育教諭の研修等について十分な取組を進めます。

(3) 教育・保育施設間の連携

市内の認定こども園、幼稚園、保育所相互の連携、また、認定こども園、幼稚園及び保育所の小学校との連携等、稲敷市の子どもたちが、どの施設、事業を選択しても、質の高い教育・保育が提供され、切れ目ない支援が図られるよう、体制の充実に努めます。



第6章 放課後子ども総合プラン

第6章 放課後子ども総合プラン

1. 放課後子ども総合プランについて

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を計画的に進めます。

※「小1の壁」とは、保育所では延長保育を利用して遅くまで預かってもらえますが、小学生を対象とした公的な学童保育では預かり時間が短くなってしまい、子どもの小学校入学を機に働き方の見直しを迫られる問題をいいます。

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

本市の小学校は、平成26年度においては13校となっています。そのうち、放課後児童クラブを実施しているのは7校（うち小学校の敷地内で実施している学校は5校）、放課後子ども教室を実施している学校は7校となっています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を小学校の敷地内で実施しているのは、江戸崎小学校、古渡小学校、あずま西小学校の3校です。

小学校名 (H26年現在)	統合 (H31年度 末まで)	地区	放課後児童 クラブ	他施設の 利用	放課後子ども教室 (低学年のみ)	事業実施校 ●児童クラブ ○子ども教室
江戸崎小学校	統合 予定	江戸崎	●2		○火・水	●○
君賀小学校			沼里		○火・木・金	○
鳩崎小学校			古渡		○火～金	○
沼里小学校			●		なし	●
高田小学校			●	ミセ	○火・木	○
新利根小学校	統合済	新利根	●2	新利根中	なし	
阿波小学校	統合 予定	桜川	古渡		○火・水・金	○
浮島小学校			古渡		なし	
古渡小学校			●		○月～金	●○
あずま南小学校	統合 予定	東	西		なし	
あずま東小学校			●		なし	●
あずま北小学校			西		なし	
あずま西小学校			●		○月	●○

※稲敷市では少子化の影響等により児童数の減少がみられることから、「学校再編整備実施計画」に基づき平成22年度～平成31年度までの10年間に15校から6校に再編を進める計画となっています。すでに、新利根地区においては、3校から1校への統合が進み、現在13校となっています。（実際の再編は、地域の状況により平成31年度以降になることが考えられます。）

(2) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブの目標事業量は、量の見込みと確保方策に基づき、平成 31 年度の段階で 15 か所、目標事業量 451 人とします。

放課後児童クラブの目標事業量	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	9 か所	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
事業量	234 人	421 人	451 人	451 人	451 人	451 人

(3) 一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

学校再編を見据えて放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を図り、平成 31 年度までに、江戸崎地区、新利根地区、桜川地区、東地区の各地区 1 か所及び沼里小学校、高田小学校で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討していきます。

一体型の実施にあたっては、両事業の従事者・参画者の協力のもと、放課後子ども教室を実施する時間帯において、共通のプログラムによって運営し、放課後子ども教室終了後は、放課後児童クラブ単独で事業を実施します。

また、一体型の実施が困難な場合は、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施します。放課後子ども教室のプログラムの作成にあたっては、放課後児童クラブの希望する児童が、同プログラムに参加できるように両事業の従事者・参画者が連携して取り組みます。

地区	小学校名 (H26年現在)	統合 (H31年度 末まで)	平成 26 年度		連携の方針	平成 31 年度 実施目標
			放課後児童 クラブ	放課後 子ども教室		
江戸崎	江戸崎小学校 君賀小学校 鳩崎小学校	統合未	●	○	現在両事業を小学校内で実施。 活動の連携を図っていく。	一体型
	沼里小学校	予定なし	●	-	小学校内での放課後子ども教室の実施及び放課後児童クラブと連携した活動プログラムを検討していく。	一体型
	高田小学校	予定なし	● (高田コミュニ ティセンター)	○	小学校内での放課後児童クラブの実施を検討し、活動の連携を図る。	一体型
新利根	新利根小学校	統合済	● (新利根中)	-	小学校内での両事業の実施及び連携した活動プログラムを検討していく。	一体型
桜川	阿波小学校 浮島小学校 古渡小学校	統合未	●	○	現在両事業を小学校内で実施。 活動の連携を図っていく。	一体型
東	あずま南小学校 あずま東小学校 あずま北小学校 あずま西小学校	統合未	●	○	現在両事業を小学校内で実施。 活動の連携を図っていく。	一体型

※「一体型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、同一の小学校等の活動場所(通りを挟んだ向側等の隣接する場所も含む)において、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの。「連携型」とは放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校等以外の場所において、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

(4) 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

すべての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保を図るため、放課後子ども教室の整備・充実を図ります。整備にあたっては、「学校再編整備実施計画」の状況を勘案し、平成 31 年度において、すべての小学校で放課後子ども教室の実施を目指します。

放課後子ども教室の目標事業量	平成 26 年度	平成 31 年度
実施か所数	7 か所	6 か所 (再編後) 8 か所 (現状ままの場合)

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○平成 27 年度から運営委員会を設置し、活動プログラムの企画・充実、安全管理の方策を検討し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実した運営を図ります。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の共通のプログラムの充実を図ります。

- ・学校での学びを深め広げる学習・補充学習
- ・文化・芸術にふれあう活動、スポーツ活動
- ・児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム
- ・児童が主体となって企画したプログラム
- ・児童によるボランティア活動

○連携型の場合、児童が共通プログラムに参加する際、安全に移動できるようボランティアを配置する等の対策を検討します。

(6) 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

本市においては、「学校再編整備実施計画」に基づき、平成 31 年度を目標年次として順次統廃合が進められているところであり、小学校の余裕教室等の活用について具体的な検討を進めることが難しい状況にあります。今後再編を進める地区においては、その時期が確定していないことや存続校の施設規模、再編後のスクールバスの運行状況等が不確定であり、学校施設の大規模な転用を伴う取組に着手できない状況です。

本市においては、学校再編に係る事業の進捗を見据えながら、再編後の学校施設に余裕教室等が発生した場合において、積極的な活用を随時、検討していくものとします。

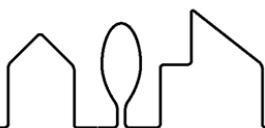
(7) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本市においては、子ども・子育てを一体的に推進することを目的として、福祉部局にあった放課後児童クラブ、児童福祉、母子福祉、寡婦福祉、里親、児童扶養手当、家庭児童相談等に関すること、また、認定こども園、幼稚園、保育所等教育・保育に関する業務を教育委員会に移管し、現在は「教育委員会・子ども家庭課」が当該業務を所管する体制となっています。

さらに、「教育委員会・生涯学習課」が所管している放課後子ども教室を、平成 28 年度より「教育委員会・子ども家庭課」において所管し、一体的に運営を行っていきます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

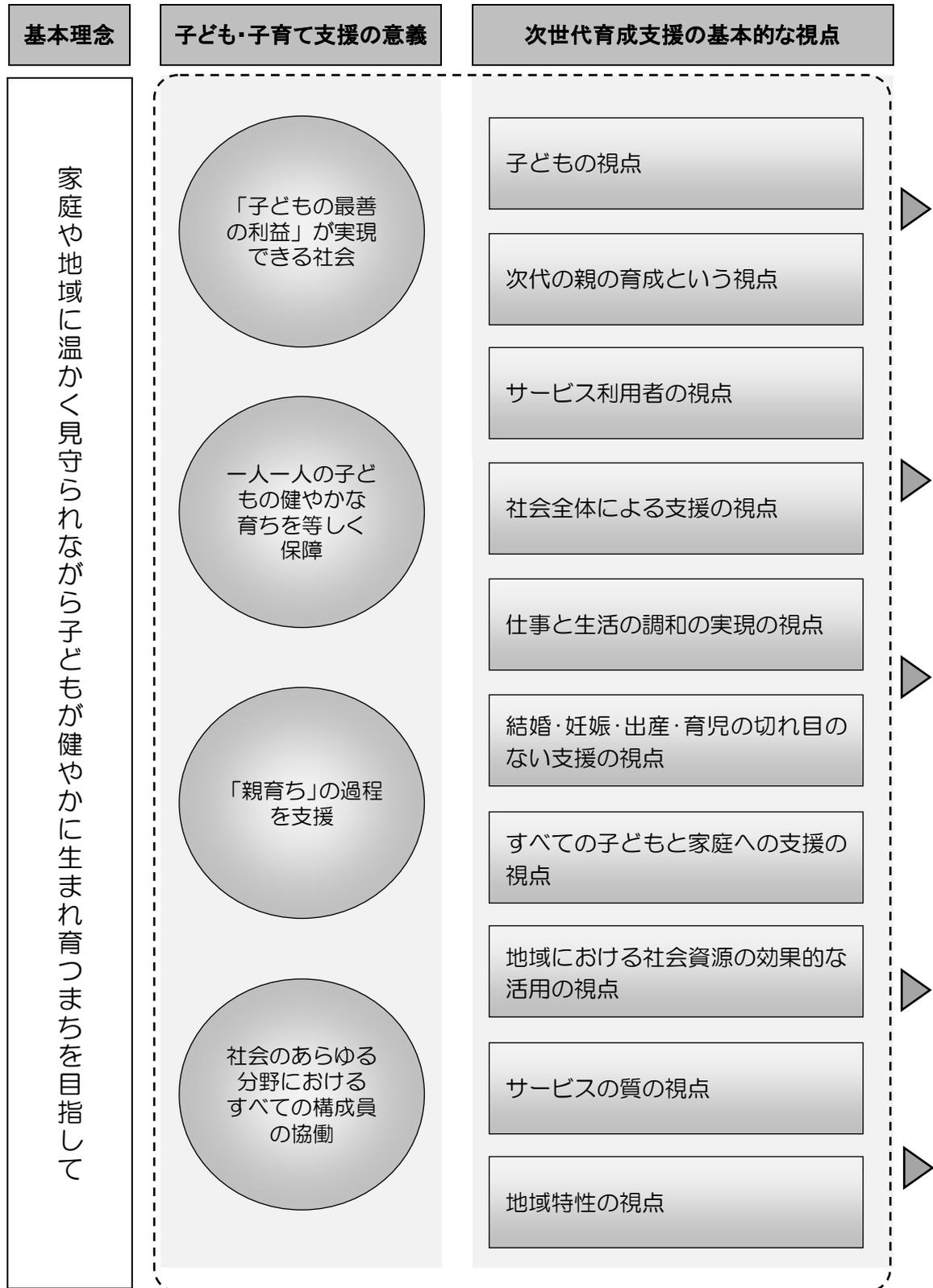
現況では、放課後児童クラブの開所時間は授業終了後から午後 6 時 20 分までとなっていますが、今後、午後 7 時までの開所に向けて進めていきます。



第7章 施策の展開

第7章 施策の展開

1. 計画の体系



稲敷市の子ども・子育ての指針としての基本理念、国の基本指針に示された子ども・子育て支援の意義を踏まえた、5つの基本目標を掲げ施策を展開していきます。施策目標には、それぞれ個別事業が位置づけられます。

基本目標	施策目標	個別事業
<p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>教育・保育施設の整備や利用者のニーズに即した教育・保育サービスの提供により、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、地域の様々な子育て支援の拡充や質の向上に努めます。</p> <p>さらに、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実や地域の子育て支援の情報提供、また、地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。</p> <p>小学生を対象に放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実を図るとともに安全な居場所づくり等、子どもの健全育成を推進します。</p>	<p>①教育・保育施設の提供</p> <p>②地域子ども・子育て支援の充実</p> <p>③子育て支援のネットワークづくり</p> <p>④子どもの健全育成支援</p>	個別事業
<p>(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進</p> <p>妊婦健康診査の確実な受診を支援し、妊娠中の母と子の健康を維持します。出産後は、すべての乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談の実施や養育環境の把握に努めます。また、各種健診の充実や予防接種事業等、子どもや母親の健康の確保に努めます。</p> <p>青少年に対しては、喫煙、飲酒、薬物依存等に関する健康教育を推進し、思春期保健の充実を図るとともに、地域保健と学校保健の連携に努めます。</p>	<p>①親の健康の確保</p> <p>②子どもの健康の確保</p> <p>③思春期保健対策の充実</p>	
<p>(3) 健やかな成長のための教育環境づくり</p> <p>青少年に対して、次代の親の育成を図ります。また、子どもの社会を生きぬく力の育成に向けた学校教育を推進します。さらに、家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。</p> <p>また、子育て家庭、子ども自身にとって、安全で良質な生活環境の整備を図ります。子どもの安全が確保されるよう、防犯・交通安全対策の推進に努めます。</p>	<p>①次代の親の育成</p> <p>②教育環境等の整備</p> <p>③家庭や地域の教育力の向上と有害環境対策</p> <p>④子どもの安全の確保と良質な生活環境の整備</p>	
<p>(4) ひとり親家庭・要保護児童への対応など</p> <p>児童虐待を防止するため、相談体制の充実やネットワーク体制の整備、発生予防、早期発見、早期対応に努める等、要保護児童対策の充実を図ります。また、ひとり親家庭等についても、相談体制の充実を図り、生活の安定と自立支援に努めます。</p> <p>さらに、障害児施策については、日常生活支援や日常動作訓練とともに障害となる疾病の予防・早期発見のための対策を図ります。また子どもの貧困の実態を踏まえ、総合的な対策を推進します。</p>	<p>①児童虐待防止対策の推進</p> <p>②ひとり親家庭等の自立支援の推進</p> <p>③障害児施策の充実</p> <p>④子どもの貧困対策</p>	
<p>(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援します。</p> <p>また、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、子育てしやすい、働きやすい環境を目指します。</p>	<p>①雇用環境の改善に向けた支援</p> <p>②仕事と家庭・子育ての両立支援</p>	

2. 施策の展開

基本目標 1. 地域における子育ての支援

(1) 教育・保育施設の提供（教育・保育サービスの充実）

認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設の計画的な整備を図るとともに利用者のニーズに即した教育・保育サービスの提供により、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

■主な事業内容及び事業目標（☆は教育・保育施設に関わる事業、★は地域子ども・子育て支援事業）

1	☆教育・保育施設の提供	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	市民のニーズに基づき、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設を計画的に整備し、提供します。	公立認定こども園 1 か所 公立幼稚園 4 か所 公立保育所 1 か所 私立幼稚園 1 か所 私立保育所 3 か所	1 号～2 号認定の児童全員を受け入れられる体制をつくる。 3 号認定の児童については地域型保育事業と併せて全員を受け入れられる体制をつくる。
対象	就学前児童	実施主体	子ども家庭課
2	☆地域型保育事業の実施	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	地域型保育事業の新規事業者の募集を行い、認定こども園・保育所等の施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。	—	教育・保育施設と併せて 3 号認定の子ども全員を受け入れられる体制をつくる。
対象	乳幼児(0 歳～2 歳児)	実施主体	子ども家庭課
3	保育料の軽減措置	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	保育料の一部負担の軽減を図る。(国、県の事業により実施)	同一世帯 2 人以上の入所者の保育料の軽減、すこやか保育応援事業等により実施	継続実施
対象	就学前児童	実施主体	子ども家庭課
4	障害児保育	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達遅れや障害のある児童の保育を行う。	公立 2 か所 私立 3 か所	継続実施
対象	障害のある就学前児童	実施主体	子ども家庭課

5	★実費徴収に係る補足給付を行う事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。		—	ニーズがあれば実施
対象	特定支給認定保護者	実施主体	子ども家庭課	
6	★多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進します。		—	ニーズがあれば実施
対象	民間事業者	実施主体	子ども家庭課	

(2) 地域子ども・子育て支援の充実

共働きの家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業として、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等子ども・子育て支援法に定める各種事業の着実な実施に努めます。

また、これらの事業の他、ファミリー・サポート・センター事業や保育所における地域交流事業等、子どもと子育て家庭を支援する多様な事業を推進します。

■主な事業内容及び事業目標(★は地域子ども・子育て支援事業)

1	★利用者支援事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	<p>子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭課における相談・指導・育児支援 ○子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底 ○子育て関連情報の提供 ○子育て情報総合サイトの開設と連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター4か所での相談業務 ・子育てサポートブック、市内支援センターパンフレット等の配布 ・ショッピングセンターで定期的な展示 ・メルマガと子育て支援サイトによる情報の配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭課での総合窓口 ・子育て支援センター4か所での相談業務 ・子育て関連施設の利用者支援を積極的に実施 ・子育てサポートブック、市内支援センターパンフレット等の配布 ・ショッピングセンターでの定期的な展示 ・メルマガと子育て支援サイトによる情報の配信 ・より多くの情報を得られるように改善
対象	就園前児童とその保護者	実施主体	子ども家庭課	

2	★延長保育事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	入所児童のうち延長保育が必要な児童について 19 時まで保育する。		公立 2 箇所 江戸崎中央保育園・桜川保育所 民間 3 箇所 江戸崎保育園・新利根つばさ保育園・幸田保育園	継続実施
対 象	入所児童	実施主体	子ども家庭課	
3	★放課後児童健全育成事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	放課後、保護者が就労等で適切な保護が得られない児童を預かり、適切な遊び場、生活の場を提供する。		8 箇所開設 江戸崎・沼里・高田 柴崎・根本・桜川・あずま東・あずま西	15 箇所開設 江戸崎地区第 3 沼里地区第 2 高田地区第 2 新利根地区第 3 あずま東地区第 2 あずま北を新規開設
対 象	小学校 1 年生～6 年生の児童	実施主体	子ども家庭課	
4	★子育て短期支援事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。		受け入れ施設 3 箇所	受け入れ施設 4 箇所
対 象	保護を必要とする児童	実施主体	子ども家庭課	
5	★赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施する。生後 1～2 か月の乳児を対象に育児不安の解消と予防接種、健診等の説明を行う。		全戸訪問を目標に実施 実施人数 220 人	全戸訪問を目標に実施
対 象	生後 1～2 か月の乳児とその母親及び家族	実施主体	健康増進課	
6	★乳幼児訪問(養育支援訪問事業)		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問により子育ての相談を行う。		必要と思われる乳幼児に対し実施	必要と思われる乳幼児に対し実施
対 象	乳幼児(就学前児童)	実施主体	子ども家庭課・健康増進課	
7	★要保護児童への対応		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために稲敷市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を確保する。(年 1 回代表者会議・年 3 回実務者会議・ケース検討会随時実施。)		代表者会議 1 回開催 ケース検討会 13 回開催	代表者会議 1 回開催 実務者会議 3 回開催 ケース検討会 随時開催
対 象	0 歳～18 歳未満の児童	実施主体	子ども家庭課	

8	★地域子育て支援拠点事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	子育て支援センターを拠点に 0 歳児～就園前の子ども達とその保護者を対象に、交流の場の提供や子育てのサポート、育児不安等についての相談業務(電話・面接・訪問)・子育てに関する情報の提供・子育てサークル等の育成・支援を行う。	子育て支援センター 4か所 1日平均 20 組利用 子育て相談実施 サークル育成支援	子育て支援センター 4か所 1日平均 25 組利用 子育て相談実施 サークル育成支援
対象	就園前児童とその保護者	実施主体	子育て支援センター
9	★一時預かり事業(保育所等)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	家庭で子育て中の保護者が就労、通院、研修等で週 1 日から 3 日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもを一時的に保育する。	民間2か所 公立1か所	継続実施
対象	満 1 歳からの就学前児童	実施主体	子ども家庭課
10	★一時預かり事業(幼稚園)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	午前 7 時 30 分より通常保育開始時間までの保育、もしくは午後 6 時までの保護者が希望する時間帯の保育を行う。 また、市内公立認定こども園・幼稚園で長期休業期間中の預かり保育を実施する。	延べ人数 常時 488 人 臨時 4,475 人	希望者全員に対応
対象	3 歳児から 5 歳児(幼稚園児)	実施主体	子ども家庭課
11	★病児保育事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。	未実施	0 歳児からの就学前児童を対象に実施
対象	0 歳児からの就学前児童	実施主体	子ども家庭課
12	★子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	就学児の放課後の居場所としてのニーズが、将来的に発生した場合、就学児の受け入れを検討する。	—	ニーズがあれば実施
対象	就学児及びその保護者	実施主体	子育て支援センター あいアイ
13	ファミリー・サポート・センター事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	子育て支援センターあいアイを拠点として、ファミリー・サポート・センターを開設し、既存の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに応じ、女性の社会参加を促進するとともに、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを目指す。保育サービス、産後の保育サービス等を実施する。	提供会員 42 人 依頼会員 64 人 利用時間 423.5 時間 PR カード・リーフレット配布	提供会員 50 人 依頼会員 100 人 利用時間 450 時間
対象	保護者・市民	実施主体	子育て支援センター あいアイ

14	★妊婦一般健康診査受診票の交付(妊婦健康診査)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	妊婦の健康管理を図るため、母子健康手帳交付時に 14 回分の医療機関健診費用を助成する受診票を交付する。(平成 21 年度から契約医療機関以外の受診者に対して償還払いを実施。)	実施中	茨城県内妊婦健康診査受託医療機関にて実施 近隣市実施機関 阿見町 2 施設 土浦市 9 施設 龍ヶ崎市 4 施設 つくば市 7 施設 実施体制 市担当者 1 人
対 象	妊婦	実施主体	健康増進課
15	地域活動事業(地域交流事業)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	①野菜畑作り、くだもの狩り、老人ホーム訪問、クリスマス会、運動会、夕涼み会・遠足等を実施。 ②老人会、老人ホーム、祖父母との交流、小学生・中学生・高校生との交流、在宅乳幼児・未就園児との交流を図る。また、職場体験学習等による交流、各行事への参加案内を実施。 ③春・秋のお楽しみ会、運動会、野菜の収穫、竹とんぼ・竹ぼっくり・水鉄砲づくり、保育所祭等を実施。	公立 2 か所 私立 3 か所	市内全園で実施
対 象	園児、卒園児とその保護者、地域住民、就学前児童とその保護者	実施主体	子ども家庭課
16	戸外体験活動等推進事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	幼児の発達の特性に配慮し、家庭や地域社会を含めた幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心、必要な経験等の教育を推進していく。また、幼児の主体的な活動としての「遊び」を通じた総合的な指導、発達や学びの連続性を踏まえた教育について、地域の人材を活用した屋外体験や自然体験等を取り入れ、その充実を図るとともに、異年齢交流も推進していく。	各認定こども園・幼稚園において実体験を重視した園外保育で、人や自然とふれあう体験を実施	年 10 回程度
対 象	認定こども園・幼稚園児	実施主体	指導室
17	あそびの広場	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流する場として「遊びの広場」・「ふれあいの広場」を開設する。	子育て支援センター及び各保健センター実施 子ども 1,302 人 保護者 1,212 人	子育て支援センター及び各保健センター実施 子ども 1,700 人 保護者 1,500 人
対 象	就園前児童とその保護者	実施主体	子育て支援センター
18	出産育児一時金の支給	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	国保加入者を対象に出産育児一時金を支給する。	国保加入者の出産育児一時金支払件数 51 件	継続実施
対 象	保護者	実施主体	保険課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育てに対する親の不安や悩みの解消等、地域全体で子育て家庭を支えるため、各種相談体制の充実や地域の子育て支援の情報提供に努めます。

また、地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。

■主な事業内容及び事業目標

1	育児講座	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	認定こども園、保育所、子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	子育て講座等 年 12 回開催 子ども 509 人 保護者 389 人	子育て講座等 年 12 回開催
対 象	就園前児童とその保護者	実施主体	子育て支援センター

(再掲事業)

2	★利用者支援事業	(再掲)
---	----------	------

(4) 子どもの健全育成支援

小学生を対象に、保護者が昼間家庭にいない児童のための放課後児童クラブの拡充を図るとともに、すべての小学生が学校等で放課後の活動を行う放課後子ども教室の充実を図り、子どもの健全育成を推進します。また、両事業の一体的又は連携した運営を検討します。

さらに、地域の方々の協力のもと、子どもたちの安心・安全な居場所づくりを推進します。

■主な事業内容及び事業目標

1	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	入学前の子どもを持つ親を対象に、子育てについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	各小学校 15 校で 実施	すべての小学校で 実施
対 象	就学前児童の保護者	実施主体	生涯学習課

2	放課後子ども教室	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画のもと子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む。	市内7か所	すべての小学校で 実施
対 象	小学生	実施主体	生涯学習課

3	水辺の楽校	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	豊かな人間性を育てるために環境学習や自然体験学習を行う。桜川総合運動公園でキャンプ(小学生高学年)を実施する。	参加数 40 人 応募数 62 人	継続実施
対 象	小学生(高学年)	実施主体	生涯学習課

(再掲事業)

4	★放課後児童健全育成事業	(再掲)
---	--------------	------

基本目標 2. 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

(1) 親の健康の確保

妊娠中の母親の健康の確保を図るため、妊婦一般健康診査の確実な実施を支援するとともに医療費の支援等を推進します。

また、妊娠期から出産期、その後の子育て期間を通して、子育てに関する相談や知識の普及等の支援に努めます。

■主な事業内容及び事業目標(★は地域子ども・子育て支援事業再掲)

1	マタニティスクール	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室を実施する。(沐浴実習等)	年 6 回実施 参加人数 35 人	継続実施
対象	妊婦とその夫	実施主体	健康増進課
2	育児相談	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	妊産婦の健康相談、や乳幼児の発育や子育てについての相談等を行う。	年 12 回実施 参加人数 52 人	日にちを決めず、 随時、相談受付
対象	妊産婦、乳幼児(希望者)	実施主体	健康増進課
3	妊産婦訪問	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	必要と思われる妊産婦に対し、訪問により保健指導を行う。	必要と思われる妊産婦に対し実施	継続実施
対象	妊産婦	実施主体	健康増進課
4	医療福祉費助成事業(妊産婦)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	妊産婦の医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。	受給者 167 人	継続実施
対象	妊産婦(妊娠届出日の初日から出産の翌月末日までの期間)	実施主体	保険課

(再掲事業)

5	★妊婦一般健康診査受診票の交付(妊婦健康診査)	(再掲)
---	-------------------------	------

(2) 子どもの健康の確保

各種健診の充実や予防接種事業、医療費の助成等、子どもが健やかに育つための事業を推進します。また、集団での遊びの場や交流の場を提供するとともに、発達に関する相談等にもきめ細かに対応していきます。

■主な事業内容及び事業目標(★は地域子ども・子育て支援事業再掲)

1	乳児一般健康診査受診票の交付	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	乳児の健康管理を図るため生後 6～7 か月までと 9～10 か月までに各 1 回の医療機関健診を助成する受診票を交付する。(赤ちゃん訪問時交付。契約医療機関にて健診費用の補助が受けられる。)	実施中	継続実施
対象	生後 6～7 か月までと 9～10 か月までの乳児	実施主体	健康増進課
2	乳幼児健康診査	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	<p>【生後 3 か月～4 か月】 身体計測・内科診察・育児相談・離乳食の相談・絵本の読み聞かせ等を行う。診察、育児相談の他、子育て支援センター職員(保育士)の協力を得て、ブックスタート(絵本の読み聞かせ)及び子育て支援の周知を実施する。</p> <p>【1 歳 6 か月～1 歳 8 か月】 身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。</p> <p>【2 歳児】 歯科診察・育児相談・歯みがき指導(フッ素塗布)・栄養指導・身体計測を行う。</p> <p>【3 歳児】 尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。</p> <p>【4 歳児】 メディカルセンターの健診車で視覚検診を行う。</p>	<p>【生後 3～4 か月】 年 12 回実施 参加人数 220 人</p> <p>【1 歳 6 か月～1 歳 8 か月】 年 12 回実施 参加人数 245 人</p> <p>【2 歳児】 年 12 回実施 参加人数 232 人</p> <p>【3 歳児】 年 12 回実施 参加人数 254 人</p> <p>【4 歳児】 市内各幼稚園、保育所及び保健センターにて実施</p>	<p>【生後 3～4 か月】 【1 歳 6 か月～1 歳 8 か月】 【2 歳児】 【3 歳児】 年 12 回実施 【4 歳児】 市内各認定こども園、幼稚園、保育所及び保健センターにて実施</p>
対象	生後 3 か月～4 歳児	実施主体	健康増進課
3	1 歳 6 か月児及び 3 歳児精密健康診査	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	精密検査依頼票を発行し、検査費用を助成する。	実施中	継続実施
対象	1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診において精密検査を必要とした幼児	実施主体	健康増進課
4	予防接種	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、四種混合、麻疹・風疹混合、日本脳炎、二種混合の予防接種を行う。平成 26 年 10 月から水痘も定期的予防接種に追加。	定期予防接種他、任意予防接種(おたふく)へ助成	継続実施
対象	乳幼児から児童(予防接種の内容により対象年齢が異なる)	実施主体	健康増進課

5	親子相談	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	各保健センターにおいて、1人あたり月1～2回実施 延べ273人	継続実施
対象	乳幼児とその保護者	実施主体	健康増進課
6	もぐもぐ教室	現況 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	離乳食に関する講話と調理実習を実施し、親同士の交流を図る。 ※平成 26 年度から実施事業	年 6 回実施	継続実施
対象	生後 7 か月児～8 か月児	実施主体	健康増進課
7	かみかみ教室	現況 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	卒乳と栄養の講話、歯磨きの講話を実施し、親同士の交流を図る。 ※平成 26 年度から実施事業	年 6 回実施	継続実施
対象	生後 10 か月児～11 か月児	実施主体	健康増進課
8	のびのびひろば	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	集団での遊びを通して子どもの発達を促す。江戸崎保健センターにて年 18 回開催。1 歳 6 か月、2 歳、3 歳の各健診において、必要と思われる子どもに対し、約 1 時間程度の集団遊びを実施する。	月 1～2 回実施	継続実施
対象	1 歳 6 か月児～3 歳児	実施主体	健康増進課
9	医療福祉費助成事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	0 歳～高校 3 年生相当までの医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。 母子・父子家庭の医療費(外来・入院)の一部負担金を助成する。	0 歳～小 3 まで 受給者 2,760 人 小 4 から中 3 まで 受給者 1,902 人 母子・父子家庭 受給者 1,003 人	0 歳～高校 3 年生相当、母子・父子家庭で 18 歳未満の子どもを扶養している母・父親及びその子どもを対象に実施
対象	0 歳～高校 3 年生相当 母子・父子家庭で 18 歳未満の子どもを扶養している母・父親及びその子ども	実施主体	保険課
(再掲事業)			
10	★赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)		(再掲)
11	★乳幼児訪問(養育支援訪問事業)		(再掲)

(3) 思春期保健対策の充実

青少年に対しては、地域保健と学校保健の連携により、喫煙、飲酒、薬物依存等に関する健康教育を推進するとともに、性感染症予防対策等、思春期保健の充実を図ります。

■主な事業内容及び事業目標

1	思春期保健対策事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	地域保健と学校保健の連携により、喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症、さらに思春期の心の健康相談等に関する健康教育を推進する。		各学校において、薬物乱用防止教室、健康教育を実施	薬物乱用防止教室及び健康教育の実施
対象	中学生	実施主体	指導室	

基本目標 3. 健やかな成長のための教育環境づくり

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義について、これから親となる世代を対象とした啓発を図ります。

また、地域の中で青少年が健全に育つよう市民総ぐるみの支援を図ります。

■主な事業内容及び事業目標

1	青少年健全育成推進事業(青少年相談員)		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	青少年の健全育成に市民のすべてが関心を持ち、市民総ぐるみの運動を展開し、行政に働きかけを行い、市民一体となって次代を担う青少年の健全育成を図る。		・東地区で街頭キャンペーンを実施 ・青少年の主張大会の開催 参加者約 200 人	街頭キャンペーンの実施、青少年の主張大会の開催
対象	小・中学生、高校生	実施主体	生涯学習課	
2	子ども会育成活動		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	市内子ども会の普及発展を図り、児童の健全育成に寄与するとともに、単位子ども会及び子ども会指導者の育成を図る。		スポーツ大会開催 参加 1,600 人 役員研修の実施 参加 4 人 文化祭への模擬店出店 参加 10 人	スポーツ大会開催、役員研修の実施、文化祭への模擬店出店
対象	子ども会会員	実施主体	生涯学習課	
3	親業講座と家庭教育学級の連携		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	親業講座と家庭教育学級の連携により、乳幼児期から思春期まで、あらゆる段階での切れ目ない支援を実施し、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。		子育て支援センターにおいて乳幼児の親を対象講習会を年数回実施している。	年 12 回開催
対象	就学前児童・就学児童とその保護者	実施主体	子育て支援センター	

(2) 教育環境等の整備

子どもの社会を生きぬく力の確実な育成に向け、小中学校において、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」を育成します。そのため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を図ります。

■主な事業内容及び事業目標

1	教育に関する研究、研修の推進	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	教育基本方針に応じた適切な指導の実施に向け、研究活動研修会への参加の支援を行う。	・市教育研究会へ補助金交付 ・柴崎小、阿波小の研究発表会に向けての指導	市教育研究会指定の研究発表会の指導及び、各種研修会の実施を行う。
対象	認定こども園、幼稚園、小・中学校	実施主体	指導室
2	チーム・ティーチング、少人数指導員配置事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すためチーム・ティーチング(TT)による指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	・TT非常勤講師を小学校 4 校に配置 ・県費負担楽しく学ぶ学級づくりTTを 2 校に 1 人ずつ配置	TT 非常勤講師の適切な配置を進め、その効果として、学習に集中して取り組める児童生徒 90%以上
対象	小・中学生	実施主体	指導室
3	学力診断調査研究事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	子どもたちの基礎・基本的な知識や技能、学習意欲、思考力・判断力・表現力等を含めた確かな学力の習得状況を把握し、それらを育む授業の展開、個人に応じた指導体制の工夫等に役立てる。市内の小中学生を対象として、学力診断テストを実施する。	・小 2～中 3 で、算数・数学の自作テストを実施 ・年度末に小1、小2の国語と算数のテストを実施	二学期に小 3～中 2、三学期に小 1、小 2、中 3 のテストを実施(県のテストに合わせて)
対象	小・中学生	実施主体	指導室
4	理科支援員配置事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	学生、退職教員、企業技術者等の外部人材を市内小・中学校の理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援をするとともに、先端科学技術に関する実験や理科体験的学習を実践する。	・高田小、根本小、あずま西小に配置 ・3 校の実施数 408 時間	市内小中学校への理科支援員の配置を行う。
対象	小・中学生	実施主体	指導室

5	学校教育支援員配置事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	障害のある児童・生徒や小規模校等、それぞれのニーズに沿った学習支援、自立支援等を目的として小・中学校に配置する。	小学校 9 人、中学校 1 人、指導室 1 人を配置	調査の上、適正な配置を行う。
対象	小・中学生	実施主体	指導室
6	みんなにすすめたい一冊の本推進事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	感性を磨き創造力豊かに自己を見つめ、自らの生き方を考えていくことができるよう、さらに、児童・生徒の豊かな心を育むため、読書の定着を進める。	小学校年間 50 冊 達成率 50% 中学校年間 30 冊 達成率 23%	小学校 50 冊以上 60% 中学校 30 冊以上 40%
対象	小・中学生	実施主体	指導室
7	国際理解教育の推進	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	異なる文化や考え方を尊重することのできる豊かな国際感覚を身につけた児童生徒の育成を目指す。国際化社会に対応できる能力を身につけるよう英語指導助手を市立認定こども園、幼稚園、小・中学校に派遣する。	英語指導助手をすべての幼小中へ派遣 幼：学期1回 小 1～4：10 回程度 小 5～6：38 回程度 中：授業の半数以上	中学校を拠点に、7 人の英語指導助手を認定こども園、幼稚園、小学校への派遣を実施
対象	認定こども園・幼稚園児、小・中学生	実施主体	指導室
8	学校人権教育推進事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動等、学校教育全体を通して、人権尊重の意識を高める。人権教育の推進体制の充実に図り、豊かな人権感覚や人権意識の醸成に努める。	各学校において様々な工夫改善をした授業・諸活動、また地域との交流等を通して、子どもたちの人権意識の醸成に務めた。	・あいさつ運動の展開 ・指導力の向上 ・ボランティア活動の推奨
対象	小・中学生	実施主体	指導室
9	不登校児童生徒解消事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	児童生徒一人一人の考え方や感じ方等に対応すべく、校内相談体制の確立や定期相談の実施等を推進する。さらに、専門的な見地からのサポートやアドバイスができる相談員の配置や臨床心理等の専門家を有効に活用する。	教育相談員 2 人 来所相談延べ 児童生徒 806 人 保護者 50 人 電話相談 319 件 スクールカウンセラー 全小中学校配置	不登校児童生徒 出現率の減少 小学校 0.3% 中学校 2.5%
対象	小・中学生	実施主体	指導室(教育相談室)

10	体験活動・ボランティア活動推進事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	家庭や地域との連携を図りながら、総合的な学習の時間や教科教育と適切に組み合わせ、自然や文化とのふれあい、異年齢、異世代、地域とのふれあい交流、自然体験、奉仕体験等の体験活動を、学校教育活動の中へ計画的に取り入れていく。人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせていき、自分に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	・総合的な学習の時間や社会科の時間に体験活動を取り入れた学習を実施 ・中学校で、2学年での職場体験活動を 109 か所の事業所で 2～3 日間実施 ・小学校では 8 校が職場体験学習を実施	・市立認定こども園・幼稚園においては自然や地域の人々とのふれあい体験を、市内小中学校においては、体験やボランティア活動を取り入れた教育活動を実施 ・中学校職場体験の5日間の実施
対象	認定こども園・幼稚園児、小・中学生	実施主体	指導室
11	児童生徒体力向上事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	学校教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実と体力の向上を目指し、週 3 日、各 1 時間程度の運動や外遊び時間の確保、学校の特色を生かした体力づくりの実践、体力向上をねらった体育行事の計画的実践、中学校における運動部活動の奨励・充実等に取り組んでいく。	小中学校とも体力アップ推進プランを作成し、体力向上に向けた取組を実施した。特に、小学校では、業間休みや昼休みを活用した運動に取り組んだ。	継続実施
対象	小・中学生	実施主体	指導室
12	食育講座・食育指導	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	教育の今日的な課題としての食育について研修し、その考え方や方法について理解を深める。	江戸崎小及び桜川中に配属された栄養教諭を中心に栄養士を含め食育に関する指導を市内小中学校で実施 認定こども園・幼稚園においても実施	継続実施
対象	認定こども園・幼稚園児、小・中学生	実施主体	指導室・子ども家庭課
13	就学援助事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	延べ人数 小学生 89 人 中学生 51 人	継続実施
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課

14	特別支援教育事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	保護者に対する早期からの就学に関する支援や相談援助の拡充、関係機関との連携強化、専門性を身につけた教職員の配置、校内支援体制の充実等を目指す。	・健康増進課と連携し、就学前の相談を実施 ・幼稚園へ巡回訪問を 10 回程度実施 ・市障害児就学指導委員会を実施	継続実施
対象	認定こども園・幼稚園児、小・中学生	実施主体	指導室
15	特別支援教育就学奨励事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために就学に必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の普及、奨励を図る。	延べ人数 ()内は該当数 小学生 31 人(60) 中学生 9 人(22)	継続実施
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課

(3) 家庭や地域の教育力の向上と有害環境対策

地域全体で子どもを育てる観点から、親子のふれあいや地域ぐるみの子育て等を重視し、家庭や地域の教育力を総合的に高めるための取組を推進します。

また、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

■主な事業内容及び事業目標

1	家庭教育相談	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	年 20 回開催	継続実施
対象	主に就学前児童の保護者	実施主体	生涯学習課
2	販売機立ち入り調査	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	業者・管理者・警察・青少年相談員立ち会いで実施することで、青少年が安全で健やかに育つことができる環境を整備する。	市内 1 か所(江戸崎甲)で立ち入り調査を実施	継続実施
対象	青少年	実施主体	生涯学習課

(再掲事業)

3	親業講座と家庭教育学級の連携	(再掲)
4	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	(再掲)

(4) 子どもの安全の確保と良質な生活環境の整備

子どもの安全が確保されるよう、防犯・交通安全の推進に努めます。

子どもを犯罪等の被害から守る取組については、子どもたちの防犯意識の啓発に努めるとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の強化を図ります。交通安全対策については、交通安全教育を推進するとともに、自転車の安全利用を促進します。

また、子育て家庭、子ども自身にとって、安全な居住環境、道路交通環境の創出等、子育てを支援する安全で良質な生活環境の整備を図ります。

■主な事業内容及び事業目標

1	地域防犯環境改善事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	青色パトロール実施 延べ 540 人	継続実施
対 象	幼児～青少年	実施主体	生活環境課
2	防犯等避難訓練	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	学校、園への不審者侵入時の安全確保と誘導及び避難方法を実践を通して確認し、関係機関の協力を得て、防犯・防災の推進に努める。(全学校・幼稚園にサスマタを配布。不審者対応マニュアルを作成。)	不審者対応マニュアルを基に関係機関の協力の下、防犯・防災の推進	市内全認定こども園・幼稚園・小中学校での実施
対 象	認定こども園・幼稚園児、小・中学生	実施主体	教育学務課
3	防犯活動推進事業(団体育成事業)	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	犯罪の未然防止のため、警察・市・稲敷地区防犯協会・市防犯連絡員協議会と市民が一体となって犯罪防止に努めるため、各団体へ負担金や補助金を交付し、自主的な防犯活動を推進する。(防犯パトロール及びキャンペーン活動。)	防犯キャンペーン 3 回実施	防犯キャンペーン 3 回 ニセ電話詐欺撲滅 キャンペーン 6 回
対 象	青少年	実施主体	生活環境課
4	防犯灯維持管理事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	安全なまちづくりのため、計画的かつ効果的な防犯灯の設置及び適切な維持管理を行う。また、道路、公共の場所の見通しや明るさを確保する。	・防犯灯修繕 ・新設 ・LED 化事業	防犯灯新設 40 基
対 象	市民	実施主体	生活環境課

5	子どもの安全確保事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	ガソリンスタンドや商店等に「子どもを守る 110 番の家」への協力を教育委員会より要請し、子どもが逃げ込むことができる場所の拡大を図る。	実施中 1,049 件	1,100 件
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課
6	学校安全対策事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	児童生徒が、安全確保のための必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通し安全な生活を送ることができ、進んで安全・安心な社会づくりに参加・貢献できるような資質や能力の育成に努める。また、学校内外における子どもたちの安全確保について、スクールガードリーダーの巡回指導を通し地域との連携を密に図っていく。	スクールガードリーダー -3 人 スクールサポーター 1 人 各学校巡回指導	スクールガードリーダー -4 人
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課
7	防犯マップ作成・活用支援事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	各行政区・各小学校やPTA単位で作成した地域安全・防犯マップの活用・更新への支援を行う。	実施 各小・中学校で作成	防犯マップの活用・更新
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課
8	通学時の安全対策の推進	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	「子どもを守る 110 番の家」の設置や防犯ブザーの携帯の指導を行い、登下校時の安全対策を推進する。(自転車通学児童生徒にヘルメット補助金。「子どもを守る 110 番の家」の協力世帯に対し、表示プレートを配布。)	ヘルメット補助金： 半額補助 小学校 6 人 中学校 326 人	継続実施
対象	小・中学生のいる世帯	実施主体	教育学務課
9	交通安全教育事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	交通安全教室を、警察官や交通安全推進員の協力を得て、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校で開催し、交通安全に対する講話や自転車の乗り方の実技指導を行う。	交通安全教室 19 回	市内全認定こども園・幼稚園・保育所・小学校で開催
対象	認定こども園・幼稚園・保育園児、小学生	実施主体	生活環境課
10	児童生徒通学支援事業	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	遠距離通学の児童生徒への支援策として通学バスの運行を実施する。	東中、江戸崎小、沼里小、あずま東小にスクールバス運行	継続実施
対象	小・中学生	実施主体	教育学務課

11	新入学児童対策事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	新入学児童に、交通安全ワークブック等を配布し、児童やその保護者に交通安全に対する意識をもってもらうとともに、ドライバーに対しては、新入学児童に対する注意を喚起する。		新入学児童 傘 327 個配布 反射材 327 枚配布	新入学全児童
対 象	小学校 1 年生	実施主体	生活環境課	

基本目標 4. ひとり親家庭・要保護児童への対応など

(1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待による深刻な被害を未然に防止するため、関係機関の連携強化を図ります。

また、児童虐待の発生を予防するため、各種事業を通して、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めるとともに、支援が必要な家庭に対して迅速な対応を図っていきます。

■主な事業内容及び事業目標

1	家庭児童相談業務	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	児童の養育と福祉の向上を図るため、家庭児童相談員による相談・指導を行う。	家庭相談員 2人体制で実施	家庭相談員 2人体制で実施
対 象	0歳～18歳未満の児童もしくは保護者	実施主体	子ども家庭課

(再掲事業)

2	★乳幼児訪問(養育支援訪問事業)	(再掲)
3	★要保護児童への対応	(再掲)

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭、父子家庭等が増加している状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、児童の健やかな成長を支援するため、相談体制の充実等、きめ細かな福祉サービスの展開を図ります。また、関係機関との連携により、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援策等の充実を図ります。

■主な事業内容及び事業目標

1	ひとり親家庭等相談業務	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	ひとり親家庭の自立のため母子・父子自立支援員と児童福祉担当者が相談に応じ、自立に必要な情報の提供等の支援を行う。	家庭相談員や児童福祉担当者により実施	母子・父子自立支援員と児童福祉担当者により実施
対 象	母子家庭、父子家庭	実施主体	子ども家庭課

(3) 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病予防及び事故の予防、早期発見と治療の推進を図るため、保健、福祉、教育等関係部局の連携を図ります。

また、障害児等の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう在宅支援の充実に努めます。

■主な事業内容及び事業目標

1	補装具給付・地域生活支援事業		現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活支援及び保護者の負担軽減のために補装具給付や地域生活支援事業(日常生活用具給付事業(住宅改修の助成を含む)、日中一時支援事業等)、住宅リフォーム助成を実施する。		補装具給付 20 件 日常生活用具給付 37 件 うち住宅改修 利用実績なし	継続実施
対象	補装具給付 : 身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の児童 障害者等日常生活用具給付等事業 : 身体障害者(児)等(対象用具ごとに基準あり) うち住宅改修費 : 下肢及び体幹機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの障害者(児)	実施主体	社会福祉課	

(再掲事業)

2	障害児保育	(再掲)
3	★乳幼児訪問(養育支援訪問事業)	(再掲)

(4) 子どもの貧困対策

稲敷市に住む子ども達の将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境を整え、教育の機会均等を図ります。そのため、関係する機関が連携し、総合的な課題として取り組みます。

■主な事業内容及び事業目標

(再掲事業)

1	就学援助事業	(再掲)
2	家庭児童相談業務	(再掲)

基本目標5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

(1) 雇用環境の改善に向けた支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、労働を取り巻くしくみや制度について市民に向けた啓発を図ります。

また、本市の実情に応じ、市内企業への情報提供を図る等、事業所等の子育て支援策を積極的に支援します。

■主な事業内容及び事業目標

1	労働関係法・制度の情報提供	現況 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
事業内容	労働者を支援するために、現行の法律・制度の周知を徹底し、広報誌等へ掲載する。	随時広報誌に掲載	随時広報誌に掲載
対象	市民	実施主体	商工観光課
2	制度普及啓発事業	現況 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
事業内容	育児休業、介護休業等の意識啓発を行い、事業所に対し情報を提供する。	チラシ等配布	随時広報誌に掲載
対象	市内企業	実施主体	商工観光課

(2) 仕事と家庭・子育ての両立支援

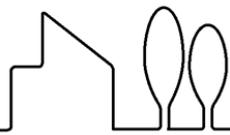
子育てしやすい、働きやすい環境を目指し、男性を含めた働き方の見直し等について、男女共同参画講座や講演会等の事業を通じた啓発を図ります。

また、男女ともに仕事と家庭・子育ての両立ができるよう、支援に努めます。

■主な事業内容及び事業目標

1	男女共同参画講座の開催	現況 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
事業内容	男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し、市民を対象に学習の機会を提供することにより、男女共同参画に関する正しい理解の促進と意識の醸成を図る。	講座を3回開催	講座を3回開催
対象	市民	実施主体	秘書広聴課
2	男女共同参画講演会、フォーラムの開催	現況 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
事業内容	多くの市民が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の理解と認識を深めることを目的に開催する。	2月にフォーラムを開催	フォーラムを開催
対象	市民	実施主体	秘書広聴課

3	男女共同参画に関する広報活動	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	広報誌、ホームページ(HP)等へ男女共同参画に関する記事やお知らせを掲載し、市民の意識啓発を図る。	広報誌に 10 回、HPに啓発記事や情報を掲載	広報誌、HPに記事の掲載
対象	市民	実施主体	秘書広聴課
4	仕事と家庭の両立支援	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	男女が共に仕事上の責任と家事・育児・介護等の家庭的責任を両立できるよう、市民や事業所に働きかけるとともに、家事・育児・介護に対する社会的な支援の充実や就業条件の整備を図る。(広報誌、ホームページを利用して男女共同参画に関する啓発記事を掲載。)	広報誌に 1 回掲載	広報誌に掲載
対象	市民	実施主体	秘書広聴課
5	家庭生活・地域社会への男性の参画促進	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
事業内容	男性向け家事・育児・介護講座等の開催等、男性への啓発や学習機会の提供等により、男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する。(講座やフォーラムへの参加、県内で開催されるセミナーへの参加、又は情報提供。)	料理教室 1 回開催	料理教室の開催
対象	市民	実施主体	秘書広聴課



第8章 計画の推進にむけて（実現方策の検討）

第8章 計画の推進にむけて（実現方策の検討）

1. 計画の推進にむけて

稲敷市は、本計画をもとに、豊かな環境、人と人のつながりを活かして、すべての子どもと子育て世帯が、地域社会の中で温かく見守られ、健やかに過ごすことができるまちを目指していきます。

そのためにも、計画を実現していくしくみを明確にし、1つ1つの施策を着実に進めていくことが大切です。

■ 稲敷市が進めていく方策

（1）教育部門と福祉部門の連携による効率的な計画実行

5つの基本目標に設けられた施策目標・個別事業の実行に向けて、教育、健康、防犯、福祉、雇用環境など多岐にわたる分野の整備を進めていきます。子ども教育係、子ども福祉係を配置する子ども家庭課を中心として庁内の連携を図り、課題と情報を共有し、効率的に計画を推進します。

（2）計画の着実な進行管理

計画の進捗状況については、庁内の関係部署が、17の施策目標に位置づけられた1つ1つの事業について、年度毎に達成状況・成果を評価・把握していきます。また進捗状況については、稲敷市子ども・子育て会議において報告を行い、意見を求め、必要な対策を講じていきます。

（3）評価・見直しとその公表

進行管理で得られた評価をふまえ、地域の実情に適した計画となるよう、必要に応じて見直しを図っていきます。さらに、子ども・子育て支援新制度施行後の動向やニーズの変化にも対応できる計画となるように努めていきます。

評価・見直しの状況は、広く公表し、透明性の確保を図るとともに、より多くの地域・市民に情報を提供します。

（4）地域・家庭・行政をつなぐ教育・保育の人材育成

地域で活動する子育て支援団体、行政区やPTA、ボランティア団体などと協働し、保護者のニーズに応じた教育・保育が実施できるよう、地域の人材を積極的に活用します。

■ 地域と家庭が担う役割

（1）子どもを温かく育む場として、ネットワークを形成

地域においては、孤立しない子育てができる地域、子どもが健やかに過ごすことができる地域、親が安心して子どもを送り出せる地域づくりが求められています。そのために、近隣同士、各種組織、地域活動団体が相互に連携を保つとともに、市との情報交換に努め、

効果的な施策の展開が図られるよう協力体制をつくっていくことは、地域が担う大切な役割です。

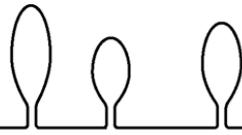
また、地域社会の一人一人が子育て支援の担い手として、子育てに関わるボランティア等に積極的に参加し、相互に支え合える場をつくっていけるよう努めます。

企業においては、行政、教育・保育機関と連携を図り、地域社会の一員として子育て支援に参画することは、少子高齢化社会における企業の大切な役割といえます。行政は、子育て世帯の親が、ゆとりある働き方を保障する雇用環境の整備を進める企業を支援し、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進します。

(2) 子どもが安心して成長できる場としての家庭づくり

家庭は、子ども達の成長にとって大切な場です。男性も女性もお互いの立場や人権を尊重し、支え合いながら、未来を担う子どもを健やかに育て、地域社会に送り出していくことは、家庭の大切な役割です。

子育ての不安や悩みを抱えた時は、地域のネットワークを活用し、様々な支援を受けることができます。稲敷市は、必要な人に必要な支援が届くよう、地域と家庭のつながりを支援します。



資料編

1. 稲敷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 1 号及び第 3 条第 2 項第 1 号において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、稲敷市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査及び審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験等を有する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2. 稲敷市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	役 職 (計画策定時)	備 考
1	松戸千秋	議会市民福祉常任委員会委員長	会長
2	姥貝 守	教育委員長	副会長
3	根本光治	議会総務教育常任委員会委員長	
4	野村由紀子	主任児童委員会会長	
5	島田浩美	保護者代表	
6	池田 歩	保護者代表	
7	古澤みのり	保護者代表	任期：平成 25 年度
8	内藤のぞみ	保護者代表	任期：平成 26 年度
9	村山恵利	保護者代表	
10	七尾圭子	子育てサークル代表	
11	相澤 愛	子育てサークル代表	
12	本橋洋一	私立江戸崎保育園代表	
13	根本光男	公立小学校校長代表(あずま西小学校)	任期：平成 25 年度
14	横田利輝	公立小学校校長代表(あずま東小学校)	任期：平成 26 年度
15	墳崎 一	桜川幼稚園	任期：平成 25 年度
16	和田恵子	公立幼稚園園長代表(桜川こども園)	任期：平成 26 年度
17	水飼良一	保健福祉部長	
18	飯田光男	保健福祉部長	任期：平成 25 年度
19	奥澤憲二	教育委員会教育部長	任期：平成 26 年度

内田和雄	【事務局】	子ども家庭課 課長
安宅基和		課長補佐
若林 卓		主事

(敬称略)

3. 策定の経緯

年月日	内容
平成 25 年 11 月 11 日	第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
平成 25 年 11 月 19 日～ 平成 25 年 12 月 1 日	市内在住の未就学児及び小学生の保護者へのニーズ調査実施
平成 26 年 2 月 21 日	第 2 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・稲敷市子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査について ・稲敷市幼稚園児保護者の就労状況に関するアンケートについて ・子ども・子育て支援事業計画策定方針 ・子ども・子育て支援の現況と課題 ・計画の基本的な考え方
平成 26 年 5 月 21 日	第 3 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・稲敷市子ども・子育て会議のスケジュールについて ・教育・保育の量の見込みについて ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・基準に関する条例について
平成 26 年 7 月 1 日	子育て中保護者を対象としたグループインタビュー実施
平成 26 年 7 月 28 日	第 4 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ・教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について ・計画の骨子案（体系）について ・子ども・子育て支援新制度に関する基準（条例）案の報告
平成 26 年 10 月 28 日	第 5 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案について ・パブリックコメント実施概要について ・稲敷市子ども・子育て支援新制度に関する条例等について
平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 19 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 4 月	稲敷市子ども・子育てプランの公表

いなしき子ども・子育てプラン
—稲敷市子ども・子育て支援事業計画—

発行日 平成27年3月
発行 稲敷市教育委員会子ども家庭課

〒300-1492 茨城県稲敷市柴崎7427
電話 029-892-2000（代表）
FAX 0297-60-6027



いなしき子ども・子育てプラン
—稲敷市子ども・子育て支援事業計画—

〒300-1492 茨城県稲敷市柴崎 7427
電話 029-892-2000（代表）
FAX 0297-60-6027